

日本占領期における日本民俗学者と アメリカ社会人類学者の邂逅

—— 民間情報教育局 (CIE) による National Fishing
Village Survey と attitude survey から ——

中 野 泰

日本占領期における日本民俗学者と アメリカ社会人類学者の邂逅 —— 民間情報教育局(CIE)によるNational Fishing Village Survey と attitude survey から ——

中 野 泰

1. 問題の所在と本稿の課題

本研究は、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の幕僚部の1つ民間情報教育局（CIE）に雇われた民俗学者が、アメリカ人類学者のもとでどのような調査研究を進めていたのかを、主として、民間情報教育局文書に依拠して明らかにするものである。

CIEの社会学調査研究は、アメリカの社会人類学者¹、パッシン（Herbert Passin）、ベネット（John W. Bennett）らが主導したものである。この調査研究には関敬吾、桜田勝徳、大藤時彦らの民俗学者が関わっていたが、民俗学史においてこの面の研究は皆無に等しい。坪井洋文は民俗学における調査の歴史をまとめた中で、「戦後CIEの与論調査室で新しい社会調査を身につけた大藤時彦、桜田勝徳、関敬吾、馬淵東一などの諸氏が研究所に関係され、研究や指導に活躍されたことは民俗調査に多くの寄与をなしている」と述べている。坪井は、「実証的諸科学の興隆」を盛り上げた例として、「戦後の諸外国の影響」や「日本民族文化の再認識への欲求」の存在に触れてはいるが、その具体的内容へは踏み込んでいない [坪井 1962:100-102]。坪井は、続けて、1947年に組織された諸学会による連合調査・研究（六学会連合、後に九学会連合）に触れ、これらの隣接諸学会との共同調査により、「社会調査における民俗学的方法の認識について、よい機会」となり、「調査方法の検討とともに、民俗学の目的や限界、方法に関しての外部からの批判、内部における理論構成に活発な動きが出てきた」と評価している [坪井 1962:100-102]。民俗学における調査手法に対して、これらいわゆる学会連合調査による影響は確かにあったものと思われる。だが、CIEのそれと一括された評価であったため、両者間の差異や、継承点などは問われることがなかった。諸学会が自発的意志によって連合して行った調査と、占領機関に雇わ

¹ アメリカ社会人類学という名称は、後述するパッシンの表現である。戦前のアメリカ人類学における社会学的関心に基づきつつも、日本占領下の政策に呼応した応用科学的性格が含まれている。

れた民俗学者が行った調査とは、自ずと性格を異にしている。そうした社会背景も含め、占領下における民俗学者が、何を行っていたのかという内容や経緯自体を明らかにする作業が必要である。

CIEの調査研究について、関係者自身がまとめて位置づけた文章は、現在のところ、1952年になされた座談会の記録以外にない〔岡田他 1953〕。CIEの調査研究に携わった民俗学者自身は、調査研究の内容や自らの関わりについて、ほとんど語って来ず、CIEの調査に基づく民俗学的研究成果を明示的に残していないからである。数少ない記録から窺ってみると、CIEの調査研究の意義は否定的に受けとめられているようである。例えば、関敬吾は、自ら携わった農村調査の調査報告書について「相当の批判もあることと思います」と述べ、桜田勝徳は、「非常にキメのあらい駆足の調査であったものですから世論調査以外には、何も私どもにプラスするものはなかった」という〔岡田他 1953:73-75〕。このような背景には、当事者達の姿勢、また、占領期間における日本の諸情勢やそれに対応する連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の姿勢の変化も関わっている。

しかし、注意を要するのは、これら当事者達、具体的には関敬吾や桜田勝徳は、戦後民俗学の理論家としても知られていることである。例えば、桜田勝徳は、民俗学の調査方法論や、むら、あるいは近代に対する民俗学的視角の批判的考察を進めた研究者として高く評価されている〔福田 1984、1986〕。このような理論的貢献をなした人物がCIEにおける調査研究で何をなしたかについては、ほとんど知られていない。福田アジオが述べるように、CIEに関わった民俗学者の活動について「今まで検討されることがほとんどなかったため、不明な点が多い」のである〔福田 2009〕。CIEにおける調査経験の重要性を暗示する点は、これまでの指摘からも窺える。例えば、野地恒有は、桜田勝徳の漁村民俗の研究が、戦前と戦後とで異なり、戦前の村落の共同を重視する見方が、戦後には、移住者の存在を重視する見方へ変わったと捉えている〔野地 1987〕。野地は、その変化の要因については考察を行っていないが、この桜田の研究視角の変化と、CIEにおける調査研究の経験が、無関係であったとは思われないのである。

CIEにおける調査研究活動については、文化人類学的観点からその概要が明らかにされている。中生勝美は、CIEの調査研究内容、雇用された研究者（文化人類学者、民俗学者、社会学者など）、及び、東京大学文化人類学教室に焦点をあて、日本の文化人類学の系譜の展開が、占領期・戦後においてヨーロッパからアメリカへ転換したと指摘している。また、アメリカにおける戦後の日本文化論研究が促進された点を、アメリカ人文化人類学者の検討を通じて主張している〔中生 2006〕。中生による研究は、CIEにおける調査研究の内実へメスを入れた点で評価されるが、明らかにされた内容自体は、調査研究の内容というよりは、関わった研究者の構成論的系譜であり、問題の大枠を示したにとどまっている。CIEの社会調査研究部門に雇用された研究者は複数にのぼる。行われた調査の数、調査期間のズレ、体制の変化などが認められる。このようなCIE自体

の変化や状況を考慮しながら、個別の調査や個々人の研究者の取り組みについての事実関係を明らかにし、学史におけるその意義を検討する必要がある。

本稿では、以上の関心に立って、CIEで行われた社会学研究調査のうち、National Fishing Village Survey（漁村調査）を取り上げ、そこで行われたattitude survey手法の検討を通し、アメリカの「社会人類学」者と日本の民俗学者の邂逅を方法論的に読み解くものである。

2. 世論調査・社会学研究課における社会学研究調査活動

(1) 背景

本論で検討する世論調査・社会学研究部門の調査を論じる前に、この部門の背景へ簡単に触れておく。世論調査・社会学研究部門は、民間情報教育局＝Civil Information and Education Section（以下、CIEと略）の一領域である。CIEは、連合国軍最高司令官＝General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers（GHQ/SCAP、以下SCAPと略す）の9幕僚の1つである。

SCAPは、日本の敗戦に伴い、ポツダム宣言の執行のために設置され、サンフランシスコ平和条約まで、日本の占領政策を主導した（1945-1952）。SCAPは、幕僚部と米太平洋陸軍の2つの組織によって構成された〔竹前 1996〕。9幕僚は、法務局、公衆衛生福祉局、民政局、民間諜報局、天然資源局、経済科学局、民間情報教育局、統計資料局、民間通信局である。SCAPは、上記の機能を遂行するために、極東委員会の政策を受け、連合国対日理事会との協議を前提とする間接的統治機構の1つであった。例えば、漁業法の改正をめぐるSCAPは、連合国対日理事会、特にソ連代表の牽制を受けた。このように日米を主軸とする国際的緊張関係の中で、SCAPは占領政策を主導していたのである〔日本常民文化研究所漁業制度改革記録委員会編 1955、農林省大臣官房総務課編 1972〕。

CIEは、日本の非軍事化と民主化を進める上で、特に、文化、宗教、教育、情報面を担当した部局である。CIEは、総務、教育・宗教、新聞・出版、放送、映画、企画、調査・分析などの部門で構成され、教育制度の改革、天皇制や国家神道を対象とした宗教改革を日本政府に求め、戦後日本の教育、文化、宗教の制度的基盤を形成する上で大きな影響力を持った〔久保 1984、ウッダード 1988〕。CIE設立時に決定された6つの機能のうち、後述する世論調査・社会学研究部門に直接関わるのは、世論調査についての規定、すなわち、「重要な世論調査に関して勧告」を行うことと、「そのような調査の実施」にあった。この細目は、「最高司令官にたいし、占領と再建計画にたいする大衆の反応を、事実にもとづいて通報する」ことと、「政策や計画の漸進的な作成および変更のための信頼し得る根本原理を確実にする」ことであった。

(2) 世論調査・社会学研究部門とアドバイザー

1. 世論調査・社会学研究課

世論調査・社会学研究課の前身は、CIEの調査分析課内部に設けられた一部署に始まる。当初の分析調査課の課長には、ベルツェル少佐 (John C. Pelzel) が就いた (1945.11-1946.5)。文化人類学を専門とするベルゼルのもとに、1946年の春頃、ハーバート・パッシンが30歳の若さで赴任した²。パッシンはベルゼルから多くを学び、彼が除隊し帰国した後すぐに「世論のなかにもっと広範な社会的な背景を取り込むところにまでこの仕事を広げるべきだ」と主張し、司令官らの説得にあたった。その結果、世論および社会調査部を設けることになったという [パッシン 1981: 199]。

組織改編や名称の変更はしばしば行われた。電話帳名簿を整理した研究によって、CIEの組織変遷を概観すれば、「研究と分析」(1945年11月)に始まった組織は、「分析と研究」へと名称を変え、1946年9月には「分析と研究課」となった [佐藤 1984]。この内訳は、情報班、メディア分析班、研究班、統計と報告班の4つで構成されていた。1948年7月には、研究班が研究係へと名称を変える。この中に世論調査・社会学研究班の名が見える。パッシンの説得工作はここに突くと見られるが、世論調査・社会学研究班の名はCIEの文書レベルにおいては、早い時期に見ることができ、その設立はさらに時期をさかのぼると思われる。最も大きな組織変更としては、世論調査・社会学研究課の名を1949年7月に確認することができる [佐藤 1984]。この課の正式な発足は、ベネットらによると、1948年10月である。組織改編の直接的引き金となったのは、SCAPによる専門家の訪日計画で来日したパウダー・メーカー博士による社会調査に関する助言があった。精神医学を専門とする女史は、広域調査とインタビューを経て、SCAP全般の社会調査・研究へ全般的な助言を行い、世論調査・社会学研究の組織的拡充が盛り込まれた [Bennett and Ishino 1963: 6]³。

パッシン (Herbert Passin) によれば、1947年から1948年にかけて、世論調査・社会学研究課の成果として、国会議員選挙の世論調査の正確さや、日本放送協会 (NHK) の編成や視聴者調

² ベルゼルは、ハーバード大学で人類学と極東語を専攻し、修士号を取得 (1939-1941)、海兵隊へ所属 (1941) した。中国か日本でフィールドワークを希望していたため、終戦後も海兵隊への所属延長を希望したところ、合衆国戦略爆撃調査団員へ任命され、1945年10月から1946年6月まで滞日し、帰国した。この間、既知の間柄であったCIE局長ニューゼントへ仕事を求め、ニューゼントから世論調査課を作る手伝いを依頼された。ベルゼルは、世論調査のために「人を集める仕事」をしたという。約1年後に再度来日した。中国へのフィールドワークを希望していたところ、クラックホーンが「中国は大混乱」しており、「あそこにも大したことが出来るとは思わない、なぜ日本に行かないのかと。日本なら行ける、占領軍に雇って貰える」と助言を貰った。来日し、1947年7月には教育課へ移動し、1949年に、アメリカへ帰国、ハーバード大学の教授、燕京東洋文化研究所に所属し、活躍した [パッシン 1981、ベルゼル 2010]。

³ パウダーメーカーに先立ってRaymond Bowers Victor、Herbert Hiram Hyman、Clyde Kluckhohnなど、情報や世論調査の社会学者、文化とパーソナリティを専門とする文化人類学者が訪日している。CIEにおける世論調査・社会学研究部門の改組は、心理学的関心を主軸とした第一線のアメリカ社会学者が動員されていたと言える。

査の発展などが見られたと評価されている。1949年には、国立世論調査研究所の設置案も国会を通過し、その設立も強く促した [Passin 1951]。

世論調査・社会学研究課の役割は、*History and Functions of PO & SR Division* (Box No5870, Folder title: History and Functions of PO & SR Division) によると、次のように整理される。

- ①占領に対する日本人の反応を報告。
- ②諸部局の依頼に対し計画を立て、態度調査、社会学的実地研究、文献研究遂行。
- ③国立世論調査研究所と協力し、世論調査の民主的手法の構築。
- ④技術的ガイダンスやトレーニングを日本の諸機関へ実施。

ベネットらによれば、この課の業務は、第一に（社会学）研究と執筆であり、第二に助言やコンサルタントであった。成果としてはこの部署において約32の態度調査、2つの社会学的モノグラフ、1つの簡潔な心理学的研究が謄写版で印刷され、GHQ内部に配布され、30にのぼる特別覚書と報告書がタイプされ、関連機関へ送られた [Bennett and Ishino 1963 : 7]。また、この組織の特徴の一つとして、教育に関わる側面は全面的に教育局の業務として、世論調査・社会学研究課は全く関与しなかった点が挙げられている。

2. スタッフとアドバイザー

世論調査・社会学研究のスタッフとしては、パッシンの外に、Ogita, Nakagawaの名も確認できる。文化人類学者のもとに、バイリンガルのアメリカ人スタッフが複数いたのである。Yoshiharu Scott Matsumoto (松本義春) もその一人で、調査レポートを複数残している [Matsumoto 1949]。1948年に課として独立し、ベネットがアメリカから赴任すると、ベネットが課長 (1949.3-) となり、パッシンが次席課長となった。この段階のスタッフは、Tamie Tsuchiyama, Cynthia Mazo, David L. Sills、後に James T. Thayer, Iwao Ishino が加わった。以上は、アメリカ側の本国経由で雇用された正職員であった。Yoshiharu Scott Matsumoto, Tamie Tsuchiyama, Iwao Ishino らは、戦時情報局海外戦意分析課 (Foreign Morale Analysis Division) の初期のメンバーである。戦中の対日情報戦略に関わった者が、占領期のスタッフとしてCIEへ配属されていたことが分かる [Hirabayashi 2001]。佐藤らの研究によれば、主要なスタッフ数は1947年から1948年にかけて40人弱であり、最盛期には45人を数えた (1946年11月) [佐藤 1984]。1946年9月段階で、分析と研究課内の「研究班」の中で、パッシンが使用した部屋 (RTB 102) は、Comdr. M.C. Mains (USNR Ret), Lt. H. Passin, Mr. C.L. Erickson, Mr. J.L. Handy, Mr. R. B. Pratt, Mr. T. Ogita, Mr. C. E. Tuttle, Miss. M.E. Cady の8人のほか、「統計と報告」班の4人の12人が所属していた [福島 1984 : 84]。

日本のスタッフは、正職員として雇用されるアドバイザー、通訳、翻訳、事務などであった。SCAPが、英語能力を基準の一つとして、日本で雇用したのである。日本スタッフのうち、アドバイザーは、学術的専門性を有する者達である。民俗学者としては、関敬吾、桜田勝徳、大藤時

彦、社会学者としては、鈴木栄太郎、喜多野清一、小山隆、竹内利美、地理学者としては、小寺廉吉、文化人類学者としては、石田英一郎などである。この外、社会人類学者として知られる馬淵東一は、スペシャル・トランスレーターとして雇用された。

アドバイザーを雇用する契機となったのは、パッシンから関敬吾と喜多野清一に相談がなされたことにあった（1946年6月）。相談を受けた関敬吾と喜多野清一が中心となり、小山隆と桜田勝徳を加えて人選を進め、上記したスタッフが整っていったと思われる。年月日が不明であるが、終戦後間もない頃のこととして、パッシンが、柳田国男を訪ね、喜多野清一、関敬吾、大藤時彦、倉田一郎、桜田勝徳などの名前を示し、消息を尋ねている。多くの氏名がCIEのスタッフと重なっており、人材の選定に柳田国男の知見を参照していたことが分かる〔磯貝 1968〕。アドバイザーには出入りがあり、一定していたわけではない。1947年秋頃に鈴木栄太郎が辞め、1947～1948年の冬頃に、喜多野清一、大藤時彦らが辞め、竹内利美が新たに雇われた。1949年の6～7月に石田英一郎、馬淵東一が新たに雇われた〔岡田他 1953〕。アドバイザーの中で、長くつとめたのは、関、小山、桜田の3人である。

1948年9月30日の雇用関係文書において、桜田勝徳は、プロフェッショナル・コンサルタントと記されている。以後の雇用関係文書ではアドバイザーという標記が一般的である（以後、記述はアドバイザーに統一する）。桜田のアドバイザーとしての内容は3点ある。①日本の漁村についての諸問題に関する研究とコンサルタント、②OIC（米務省・国際情報文化局（Office of International Information and Cultural Affairs）のこと。以下、OICと略記する）とSCAP内における会議と議論、③日本の漁村と農村の専門家との連繋、である。①の細目は、a；資料の収集、b；資料の分析、c；資料と報告の準備、d；要請による現地調査である（Box No.5774, Folder title: Sakurada, Katsunori - Public Opinion & Sociological Research Division, CIE）。

以上のように、世論調査・社会学研究課においては、世論調査という目的を枠組みとし、社会学研究を主導するCIEのスタッフとして文化人類学を背景に持つ者が就いていた。この人物によって、日本側スタッフが、社会学、民俗学、文化人類学を専門とする学者の中から人選された。アドバイザーらの中には、関啓吾など外国語が堪能な人物も含まれていたが、彼等の作業は日本語で進められ、それが英語に翻訳され報告書などが作成されていた。

（3）主要な調査と報告書

1. 研究課題

以上の日本人アドバイザーが世論調査・社会学研究の部署で中心的に関わったのは社会学的研究に比重を置いたものであった。この研究について、課題設定、調査背景、主要な調査と報告書を概観する。以下、これを日本側アドバイザーらの理解に基づきまとめていく（主として1952年に行われた座談会に依拠する〔岡田他 1953〕）。

研究の内容を決める会議は、世論調査・社会学研究のスタッフとアドバイザーとの間で、複数回設けられた。アドバイザーからは、「直接進駐政策と関係のある調査はやりたくない」「吾われは学者だから、純学術的な調査をやりたい、それでよければ、やりましょう（喜多野清一）」と意見し、「それでよろしい」とパッシンが返答する経緯を経て、具体的な研究題目が策定された（1946年9月）。この会議で、National Societyという主題のものに、15項目の小テーマが配置された（表1）。これらのテーマのうち、「日本社会の基礎構造の研究」が当面進めることができる課題であるとして、具体的には、家族、村落、都市、国民社会などの個別研究を、同じ順序で、小山隆、村落のうち農村を喜多野清一、漁村を桜田勝徳が担当することになった。「日本文化領域」という課題については、関敬吾と鈴木栄太郎があたることになった [岡田他 1953]。

表1 National Society
[岡田他 1953]

1	population
2	residential settlements
3	communication
4	kin-tie relations
5	regional tie relation
6	occupational structure of the nation
7	associations
8	social stratification
9	organization of education
10	social organization of religious life
11	national forms of courtesy
12	annual cycle of national life
13	cultural area
14	degree of urbanization
15	social structure of Japanese Nation

表2 世論調査社会学研究課における主要な調査・報告書

	農村	漁村	家族	山村
目的	農地改革に伴う、日本の農村の変化を調査	漁業権改革法案作成に関し、農地改革と異なって複雑な事情を理解するため、背景知識の調査を依頼	昭和25年の国勢調査に関連して、ESSの方からCIEの方に国勢調査の基本的な準備として、家族とかあるいは世帯などに関する概念規定をはっきりさせてもらいたいという註文	濫伐と洪水を防止するための伐採制限の条項を森林法の改定内容に入れたらどういことになるのか、また実際にそれができるとかどうかということが、問題の中心
依頼機関	天然資源局	天然資源局	経済科学局	天然資源局
期間	1947.5-1950.11	1947.10-1948.12	1949.9-?	1949.(1)3-1949.7
アドバイザー	喜多野清一、小山隆、鈴木栄太郎、関敬吾、桜田勝徳	関敬吾、小山隆、桜田勝徳、大藤時彦、喜多野清一カ	小寺廉吉、小山隆、桜田勝徳、竹内利美、馬淵東一（特別通訳）	桜田勝徳、関敬吾、竹内利美 + α ?
プレテスト地	埼玉県比企郡唐比村	千葉県鴨川、堀田	高知県、香川県	栃木県鹿沼4ヶ村
本調査地数	13ヶ村	9ヶ村	9ヶ村	1ヶ所
本調査地	北海道江別町、岩手県水分会、新潟県横越村、長野県信田村、埼玉県唐比村、千葉県太海村、静岡県河城村、奈良県二階堂村、鳥根県吉田村、岡山県帯江村、香川県相生村、福岡県穂波村、熊本県須恵村	北海道増毛町、高知県室戸町、岡山県日生町、新潟県出雲崎町、北海道伊達紋別町、神奈川県米神部落、長崎県式見村、宮城県唐桑村、愛知県大崎町	秋田県横沢村、岩手県江刈村、宮城県雄勝町、滋賀県苗村、兵庫県大牟村、三重県長岡村、佐賀県城田村、(熊本県内牧町→) 宮崎県椎葉村、大分県四浦村	栃木県鹿沼
報告書	A. F. Raper, T. Tsuchiyama, H. Passin, D. L. Sills, <i>The Japanese village in transition, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers</i> , Nov. 1950 (Natural Resources Section ; Report, no. 136).	<i>Some Aspects of the Fishery Right System in Selected Japanese Fishing Communities. A report of a field survey of the operation of the fishery right system and its problems in representative fishing communities in Japan.</i> Public Opinion and Sociological Research Unit, Research Branch, Nov.1948.	<i>THE JAPANESE RURAL FAMILY: SOME STRUCTURAL-FUNCTIONAL ASPECTS.</i>	(<i>Forest Sociology</i>) (未刊 Draft)

典拠：漁村、及び、報告書についてはCIE文書。他は [岡田他 1953]、一部CIE文書及び他資料により訂正。

2. 調査背景

以上のスタッフで行われた調査のうち、主要なものを表2に挙げた。ここからいくつかの特徴を指摘できる。これらの調査は、CIEが独自に計画したものというよりは、他部局から依頼されて行ったものが多いことである。目立つのは、天然資源局（Natural Resources Section, 以下、NRSと略す）からの依頼調査である。農村調査、漁村調査、山村調査は、いずれもNRSによる依頼調査である。また、山林調査を除くと、調査地の数が少なくなく、それらの分布が全国にわたっていることを指摘できる。例えば、経済科学局から依頼された調査は、昭和25年に行う予定の国勢調査の家族に関わる調査項目を検討するために行われた。その調査地は、東北地方（秋田県横沢村、岩手県江刈村、宮城県雄勝町）、近畿地方（滋賀県苗村、兵庫県大芋村、三重県長岡村、佐賀県城田村）、九州地方（宮崎県椎葉村、大分県四浦村）と全国から選択されている。さらに東北地方や近畿地方からは3地区、その他の地方からも2地区を選んでいる。各地方から調査地を複数選択し、同一目的に向けて行う総合調査の性格を有していたと言える。

3. 報告書の形態

調査結果は、報告書としてまとめられた。主要な調査の成果については、先の表2に掲げた。農村調査の報告書は、3000部以上印刷され、アメリカ大陸において広く普及した報告書の1つである [Bennett 1951:2]。しかし、公刊された報告書は農村調査のみであり、他の報告書は、いずれも主としてSCAP、及び関連組織内に限定された内部報告書である。家族調査の報告書については、報告書に刊行年が付されていず、完成した年月日は不詳である。また、山村調査の報告書は、「reportの3分の2ぐらいまで」作成した段階で、CIEが閉鎖になり、未刊に終わっている [岡田他 1953]。

テーマによっては、調査自体が中止になったものもある。例えば、人口問題の研究は十分に準備を進めて調査に臨んでいたが、出発直前に中止された [岡田他 1953]。人口問題のテーマは、出産調節に関わる実態調査を意図したものであった。この中止は、日本の人口が、食糧難にも関わらず増加傾向を示して懸念されていた中で、産児制限を推奨する仕方が、在米、在日のキリスト教信者から反発を呼び、また、ナチスの人口政策を想起させたため、日本のみならず、アメリカからも批判が噴出したことに起因し、マッカーサー自身が指示したものであった [ペリー 1982:136-139]⁴。

以上のように、National Societyの研究は、そのまま全てが遂行され、成果が全て公開されたわけではない。学術的というよりも、SCAPの政策的性格が強く認められるのである。

⁴ 隣組の調査研究も行われていた。この調査目的は、この組織が「神社神道の祭礼のための寄付金を徴収することが諸々の不満の主な原因」であったためである。しかし、SCAPが規制しようと努力中の1947年の1月に隣組を規定していた内務省令が政治的な理由から廃止された [ウッダード 1988:148-157]。

(4) 社会学研究調査の二面性

ベネットらは、世論調査・社会学研究課の特徴として、この組織がSCAP内で低い地位にあり、この課が行う提案や調査報告は、他の組織のフィルターを通じなければならず、改革や命令を主導するといった行政的影響力を持たなかったという。しかし、世論調査・社会学的研究課におけるアメリカ人と日本人との間の関係性は、政治的文化的境界を越えた知的連関性 (colleagueship) になぞらえることができ、研究請負機関の性格は、世論調査部門と社会学研究部門とは異なっていたとする。例えば、前者が他部局から依頼された通りの手続き、例えば青色を抽出するという依頼に対して青色を抽出する手法で調査を行うのに対し、後者では、求められた調査の内容を編成しなおし、日本社会と文化の主要な問題、すなわち、社会構造と文化的型へ迫れるよう、調査を主導することができた。スタッフ達の日常会話ではこれを俗にカクテルパーティと称したという [Bennett and Ishino 1963 : 10-21]。このようにベネットによる社会学研究の位置づけは、日本側アドバイザーらが「純学術的」な内容に拘ったのと同様に、相対的な独立性を保った中で行われたかのように描かれている。

しかし、研究の展開や報告書の作成に見られるように、一方で、社会学研究調査は、占領機関 (SCAP) の大きな影響下にあった。例えば、パッシン自らが、世論調査の計画は「基本的には政治的な狙いをもって進められ、実施の時期は基本的には学術的ではなく政治的な配慮によって左右された」と振り返っているように、政治主導下で行われた社会学研究調査は確かに自律的なそれではなかった面があると推察される [パッシン 1981 : 201-205]。強調される学術的性格については差し引いてみる必要がある。世論調査・社会学研究部門においてなされた研究や調査は数年にわたり、その数も少なくない。この両者のせめぎ合いの中で、個別レベルの検討が求められているのである。

3. フィールドワーク—漁村調査を中心に—

以下、具体的対象を漁村調査に設定し、調査の計画、実施の具体相について、CIE文書を中心に明らかにし、検討を進めていく。漁村調査を対象とする理由としては、CIEにおける社会学研究調査のうち、全体を捉える上で、短期間で達成され、全容を把握する上で便宜がよい点、CIE文書内で、Boxやフォルダが比較的まとまって得られる点などをあげることができる。

CIE文書は、アメリカ公文書館所蔵のものであるが、ここでは、日本の国立国会図書館 (憲政資料室) に所蔵されているマイクロフィッシュのコピーを利用した。主としてBOX No.5918-5920を検討したが、これ以外については括弧内にBox No., Folder titleを明記する。なお、断りがない限り、翻訳は筆者が行った。

(1) 調査依頼と計画

1. 天然資源局の依頼

漁村調査の依頼は、NRS (天然資源局) からCIEの世論調査社会学研究班へなされた (1947.9.4)。時は、SCAPの勧告により、農林省が漁業法案を作成している過程であった。下記の文書によると、調査の主眼は「漁業権改革法案作成に関し、農地改革と異なって複雑な事情を理解するため、背景知識の調査を依頼」することにあつた。具体的には、以下の3点が求められた (5872, The Fishery Right System, Correspondence Re)。

- ①村の組織へ認められている専用漁業権の配分に関して、個人漁業者へどれだけの統制が行われているのか？
- ②年間を通じた季節的な漁業権の継承に関して、漁業者はどの程度生計を依存しているのか？
- ③もし、漁業権の行使者のみが権利を有するのであれば、コミュニティの経済的社会的生活へどんな影響があるだろうか？

2. 調査計画

世論調査社会学研究班において、この依頼に応じて会議を開き、調査計画を策定していった。1947年9月16日の会議録「漁業調査 (Fishery Survey)」は、4部で構成されている。I部では、世論調査社会学研究班が依頼に答えるべきであること、第II部では、日本人社会学者達は農地改革の作業を世論調査のコーディングも含め終えており、残る作業は、経済科学局のIBM機械による集計計算、翻訳、最終執筆だけであること、依頼内容は開拓的研究であり、現地資料の照合が求められるが、そのような資料は現在入手し得る形にはなっていない、そのため、次のような計画を提案するとしている (5872, The Fishery Right System, Correspondence Re)。

第III部は計画内容であり、a; スタッフと、b; 現地調査の2部に分けられる。

a; スタッフは、日本の社会学者4人、4人のバイリンガルなアメリカのスタッフとし、ここに可能ならば教育課からペルツェルを招請し、5人の体制を組む。理想的には、5つの現地班体制で、1つの班に、SCAPの社会学者1人、非SCAP (=事実上、日本の専門家) 1人とバイリンガルなアメリカ人1人の3人体制としたい。

b; 現地調査については、①プレテストと、②プレテストの分析、③全国調査の3部に分かれている。①プレテストについては、スタッフが課題となっている問題や、漁業の特異な言語の感覚に通じること、全国調査に向けた統一の手続きを完遂すること、現時点で考慮されている問題が適切な枠組みになっているかどうか、世論調査の質問項目の予備的实施、NRSへ背景知識として、また、暫定的回答として、1つの村だけを取り上げ、該当の問題についての予察報告を行うという案がまとめられている。

②プレテストについては、1週間ほどかけ、予察的分析の執筆、現地手続きの問題の鍛え上げ、NRSとCIE間で問題を議論すること、世論調査の質問項目の改善、分析に用いるIBM機械へ合わせるため、質問項目の事前調節、事前調節した形態の印刷などについてまとめている。

③全国調査については、③-1；調査地、③-2；調査内容、③-3；調査方法の3点がまとめられている。③-1；調査地においては、具体的な調査地を記載していないが、漁業の性格や収入との関わりを基準に3つの調査地域を類別している。③-2；調査内容では、調査すべき問題を18項目羅列している。③-3；調査方法では、様々な調査手法が用いられること、具体的には、世論調査のための面接調査、インテンシブな面接調査、地域の記録資料、直接観察などであり、これら調査の過程で、漁業に関わる地域の経済的、社会的で詳細な知識が必要になるとする。具体的には、漁法、操業、漁業権の配分、漁獲の配分、漁場利用の地域的慣行などである。また、これらに関して、家族的労働、拡大家族の労働、契約労働、居住者と移住者による漁業労働の関係、若者の組織などが挙げられている。

第IV部は、NRSの意向は可能な限り早く調査を遂行して貰いたいこと、OICの側の都合で、9月22日以降に開始できる環境が整うこと、などが記されている。

続く11月14日の会議は、「全国漁村調査 (National Fishing Village Survey)」を主題に行われた。この会議録によると、第一に、全国調査の準備が整い、調査案の日程が12月1日～21日となり、4チームに分かれ、NRSの関心に沿った漁村の型に基づき10の事例地を決定したこと、プレテストで調査した千葉県の村々が属する漁業タイプは、沿岸と遠洋とに分かれ、主たる収入が漁業であるという（後述するC-1に該当）。第二に、調査地、調査地の漁村類型、及び、チームリーダーが記されている。第三に、各々のチームが、1人のアメリカ人と4人の日本人の計5人で構成されること、これに加えて日本人の助手が2つの立場、すなわち、CIEが軍政局を通じて雇用する30～45日間の現地スタッフ、そして、自発的に研究者と大学院生が手弁当で参加することが記されている。第四に、プレテスト調査地である鴨川と堀田に関する要点が最終報告では少なくなるのが分かったため、調査から戻った後、12ヶ村のレポートを作成する必要があることを述べているが、これら2ヶ村の最終報告を他の10ヶ村に沿って単純に調整すると考えていたところ、しかしながら、2ヶ村の世論調査の成果は、たいへん短く提出されるだろうと記されている(5872, The Fishery Right System, Correspondence Re)。

3. 漁村の選択基準

調査漁村の選択は、以上のように、該当漁村における漁業の性格、収入に占める比重を大きな基準に3つに分けて捉えられた。1つ目は、「A. 主たる漁業収入が遠洋漁業による村あるいは町」である。2つ目は、「B. 主たる漁業収入が沿岸漁業権による地域」である。3つ目は、「C. 沿岸と遠洋の漁業の両者に漁業産業が分かれている地域」である。これら3つの分類は、更に細分さ

れ、該当漁村が選ばれた。例えば、1つ目の分類は、3つに分けられ、「(1) 主たる収入が漁業である地域」「(2) 季節的漁業者によって構成される地域」「(3) 主たる収入が漁業よりも企業家による地域であるが、相当な漁業が行われている地域」となっている。これに該当する漁村は、(1) = 高知県室戸、(2) = 宮城県唐桑、(3) = 宮城県唐桑である。以上を、表3にまとめた。このような分類に基づき、本調査に向けて9つ、プレテストに向けて2つの漁村が選ばれたのである。漁村選択の研究上の意図は、後の報告書において明示されていないため、ここで調査の狙いを整理しておく必要があるだろう。

Aの分類の内容は3つに分かれているが、この分類のあり方は、漁業を主としながらも、漁業形態が季節的性格を持っている形態と、企業的なものによるものと分けられている。後者の内容は不明だが、選択された漁村から推測すると、遠洋漁業、及び、その生産物の加工等を行う企業の存在を捉えようとしたものと考えられる。Bの分類内容は、7つに分かれている。これらは、基準の置き方によって以下のように区別できる。主として漁業形態に基準を置くもの(4, 6, 7)と、漁業従事者の性格に基準を置くもの(2, 3)である。(1)と(2)は、漁業収入に依拠し、その漁業が水産物に依存するというほぼ同じ内容を基準としている。これを整理すると、漁業に依拠するあり方を、一方で、漁業の多様性と特殊性に基準を置き、他方で、従事者が季節的漁業者であるか企業人であるかを基準に捉えようとしている。従って、ここでは、多様な漁業が特定の漁業へと特化すること、つまり、従事する者が漁業者から企業家へ移行するという歴史的变化の図式が前提になっていることが読みとれる。Cの分類内容は、2つに分かれるが、この内容も、漁業者による漁業から非漁業者による漁業という図式に則っている。

先の座談会で桜田は漁村選択の基準について「調査漁村はNRSの注文により、いろいろの漁村を全国的に地域的に、適当にばら撒くというやり方で選びました。北海道では当時吾われの食料として大切であった鯨の産地である“増毛”と噴火湾の“伊達”を選び、三陸では鰹漁業の盛んな、そして近くに大きな漁港があって、そこに依存している三陸の典型的な漁村の一である“唐桑”日本海岸ではこの方面の有力なタラバ漁村の一である“出雲崎”を選びました。(中略)神奈川で“米神”という定置漁業村ですが、ここは定置漁業権をめぐる村内が二つに割れ、非常にむずかしい争いをしていた所でありました。(中略)愛知県では海苔の養殖でやる“大崎”それから岡山県では瀬戸内海が一番典型的な小さい漁民がたくさんいる“日生”というところ、それから高知県では“室戸”という沖合漁業村を選び、それから長崎では千葉の大型タグリ網に相対する小型アグリを専門にする“式見”を選びました。式見は大資本の力が非常に大きく加わっている漁村でした」と述べている[岡田他 1953: 74-75]。桜田の捉え方は、各地の典型的な漁村を念頭に、沿岸漁業、その多様なあり方として、小規模漁民、養殖漁村、小資本漁業、漁業権で対立する漁村、大規模定置網、また、沖合い漁村、漁港に接続する遠洋漁村となっている。ここには、漁業技術や資本導入の展開と、それに伴う、漁業の沖合い、遠洋化という変化を捉えよ

表3 調査漁村の選択過程と分類

プレテスト	調査地案(11月会議)	実際の調査地	大分類(9・11月会議案)	小分類(9・11月会議案)	小分類含意	大分類含意
-	高知県室戸町、あるいは室戸崎	室戸町、高知県	A. 主たる漁業収入が遠洋漁業による村あるいは町	(1) 主たる収入が漁業である地域	非漁業→専業の遠洋漁業	沿岸における多様な生業形態→沿岸漁業専業→特定漁業形態→遠洋漁業専業
-	宮城県唐桑	宮城県唐桑		(2) 季節的漁業者によって構成される地域		
-	宮城県唐桑	宮城県唐桑		(3) 主たる収入が漁業よりも企業家による地域であるが、相当な漁業が行われている地域		
-	北海道増毛、あるいは余市	北海道増毛	B. 主たる漁業収入が沿岸漁業権による地域	(1) 主たる収入が漁業による地域	多種・季節漁業→特定漁業形態・専業の沿岸漁業	
-	岡山県日生、あるいは下津、あるいは牛窓。あるいは、広島県尾道、あるいは鞆	岡山県日生		(2) 季節的漁業者によって構成される地域		
-	鳥根県片江、あるいは北浜	無		(3) わずかな漁業を農業者あるいは産業人が構成するが、沿岸には豊かな漁場が広がっている地域		
-	神奈川県米神	神奈川県米神		(4) 主として定置網漁業に依存する地域		
-	北海道森	北海道伊達紋別		(5) 主とした漁業産業が水産物に依存する地域		
-	新潟県出雲崎	新潟県出雲崎		(6) 主として専用漁業権漁業に依存する地域		
-	-	無		(7) 一年を通じて、漁業者が多様な漁業に従事する地域		
-	長崎県茂木、あるいは式見	長崎県式見	C. 沿岸と遠洋の漁業の両者に漁業産業が分かれている地域	(1) 主たる収入が漁業による地域	非漁業→沿岸・遠洋の併存	
千葉県鴨川	-	無		(2) 主たる収入が非漁業の企業による地域		
千葉県堀田	-	愛知県大崎				

典拠：INTRA-SECTION MEMORANDUM Fishery Survey (1947.9.16)、National Fishing Village Survey (1947.11.14)、ボックス番号:5872、フォルダ名：The Fishery Right System, Correspondence Re.

うとする認識が認められる。漁村の選択は、NRSの注文に沿いながら、主として桜田勝徳の知見に依拠して決めたものと思われる。

以上をまとめると、漁村選択は、変化の抽出を念頭に置いており、その変化は、多様な生業（例えば、半農半漁）から専業化を大きな枠組みとし、さらに、沿岸→専業化（特定漁業特化）→権利所有者と行使者の分離という側面と、沿岸→遠洋漁業（併存）→専業（産業）化という側面で捉えようとされている。9つの漁村選択は、専業化と沖合遠洋化により、漁業権の所有者と行使者が分離していくという関心枠組みにおいてなされたと言える。

(2) 調査方法

1. 文字資料等

実際の調査に関しては不明点が多い。おそらくは、調査地へ赴くと、役場等から村や、戸口や

家族、そして生産に関わる統計、及び、地図などの資料を入手したと思われる。実際、CIE文書の中にも多くの統計資料がある。先の座談会によれば、農村調査においては、ジープで大勢が役場に乗り付け、大急ぎで資料をとっていき様子が反省的に語られている。地図などは、農林省の役人を動員し、部落地図、農地移動の地図など、克明なものを作らせていた。桜田勝徳も「村によっては漁場図作成に思わぬ時間がかかる」と述べている。公的機関の手を相当に煩わせた様子で、地元の村からこれらにかかった経費の埋め合わせを要求されたこともあった〔岡田他 1953 : 71-74〕。

2. attitude survey・質問項目

特徴的な調査方法としては、attitude surveyが行われた。ここでは態度調査と訳す。これは、調査員が統一的に、一定の調査項目に基づいて面接調査を行う手法である。この調査法を、大がかりで調査の中へ採り入れたのは、座談会によると、CIEではないかとされている。小山隆の回想によると、「相手をえらばずそういうことを聞いて、そのまま書き取る」という方法について、当初、パッシンは「どうやったら相手の気持ちをそのままに捉えることができるかと、おっかなびっくりでやっていた」という〔岡田他 1953 : 82〕。

農村調査の場合、調査項目の作成には主として、鈴木栄太郎や喜多野清一の意見が入っていたとされる。漁村の調査項目の場合、NRSの依頼が基本であった。その16の項目へ、世論調査社会学研究班が訂正と追加を施し、実際の調査地で活用できるものへ作り替えた。この過程で、項目数は最大で45まで増加したが、結局、プレテスト段階では22項目へ落ち着いた(表4参照)。

以上の項目数の変化の中で、追加された主要な点を挙げると、以下の通りになる。

- ①基本的個人情報
- ②村外からの情報(新聞、雑誌、ラジオ、映画、政府イベント)
- ③個人の評価(漁業組織、漁業権、現在の生活)
- ④個人の意見(漁業組織、漁業権)

①基本的個人情報は、その者の具体的個人的な情報を聞く項目として追加されたものである。この内容は、face sheetとして、個別の被調査者の返答を記録したノート of 表紙として利用された。②村外からの情報(新聞、雑誌、ラジオ、映画、政府イベント)は、NRSの項目で欠けていたが、世論調査・社会学研究班、ひいては、CIEの機能として欠くことのできない内容であったと思われる。③個人の評価(漁業組織、漁業権、現在の生活)、及び、④個人の意見(漁業組織、漁業権)については、NRSの項目では不明瞭だった部分で、世論調査・社会学研究班が洗練させた部分と言える。このように漁業権調査に特化した内容であったNRSの項目は、世論調査・社会学研究班が手を加えることにより、世論と社会的な内容を併せ持つこととなった。

attitude surveyは、基本的に調査者と被調査者との直接的面接によってなされた。座談会で回

表4 依頼された16の調査項目(NRS)と再編成した22の調査項目(CIE)

	天然資源局(NRS)が依頼した16の調査項目	民間情報教育局(CIE)で再編成した22の調査項目
項目数	16	22
1	What fishery rights are present in the waters off the village?	Do you take a newspaper regularly?
2	Who owns the rights at present; how did these owners secure the rights?	What newspaper?
3	How many rights by class are registered with the Central Bureau of Fisheries or the Prefectural Government, including all combinations listed under the exclusive rights; and how many of these rights are being operated?	Do you take magazine regularly?
4	Who operates the rights at the present time, and how did the operators get control of the rights?	What magazine?
5	How many members does the local Fishery Association have; the nature of membership, compulsory, etc.?	Do you have a radio?
6	Who controls the local Association in effect; how are the officials selected?	Have you ever heard gyoson ni okeru yube?
7	What is the attitude of the common fisherman or fishery laborer toward the Fishery Association and toward the present system of fishery rights?	About how often have you heard it this year?
8	What percentage of the catch in the various types of fishing go to the working fisherman?	What do you think of the program?
9	How much control does an individual fisherman have in the allocation of exclusive rights that are granted to an Association, and what part does an individual's heredity and village position play in this allocation?	What would you like to hear?
10	How important to the village economy are the rights which are subleased by the Association, if such rights exist?	In the past month, how many times have you gone to the movies?
11	What types of organizations exist in the fishery structure of the community; for example, are there cooperatives, partnerships, corporations, etc.?	Name the pictures you you have seen.
12	If only operators of rights are allowed to hold rights, what effect will it have on the economic and social life of the community?	Since the beginning of the year how many times have you seen cinema?
13	What is the relationship between the Fishery Association and the village council, and how nearly does opinion of the council represent the opinion of the fishermen.	How are things going along right now?
14	To what extent is the fisherman dependent upon a series of seasonal fishing rights for his yearly income?	How is it compared to during the war?
15	What in the fisherman's own thinking about his problems? What is the thinking of fishery leaders, and how do the two agree or disagree?	How is it compared to before the war?
16	Changes in fishing communities from before the war to the present time.	Do you think that the exclusive rights should continue to exist or be eliminated?
17		What share of the catch do you receive?
18		Is there a fishing association here?
19		Are you a member?
20		Do you think it's a good thing or not?
21		Some people say that the fishing association is necessary and some people say it is not. How do you feel about it?
22		What do you think should be done?

典拠：16の調査項目については、*Some Aspects of the Fishery Right System in Selected Japanese Fishing Communities*. Appendix. IV。22の調査項目については、Preliminary Study #1 on Kamogawa & Hota Fishing Villages in Chiba Prefectureに依拠した。実際の調査では、この22の調査項目の順番を入れ替えて利用したことが、attitude surveyで記録された被調査者の返答ノートから分かる。この表では、この入れ替えた順序の通りに掲載した。

願されているように、一カ所に村人が集められ、順次呼び出されて行われ、その結果は、個人毎にノートへ記録されたものと思われる。このノートの内容については後で検討したい。

3. プレテスト・本調査

プレテストは、10月6日から19日までの12日間にわたって、千葉県の2ヶ村で行われた。スタッフは2班に分かれ、4人のアメリカ人と5人の日本人が調査を行った。鴨川は、桜田、喜多野、大藤だったと記録されているので、堀田を担当したのは関、小山と推察される [桜田 1982]。これにCIEスタッフがついたと思われる。事務的に作成された調査報告(10月24日)によると、調査遂行に当たって協力してくれた千葉地方軍政部への謝辞、調査中の食料、物資の入手方法についてのコメント、得られた背景資料の一覧が成果として報告されている (Fishery Right Report - Chiba Prefecture)。なお、パッシンは、プレテストに関係して、日本側の学者や助手の一行と旅館に数週間滞在した際の経験を日本文化論として綴っている [パッシン 1982: 254-258]。

本調査の実施過程については、未だ該当資料を見ることが出来ず、不明点が多い。日程としては12月1～21日を予定していたが、若干のズレがあったようである。attitude surveyの内容も不詳である。調査はここでも班別行動であった。4班の班員についての詳細は不明である。推測を交えれば、①北海道班は、CIE; H. Passinと関敬吾、②新潟・宮城班は、T. Ogitaと小山隆、③島根・高知・岡山班はY. S. Matsumotoと桜田勝徳、④長崎・神奈川班は、Nakagawaと大藤時彦となる。このようなスタッフに加え、以下の者を調査者としていたことが、紹介状の準備を要請するメモによって分かる。総務庁(段麒麟一郎・日下千章・甲田和衛・北原一身)、東京文理科大学(岡田譲)、東京大学法学部(潮見俊隆・唄孝一)、立教大学(中田英一)、紹介状不要の者として、江澤繁、竹内利美、山本斌ら3人の計11人である (Fishery Right Report - Rough Materials, Kamogawa Hota Survey Code Sheet)。回想によれば、この他、三須幹男もいた [岡田他 1953]。これらの者が4班に分かれ、現地調査に携わったと見られる。パッシンは、北海道の調査において、一ヶ月の期間中にストレスが溜まった経験を日本文化論として記し、高知県調査においては、以前から関心を有していた祖谷山を訪ねている [パッシン 1982: 118-121, 1981: 86]。

(3) 調査報告書

1. 編集

調査報告書は、1948年11月に完成した。そのタイトルは、「選ばれた日本漁村における漁業権制度に関するいくつかの側面 (Some Aspects of the Fishery Right System in Selected Japanese Fishing Communities.)」である (5919Boxの他多数。フォルダタイトルは報告書名と同じ)。この報告書は本文124頁で構成され、補遺が付されている。

ちなみに、CIE文書中には、刊行年月を1947年12月と記す調査報告書がある (5248、フォルダ

タイトルは報告書名と同じ)。この内容は、1948年の完成版と目次も内容もほぼ同様であり、完成版に向けて作成されたドラフトと思われる。タイトルは完成版と同様であるが、主題として、*A Report of a field study of the operation of the fishery right and its problems in representative fishing communities in Japan.*となっており、準備者が、Public Opinion and Sociological Research Unit, Research Branch.、執筆者は、Mr. H. Passinと記されている⁵。

2. 構成と成果

報告書の構成を表5にまとめた。序文、第I部「一般的背景」、第II部「調査の主要な成果の概要」、第III部「漁村調査成果の詳細」、第IV部「現在の諸問題に対する漁業者の態度についての世論調査」で構成され、補遺が掲載されている。補遺の内容は、漁業権に関わる5つの統計表、日本語の用語解説、日本漁業に関わる基本的な法律等、質問項目、参考文献の5種である。

第I部においては、日本の漁村と漁業権についての歴史、特徴、近年の変化をまとめており、いわばイントロダクションの役割を果たしている。第II部は、後述するように事実上の結論の内容を持っている。第III部は、第II部の結論の母体となる資料を漁村別に詳述している。第IV部は、attitude surveyをまとめ、2つの章で構成されている。

報告内容の結論を第IV部から見てゆく。22章「漁業者の近年の諸問題に対する態度」では6つの節がまとめられている。態度調査の統計数値を各項目で提示し、全体の傾向をとりまとめているが、いずれも短文である。23章「事例の構成」では、attitude surveyで取り上げた被調査者の属性をまとめている。この中で、漁業組合に対する態度の数値が、漁業権に対する態度の数値と相互に関連する可能性を示唆している。だが、その詳細な検討は行われていない。22章の序文で、とりまとめた内容は「この国全体の漁業者達に通じる代表的」なものとはいえず、「訪れた村落の漁業者の考えだけを表わしている」と記されている。一般化をたいへん抑制していることがわかる。このように第IV部では、漁村の選択理由や、漁村調査の学術的意図に対する結果を、attitude surveyという手法へ関連づけ、分析し、結論を抽出していないといえる。

報告書の結論に準じるのは、むしろ、第II部「調査の主要な成果の概要」と思われる。第II部は6章で構成され、各地漁村の漁業権に関わる多様性が各側面にわたって整理されている。ここでの整理は、多様性に焦点を当てながら、漁業権に関わる問題点としてまとめているところに特徴がある。例えば、第7章の「漁業組織の指導者」においては、漁業組織と指導者の選出について整理しながら、漁業組合の指導者が事実上の地域代表者となり、その者が巨大な資本制企業の代表者でもある場合、特定の関心に沿って組織が統制されるおそれがあること、にも関わらず、

⁵ 研究開始日は1947年12月3日、終了日が1948年5月21日となっている。1948年の夏には、ドラフトが各部署に回覧され、表の充実化やタイプミスの指摘を受けている。この際、研究終了日も8月24日に訂正された。最終的な調査報告書は、1948年11月に完成した。

表5 漁村調査報告書の目次

	章タイトル	節タイトル	細目タイトル
	Introduction	(Introduction) FISHING COMMUNITIES SURVEYED	Surveyed in October 1947 Surveyed in December 1947
Part I	General Background 1 Social and Cultural Characteristics of Japanese Fishing Communities	TRADITIONALISM	
		THE FAMILY AS AN ECONOMIC UNIT	The Extended Family
		NEIGHBORHOOD GROUPS	Young Men's Groups, The Kumi, The Family and The Kumi, Leadership of The Kumi
		OTHER CHARACTERISTICS CHANGES NOW IN PROCESS	
	2 A Brief History of the Fishery Right in Japan	HISTORICAL BACKGROUND	Origin of Fishery Right Fishery Rights Granted to Villages Nature of Early Rights Expansion of Fishery Individual Rights Granted Complexities of Fishery Rights
			DEVELOPMENT OF SYSTEM OF FISHERY RIGHTS
		THE FISHERY LAW	
	3 The Nature of the Fishery Right	LEGAL NATURE OF FISHERY RIGHT	
		TYPES OF FISHERY RIGHTS	Fixed Net Fishery Right Demarcated Fishery Right Special Fishery Right Exclusive Fishery Right Entry Right PERMIT RIGHT
		FREE FISHERY	
4 The Fishery Right in Japanese Fisheries	CHANGE OF CHARACTERISTICS	Importance of Deep-Sea Fishery	
	OWNERSHIP OF FISHERY RIGHTS	Exclusive Rights, Fixed Net Rights, Demarcated Rights	
5 Recent Changes in Japanese Fishery	INCREASED PRODUCTION	Deep-Sea and Fixed Net Fisheries	
	CHANGING FISHERY PATTERNS	Stratification in Fishing Villages Types of Fishing Villages Large Fisheries Favored During The War Motor-powered Craft	
	POST-WAR TRENDS	Overpopulation of Fishing Communities Plight of Small-scale Fishermen	
	FUTURE PROSPECTS		
Part II	Summary of the Major Findings of the Survey		
	6 Membership of the Fishery Associations	GENERAL REQUIREMENTS	
		SPECIAL REQUIREMENTS	Exclusion of Laborers
		ADVANTAGES OF MEMBERSHIP	
	7 Leadership of the Fishery Associations	ELECTED OFFICIALS	
		LEADERSHIP BY SPECIAL INTERESTS	The Making of Decisions
	8 Attitude of the Ordinary Fisherman Toward the Fishery Associations		General Response, Local Variations, Laborer Response
	9 Attitude of the Ordinary Fisherman toward the Fishery Right System	KNOWLEDGE OF THE FISHERY RIGHT SYSTEM	
		ATTITUDES TOWARD FISHERY RIGHTS DIFFERENT INTERPRETATIONS OF FISHERY RIGHT SYSTEM	

表5 つづき

	章タイトル	節タイトル	細目タイトル
		DIFFERENCES BETWEEN FISHERY GROUPS	
	10 Participation in the Allocation of Rights	EXCLUSIVE RIGHTS	Ownership, Participation, Restrictions and Costs, Administration, No Change Apparently Required, Hereditary Considerations
		NONEXCLUSIVE RIGHTS	Allocation of Association-Owned Rights Control by Membership Lacking Complaints Incoherent and Ineffective Factors Controlling Allocation of Association-Owned Rights
	11 Leasing of Fishery Association-Owned Rights	NONLEASED RIGHTS	
		LEASED RIGHTS	
		IMPORTANCE OF THE EXCLUSIVE RIGHT IMPORTANCE OF RIGHTS LEASED BY THE FISHERY ASSOCIATIONS	Muroto, Shikimi, Mashike, Karakuwa, Izumozaki, Date, Hinase, Osaki, Komekami Muroto, Shikimi, Mashike, Karakuwa, Izumozaki, Date, Hinase, Osaki, Komekami
	12 The Place of Status in the Community	HEREDITARY POSITION	Association-Owned Rights
		THE LEADER-FOLLOWER RELATION	Leadership on the Family Level The Oyakata Employer-Laborer Relations
			Control of the Associations by the Oyakata Class
			RELATIONSHIP BETWEEN THE FISHERY ASSOCIATION AND THE VILLAGE COUNCIL
Part III	Detailed Findings of the Survey, by Communities Introduction 13 Mashike-machi, Hokkaido 14 Muroto-machi, Kochi Prefecture 15 Hinase-machi, Okayama Prefecture 16 Izumozaki-machi, Niigata Prefecture 17 Date Mombetsu-machi, Hokkaido 18 Komekami-buraku, Kanagawa Prefecture 19 Shikimi-mura, Nagasaki Prefecture 20 Karakuwa-mura, Miyagi Prefecture 21 Osaki-cho, Aichi Prefecture		
Part IV	Public Opinion Survey of Attitudes of Fishermen Toward Current Problems 22 Attitudes of Fishermen Toward Current Problems	INTRODUCTION	
		LIVING CONDITIONS	
		THE DIVISION OF THE CATCH	
		THE FISHERY ASSOCIATION	
		FISHERY RIGHTS	
		EXPOSURE TO INFORMATION MEDIA	Newspaper Readership, Magazine Readership, The Radio, Movie and the Theater,
	23 The Composition of the Sample		Sex, Age, Position in the Household, Number of Persons in Household, Main Occupation of Respondents, Secondary Occupation of Respondents, Status
Appendix I	Table 1.Ownership Status of Fishery Rights by Prefecture, June 1946 Table 2.Ownership Status of Entry Fishery Rights by Prefecture, August 1947 Table 3.Ownership and Use Status of Fixed Net Rights by Prefecture, June 1946 Table 4.Ownership and Use Statues of Special Rights by Prefecture, June 1946 Table 5.Ownership and Use Status of Demarcated Rights by Prefecture, June 1946		
Appendix II	Glossary of Japanese Words Used in this Report		
Appendix III	List of Basic Laws and Ordinances in Japanese Fishery		
Appendix IV	List of Questions Concerning Fishery Rights (Natural Resource Section, GHQ, SCAP)		
Appendix V	Bibliography		

表6 調査漁村における「専用漁業権の重要性」と「漁業組織によって賃貸される漁業権の重要性」

	専用漁業権の重要性	漁業組織により賃貸される権利の重要性
室戸	専用漁業権は小規模操業者にとって重要である。大多数の漁業者は遠洋漁業に従事しており、そのため経済全般において専用漁業権は重要ではない。	沿岸の水域は生産性が低く、すなわち、沿岸漁業は村経済において、遠洋漁業と比べて僅かな重要性しかない。
式見	主要な漁業は専用漁業権の外側の海域で行われるため、専用漁業権は僅かな重要性しか持たない。	たいへん重要である。
増毛	専用漁業権は定置網の操業利益から排除されている小規模な操業者の生活にとって致命的なものである。専用漁業権の生産は定置漁業に次いで二番目の集合体である。	際だって重要である。それらは定置漁業権の1/4を構成し、ラフに村の経済の全体において実質を占めている。それらはまた漁業組織の重要な収入源でもある。
唐桑	漁業者の大多数はある程度、生計のため専用漁業権に依拠しているが、漁獲総量は遠洋漁業のそれをはるかに下回る。	漁業組織所有の権利は、定置網の権利の1/10だけであり、それはコミュニティにおける主要な漁業の中で最も規模が小さい。
出雲崎	漁業組織が所有する専用漁業権はたいへん重要である。それは、私的に専用漁業権を所有する者によるその利用に参与しない全ての者へ、操業を可能にするものである。	まったく重要でない。
伊達	定置網が最も重要である一方、専用漁業権は多くの者へ、総生産の実質的部分を、生計の糧として提供する。	たいへん重要である。
日生	最も重要な漁業は底曳網と定置網である。専用漁業権はまったく小規模の操業者の生活を保証しているが、経済的重要性は少ない。	たいへん重要である。
大崎	全体に漁業は地域経済において農業に次いだものである。専用漁業権は漁業の最小の重要性しかない。	権利の転貸しはない。全てが協同に利用されている。
米神	地域の者は、全体に、漁業に従事しない。彼等は漁業権を所有しそれを協同組合の利用へ賃貸している。専用漁業権はほとんど利用されていない。	賃貸した権利からの収入は、漁業の主要な収入を構成している。地域の者達は漁業を行わない。権利の伝統的な所有のあり方において、彼等は他の集団へ貸与することから利益を得ている。その収入は相当であり、漁業組織の少数の構成員の中で共有され、その多くの者は蜜柑栽培者である。

典拠：Some Aspects of the Fishery Right System in Selected Japanese Fishing Communities. pp.36-40.

漁業組織主催の会議への漁業者の出席が悪く、自らの責任と権利に対して無自覚であることを問題として挙げている。8章の「一般漁業者の漁業組織に対する態度」では、地域的ヴァリエーションとして、一方で、出雲崎や堀田などにおいて漁業組織に対する満足度が高いこと、他方で、北海道における不満の多さを指摘し、一般漁業者の態度は複雑だが、「重要な点には多くの不満を有しつつ、組織や所属に対し高い意識を持たず、公的な政策や行動を、自分の力を越えた問題として受け入れる傾向がある」とまとめる。9章「一般漁業者の漁業権に対する態度」においては、漁業権に対する知識不足という問題点を指摘する。10章「漁業権配分への参与」においては、専用漁業権の多様さについて、利用権が付与される「認められた漁業者」の実体がたいへん幅の広い多様なものであることを示しながら、漁業権の配分が一部の指導者層によって行われていること、権利が世襲される場合、それが既得権化していること、賃貸される場合、落札の基準が、一部の漁業者に有利であることを指摘し、漁業権や行使の配分において、「社会的地位、村の位

置、家族の地位、そして系譜」という要素が大きな役割を果たしているという。11章「漁業組織所有の漁業権の賃貸」では、漁業組織によって転貸しされる権利の重要性に認められるヴァリエーションが、漁業の型、漁業に携わる人数、権利の数、漁業組織によって所有される権利の数、そして、組織所有権利の質など、多数の要因と関わっていることを示し、専用漁業権の重要性と漁業組織によって賃貸される漁業権の重要性の2点を、室戸から米神までの9漁村ごとにまとめている(表6)。12章「コミュニティにおける地位の位置」においては、網元などの漁業権を所有する少数の者の元で、漁業労働者が安定的に組織化されている背後に、雇用関係を越えた、互酬的關係が、忠誠心に支えられ、儀礼や政治的領域に広がって存在すると指摘している。

第Ⅱ部は、以上のように、各地の漁村における漁業権・漁業組織のあり方が、多様であることを報告しながら、その現状の問題点をまとめている。その問題がいかなる意味で問題となるかについての前提は明確に記述されていない。しかし、以上の要約から筆者がその前提とされる視角を表現すると、網元などの漁業権所有者が資本の力も得ながら、雇用関係の背後にある伝統的社会関係を支えに、漁業労働者を組織化し、実質上、漁業組織を指導しており、これらを漁村における民主化の阻害要因であるとする認識が報告書に通底する捉え方になっていると言えよう。

3. 漁村調査報告書の特徴

1950年に出版された農村調査の報告書の場合、50の図、9のテキスト表、38の補足表が掲載されている。1947年3月と1948年12月の間の土地所有と土地の開墾化についての村別グラフ、同じ期間における村別の耕地所有変化の地図など、詳細な表、グラフ、地図が掲載されているところに特徴がある。このように農村調査では、農地改革に対する意識と関係付け、一定期間の間に見られた変化へ焦点を定めており、調査報告書のタイトルがその点を集約的に示すものとなっている。

漁村調査報告書編纂過程においても、表、グラフ、地図類は作成されていた。漁業権域の地図、attitude surveyのサンプルである被調査者の属性、漁業組織やその構成員資格に対する態度、漁業権制度やその存続と改廃に対する態度、漁獲物分配に対する態度、生活状況に対する態度、漁村の外部からもたらされる情報に対する態度、である。しかし、これらの大半は報告書へ掲載されていない。掲載されなかった理由は不明であるが、農村調査との大きな相違を見せている。

漁村調査報告書における「いくつかの側面」というタイトルは、意図する目的を伝える上で明瞭にさに欠け、曖昧さを残しているとも言える。このような農村調査との相違をもたらした理由として考えられるのは、第一に、調査から報告書出版までの時間的余裕が、農村調査と漁村調査とでは極端に異なっていた点が挙げられる。前者がプレテストのほか3回の調査を経、2年6ヶ月をかけてまとめあげられたのに対して、漁村調査報告書は、1回の調査のみで、1年2ヶ月という半分以下の期間でまとめあげられたからである。

短期間で結果を出さねばならなかった点は、両者の背景の相違によるものであろう。「漁村の封建制がやかましくいわれて」いる状況下において、SCAPと日本政府、具体的には農林省との間で、漁業権改革をめぐる法案作成が急がれていた。加えて、漁村調査計画の会議録によると、漁村調査の開始は、米國務省・国際情報文化局側の事情で、すぐに始めることができなかった⁶。漁村調査は、アメリカ側の政治情勢、及び、漁業法案作成のスケジュールに規定されて行われたものだったのである。「漁村の変化」を焦点化するような、学術的位置づけが後背に退いた理由は、これらの背景に基づくものと思われる。

SCAPでは、複数の局で、日本社会の調査とともに、その民主化方案を探っていた。その基調には、日本の戦前的社会関係として、親分子分の慣行を、第二次世界大戦を招来した封建的要素の一つとして捉える認識が存在した。農村調査や漁村調査は、基本的にこのような観点に立って進められていた。漁村調査報告書の検討から、その結論部が、以上のSCAP全体の枠組みへ明らかに合致する形で編纂されていることが分かった。しかも、それは、漁業権改革のスケジュールに合わせ、限られた時間で達成されなければならなかったため、農村調査と異なる点をもたらしたものと思われる。

4. 考察—漁村調査からの示唆

(1) 報告書の背景

漁村調査の意義について検討するためには、SCAPとアドバイザーらの姿勢の双方に配慮しながら、報告書完成までの一連の過程に目を配る必要がある。以下、報告書完成までの組織、計画、調査を通じて、どのような特徴が認められるか、調査研究の組織性（分業体制）、及び、調査研究と漁業権改革との関連性に注目して検討する。

1. 分業体制

社会学研究調査は当初の計画通りに進めることはできなかった。進め得た内容は、表2のように、農地改革、漁業権改革、山林改革、国勢調査のための予備調査などであった。大局的にみて、研究調査は、SCAP側の意向で取捨選択され、進められていたのである。

組織の特徴は、CIEの世論調査・社会学研究部署のスタッフのもとに日本人アドバイザーが配属される形にあった。調査の特徴は、プレテストを経て、全国的に複数の漁村を同時進行で行うところに認められる。スタッフは、複数の班に分散し、調査を行った。資料的制約から断定はで

⁶ 先述した1947年9月16日の会議録によれば、天然資源局側がすぐに漁村調査を始めたい意向であることと、OIC側が9月22日まで軍の除隊証明事務による多忙で漁村調査への対応を開始できない事情が記されている。

きないが、各班は、おそらくCIEのアメリカ人スタッフ1人と日本人アドバイザー1人が配置され、進められたものと推察される。その調査内容は、個々のアドバイザーに任せられたのではなく、全班共通であった。漁村の選択は、NRSの意向に添って桜田勝徳を中心に決定した。しかし、調査項目は、NRSの作成した16項目を、CIEの観点に立って、世論調査社会学研究班が再編成したものであった。この調査項目をもって調査者は地域を分担し、さらに分業的に調査を行っていた。例えば、統計を担当する者は統計のみを、attitude surveyを担当する者はattitude surveyのみを調査したようである。アドバイザーは調査体制の一部を構成する存在にとどまっていたのである。

調査後、報告書の作成過程に関する資料は少なく、この実情も不明点が多い。CIE文書の中には、attitude surveyで記録された被調査者別のノートをはじめ、統計資料など、調査の実態を窺うことのできる資料、及び、調査報告の準備過程で作成されたとされるドラフトが複数残されている。ドラフトとして残された資料は、表7のようになる。この内容を大きく分けると、attitude surveyに基づいて、各漁村の内容をまとめた文章（1, 6, 7, 9, 10, 11）と、事例抽出の方法に関する文章（12～16）、及び、それらを元にアドバイザーが考察を加えた文章（2, 3, 4, 5, 8, 17～20）とに整理できる。前者は、「調査報告」などのタイトルが付せられ、内容は、1から17などと区別されており、attitude surveyの質問項目に対応している。これは、attitude surveyのノートを整理した文章であり、内容的には、第Ⅲ部「漁村調査成果の詳細」に合致している。この点でアドバイザーらが整理した文章は報告書第Ⅲ部に直接反映していると言える。

パッシンは、アドバイザーらの調査資料の整理に基づき、報告書をリライトした。第Ⅰ部1章の「日本漁村の社会文化的特徴」の注に「この章の資料は桜田勝徳と竹内利美という、漁村の広域調査を行った日本の社会学者による準備に大きく依拠している。両者とも漁業に関する書物や論文の著者である。民間情報教育局の調査者による現地観察は、これらに補完された」と触れられている。報告書の執筆者として、桜田勝徳の氏名はクレジットされなかったことがわかる。パッシンは第Ⅲ部「漁村調査成果の詳細」においては、アドバイザーがまとめた日本語の英訳ドラフトを参照し、英語ベースで報告書の準備を進めていたことが窺える。以上から、アドバイザーのドラフトは基本的に参照され、利用されるものであり、本文についてはパッシンが全編を書き下ろしたと言えるのである。ここに、アドバイザーらの調査報告書における間接的関与のあり方がよく現れている。

以上のように、漁村調査は、NRSの意向に基づきCIEの世論調査社会学調査班が主導して行ったものであった。その計画や実施の過程において、桜田勝徳は、調査漁村の選択に携わるなど重要な役割を負った。しかし、桜田をはじめとするアドバイザーは、調査を主導し、その成果を報告書にとりまとめることはできなかった。それらを行ったのはCIEのアメリカ人スタッフであった。すなわち、漁村調査やその成果の作成は、SCAPの機構に則った枠組みの中で組織的に行わ

表7 アドバイザーによるドラフト

	ドラフトタイトル	備考(著者・内容構成)	ドラフト所収フォルダタイトル	翻訳	翻訳文所収フォルダタイトル	作成年月日
1	(無題)	(日本文、出雲崎) 9～16。	Preliminary Study #1 on Kamogawa & Hota Fishing Villages in Chiba Prefecture	英文有	Fishery Right Material	
2	船主と船小—漁村のオヤカタ・コカタ		Material to be Educated	英文有	Historical Outline	(1947.12.22以降カ)
3	漁村動向	桜田勝徳	Material to be Educated	無		(1947.12.22以降カ)
4	漁村ノ住居ト衛生	桜田勝徳	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	無		
5	漁村文化ノ特質ニ付テ	桜田勝徳	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	英文有	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	
6	Muroto cho	Analysis By T.O. Jan. 31 1948	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	日文無		1948.1.31
7	HINASE, OKAYAMA PREFECTURE	1.Exclusive Rights, Fixed Not Rights, Demarcated Rights...	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	日文無		
8	近年ニ於ケル漁村文化ノ変遷ニツイテ	桜田勝徳	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	英文有	Fishery Right Material - Kochi Prefecture	1948.4.19
9	(無題)	(日本文、唐桑) 16.17など。	Fishery Right Material	英文有	Fishery Right Material	1948.2.28・.3.2
10	HINASE	1～16。	Fishery Right Material	日文無		
11	唐桑村調査報告	1～13、15。	Fishery Right Material	英文有	Fishery Right Material	
12	Sampling method utilized in Izumozaki and in Karakuwa		Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	日文無		
13	大崎		Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	(1948カ) 2.26
14	米神		Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	(1948カ) 2.27
15	(岡山県及高知県下ニ於ケル)漁村調査ニ於ケル見本ノ抽出法ニツイテ	桜田勝徳	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	
16	世論調査 A.増毛町ニオケル対象ノ抽出	関敬吾	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	1948.2.24
17	漁業権ニ関スル意見	小山隆	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	
18	長崎県西彼杵郡式見村	大藤時彦	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	
19	増毛町	関敬吾	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	
20	瀬戸内海漁業者ノ漁場ニ付テ	桜田勝徳	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	英文有	Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations	

れたと考えられるのである。

2. 漁業権改革との関連性

漁業調査や報告書の作成と平行し、アドバイザーらは漁業権改革と間接的に関わっていた。中でも中心的であったのは桜田勝徳である。

桜田は、1946年末以降、漁業権に関わる解説原稿を数種類まとめている。例えば、An Outline of fishing rights Concerning the Licensed Fisheryという英文のドラフトが残されている(Translation of Papers on Fisheries by Sakurada)。これらの原稿はほとんどが英訳されており、CIEもしくはNRSへ供されたものと考えられる。

桜田は、実際、漁業権改革に関する会議やNRSとCIEの会議に間接に、ときには直接に関与していた。関与の内容は、対日理事会の会議内容へのコメント、NRSの勧告への意見書、NRSに要請されて行った漁業権に関わる解説などである。

示唆的であるのは、漁業調査終了後、NRSからCIEへ会議の開催(1948年1月19日)が要請され、以下の問題が議論されたことである(5873、Conferences, Discussions, Consultations)。

1. 専門漁業権と区画漁業権制度についての提案について
2. 定置漁業権についての扱いの問題について
3. 一般漁業者が好む所有形態
4. 現在、漁業労働の問題を考究する必要があるかどうか

この会議は、NRS側から漁業調査報告が完了する前に行いたいとCIE側へ要請し、NRSで農地改革の勧告を主導した、農業課のDr. Latejinskyも特別顧問として出席したものである⁷。この出席理由は、「農地改革の経験を含んだ」検討をする必要があったためであった。議論は4時間以上行われたと報告されている。会議の結果、NRS側は「提案された専用と区画の漁業権についての改革は満足行くものであり、日本の漁業者にも受け入れられることであろう」と受け止めたことが記されている。

これによると、CIE側で漁業権改革についての提案をしたことが分かる。この詳しい内容は不明だが、Proposals for Fishery Rights Reformと題した英文が残されている(Material to be Educated)。この会議用に準備した草稿であろう。また、この草稿作成に参照されたと思われるアドバイザーらによる漁業権改革提案の原稿も確認できる(Fishery Right Material - Selection of Sample, Recommendations)。桜田勝徳、関敬吾、大藤時彦、小山隆の署名付きでまとめられたこ

⁷ Dr. Latejinskyはソ連からアメリカへ亡命した、日本の農地制度の専門家であった。農業省につとめ、占領期にはCIEの農業課において、農地改革を主導する立場にあった。パッシンは、SCAPのスタッフの中で、地味な地位から最も華々しく昇進した人物としてDr. Latejinskyをあげ、最終的にはマッカーサーの最も信頼する助言者になっていたと記している [パッシン 1981]。

これらの文章は、英文に翻訳されてある（表7の17～20）。おそらくこれら4者の意見を英文にとりまとめ、会議に備えたのであろう。漁村調査におけるアドバイザーの役割は、NRSが進める漁業権改革の勧告と無関係ではなかったのである。

このような提案が、どの程度NRS側の漁業権改革の内実へ実質、どう反映したのか、そして、日本側の農林省水産局側の漁業法案にいかなる影響を与えたのかについては、数次にわたる漁業法案の作成と、NRS側と農林省側との間の頻繁な交渉過程とを関係づける必要がある。ここでは、詳述できないが、桜田勝徳の参与は、あくまでCIEの日本側アドバイザーとしての立場としてであって、NRSにおける勧告の内容へ直接関わり、それを左右する位置にはなかったと考えられる。

（2）アドバイザーの姿勢

1. 桜田勝徳

桜田勝徳（1903-1977）は、漁村や漁業民俗の研究で知られる民俗学者である。慶應義塾大学文学部史学科で学んだ後、柳田国男の『明治大正史世相編』の編纂を手伝い、民俗学の研究を展開していった。その歩みは、アチック・ミュージアムとの関わりが多く、社会経済史料を多用するなど、柳田民俗学と異なる性格を有していた。戦前には農林省の嘱託となり、全国の漁村や漁業調査に従事し、占領期にはCIEのアドバイザーをつとめた。戦後、漁業制度改革史料の収集に携わり、農林省水産庁水産資料館館長をつとめ、晩年に白梅学園短期大学の教授をつとめた。漁業民俗を専門とする研究者として知られるが、戦後は、村の捉え方や方法論に対して再考を促したことでよく知られている。CIE着任時、桜田は43歳で、パッシンよりひとまわり年長であった。

桜田勝徳の漁村の捉え方は、戦前戦後で顕著な相違が見られる。詳細に検討した野地恒有によれば、戦前期のそれは地先漁業を営む漁村に視点を置き、生産機構と村落組織の連関性、漁場の村総有的性格へ関心を向け、「生活協同体としての自律性の強い統一体である固定的側面」を重視していたが、戦後は、「漁村の合理的側面・変貌、出漁・移住者」へ関心を置き、「都市論に結びついていく漁村の特徴への注目を新たに見出す方向」を志向していたという〔野地 1987, 2001〕。この変化が何に起因するのかについては言及されていないが、この視角の変化の解明には、CIEにおける漁村調査へ従事した経験を明らかにすることが肝要であろう。

桜田勝徳はCIEにおける調査活動をあまり高く評価していない。座談会においては「世論調査以外には、何も私どもにプラスするものはなかった」と述べている〔岡田他 1953: 75〕。文脈も含めて見てみると、一方で、否定する理由として、「非常にキメのあらい駆足の調査であった」ことが挙げられる。時間に追われ、十分に調査できなかった点が、農村調査などと対比して言うだけでなく、持ち前の調査感覚とずれたマイナス面であったのだと思われる。「初めてやる態

度調査に精力と時間とをとられる」という表現から精神的にも切迫した状況下での調査であったことが窺える。他方で、桜田は世論調査そのものは評価している。「初めて態度調査の体験をしたという意味で、一寸忘れがたい」という思い出である。その理由を確認することはできない。しかし、「あの時分の混乱した漁村のひどい状況」を「ある程度えぐってきた」という発言からは、戦後漁村の現在について、一定程度捉え得た自負心を窺うことができる。

以上のように、座談会から得ることのできる世論調査の評価内容は限られている。以下、CIE文書を検討し、その評価内容に迫ってみる。報告書に利用されたとと思われるアドバイザーらのドラフトについては先に触れた。ここでは、attitude surveyのノート、調査報告の編纂過程のドラフトを取り上げる。両者の記述を対比して検討することによって、桜田が、世論調査の狙いであった被調査者の態度をいかに捉えていたかを見てゆく。

2. プレテストにおける attitude survey

attitude surveyを桜田がいかに受け止めていたのかについて、桜田が直接コメントした資料は見当たらない。間接的に窺うことができる資料としては、やはり attitude surveyで被調査者個人毎に記録したノートが重要である。このノートへいかに記載し、かつ、調査報告のためのドラフトへいかにまとめたかを対比し、一般化の過程から桜田が何を見出していったかを読み込むことは可能であろう。以下、このような作業に基づく検討を加えてゆく。ただし、attitude surveyによる個人別ノートは、本調査のものは未だその存在が確認できていない。そのため、ここでは、プレテスト時におけるそれを主たる検討対象とする。従って、ここでは、プレテストと本調査との間にあり得る差異については、考慮の外に置いている。

attitude surveyのノートは119人分を確認できる (Fishery Right Report - Rough Materials, Kamogawa Hota Survey Code Sheet, Fishery Rights, Kamogawa)。このうち地区を確認できるのは、堀田23人、鴨川87人分である。前者は表紙にYSMと記されており、Yoshiharu Scott Matsumotoのノートであることが分かる。後者は3人分のノートと思われ、筆跡その他からみて、大藤時彦、喜多野清一、桜田勝徳と思われる。担当した調査人数は、24人から31人の間である。表紙へのイニシャルの記載や筆跡から小山隆、関敬吾のノートも確認できるが、前者のノートは4人、後者のそれは2人分にとどまっている。この2者については調査地区の明示もない。また、Yoshiharu Scott Matsumotoは鴨川のノートも3人分残している。地区から見ると、鴨川の87に比して、堀田のノート数が23にとどまっており、偏りが著しい。調査者の担当地区は定まっていたと思われるが、Yoshiharu Scott Matsumotoのように両地区を調査したのもあったようである。小山や関らは、統計資料収集などでその他の調査へ従事するなど、少数の attitude surveyしか行わなかったケースも想定される。加えて、ノート自体が散逸した可能性も否定できない。

attitude surveyのノートは、Face sheetとノート部分で構成されている。前者には、①年令、②

性別、③家族長か否か、④職業、⑤職業における地位、⑥現在まで従事している漁業の種類、⑦所属組織を書き込むようになっている。このうち⑤職業における地位の内容は細分され、A；網所有者、漁船所有者、漁業権所有者、B；自営業、C；漁業労働者の区別をチェックする様式になっている。被調査者の年齢を、4人の調査担当者毎に平均すると、36から41歳の間に納まっている（表8参照）。職業上の立場を見てみると、いずれも網元などの所有者が1乃至2人含まれ、ついで自営漁業者、漁業労働者の順に人数の比率が高くなっている。担当する被調査者の人数のバランスが取られていただけでなく、ランダムな選択が意図的になされていたことが推測される。後者のノート部分には、22の質問項目の返答が記されている。大学ノートなどを用い、縦書きも横書きもある。一部、質問者の発する質問を記し、対する返答を記載したものもあるが、これは少数で、多くは、質問の番号のみを記し、続けて、返答を記載する形式である。1-22の質問項目に対する返答の記載は、全般的に、前半は、はい、いいえ、などの短い返答や、1行で終わる内容のものが目立つ。後半は、16,17などの項目において、記述分量が増える傾向がある。調査員個々の相違として、ラフに使用頁数を比較すると、アメリカ人が日本人より記述分量が多いことが分かる。Yoshiharu Scott Matsumotoの頁数が多い理由としては、ノートに英語で文字を大きく記し、主語述語を含む文章体形式であること、漁業を中心とする調査内容に、外国人という立場も加わったためであろうかと推察される。個人の記載については、大藤や喜多野のように担当した人数の記載形式がほぼ2～3頁と一貫している場合もあれば、桜田のように調査当初は2頁程度であったものが終了間近の被調査者において5頁などと記述量が増える場合もある。調査の時間的余裕によるものかもしれないが、竹内利美の指摘、すなわち「一つの村で100人くらい interview すれば、もうおしまいには大体出てくる変化の種類とか、それに対応する階層みたいなものは、予想と殆ど違わないものになってくる」という調査者の受け止め方とは異なったものになっている [岡田他 1953]。

桜田勝徳は、鴨川の29人の漁業者を相手に attitude survey を行った。桜田が担当した29人の漁業内容の内訳は、網元；1、自営漁業者；7、漁業労働者；14、兼業の者；3、不明；4である。Face sheetの従事する漁業の形態の欄では、網所有者の場合、地曳・大謀などというように網の種類を付している。これらを整理すると、網所有者は地曳・大謀が計1人、自営漁業者は専業と兼業に分かれ、専業が5人で、その内訳は手漕3人、モーター船漁業2人、兼業が2人で、内訳は大謀と手漕との兼業が1人、ミトシロと天草が1人である。漁業労働者も専業と兼業に分かれ、専業が11人、内訳は地曳が4人、アグリ網が6人、定置網が1人、兼業は地曳と大謀網が2人（内1人はアグリ網も兼業）。業態不明1人で、計14人、自営兼労働者が3人、記載なしの者が4人である。

22の質問項目に対する答えの記入の仕方には特徴があり、No.16と17の内容が豊富である。No.16の問いは漁業権の存廃に対する意見や態度を問う質問で、No.17は、漁獲物分配の方法についての

表8 調査者別によるattitude survey (face sheet) の概観

Yoshiharu Scott Matsumoto			大藤時彦			喜多野清一			桜田勝徳			
記載 頁数	年齢	職業上の立場	記載 頁数	年齢	職業上の立場	記載 頁数	年齢	職業上の立場	記載 頁数	年齢	職業上の立場	
1	5	46	漁業労働者	2	47	自営漁業者	3	33	船主	2	33	漁業労働者
2	6	21	漁業労働者	3	57	自営漁業者	2	35	漁業労働者	2	45	漁業労働者
3	4	41	網元・船元・漁業権所有者	2	28	自営漁業者	3	63	自営漁業者	2	21	漁業労働者
4	4	28	自営漁業者	2	40	自営漁業者	3	31	自営漁業者	2	66	漁業労働者
5	5	26	自営漁業者	2	—	自営漁業者	3	17	漁業労働者	2	45	漁業労働者
6	5	41	網元・船元・漁業権所有者	3	34	自営漁業者	3	57	漁業労働者	2	62	漁業労働者
7	4	30	自営漁業者・漁業労働者	3	56	自営漁業者	2	20	漁業労働者	2	47	網元
8	5	47	漁業労働者	2	25	自営漁業者	2	59	漁業労働者	2	26	漁業労働者
9	4	20	漁業労働者	3	48	自営漁業者	3	26	漁業労働者	2	46	漁業労働者
10	4	37	自営漁業者	2	59	自営漁業者	3	21	漁業労働者	2	55	自営漁業者
11	4	71	漁業労働者	3	58	自営漁業者	3	25	漁業労働者	2	60	自営漁業者
12	3	37	漁業労働者	2	48	漁業労働者	3	29	漁業労働者	2	47	漁業労働者
13	3	21	自営漁業者・漁業労働者	2	62	自営漁業者	2	21	漁業労働者	2	20	漁業労働者
14	4	17	自営漁業者	4	31	漁業労働者	3	36	自営漁業者	2	49	漁業労働者
15	3	19	自営漁業者	3	20	漁業労働者	2	71	自営漁業者	2	60	漁業労働者
16	4	38	漁業労働者	2	18	漁業労働者	3	42	自営漁業者	3	21	漁業労働者
17	4	66	漁業労働者	2	24	漁業労働者	2	46	自営漁業者	2	23	自営漁業者
18	3	65	漁業労働者	3	46	漁業労働者	1	34	自営漁業者	2	58	—
19	4	30	自営漁業者	2	21	漁業労働者	2	29	自営漁業者	2	22	自営漁業者・漁業労働者
20	4	24	自営漁業者・漁業労働者	2	36	漁業労働者	3	31	自営漁業者	3	26	自営漁業者
21	3	58	自営漁業者	3	23	漁業労働者	3	31	自営漁業者	2	45	自営漁業者
22	3	35	自営漁業者	2	55	網元	3	45	漁業労働者	2	24	—
23	3	52	自営漁業者	2	59	自営漁業者	2	23	漁業労働者	2	20	—
24	3	21	自営漁業者	2	34	漁業労働者	3	30	自営漁業者	4	32	—
25	5	36	漁業労働者	2	45	漁業労働者				2	53	漁業労働者
26	3	59	自営漁業者	2	31	漁業労働者	/			4	43	自営漁業者・漁業労働者
27	/			2	38	漁業労働者				2	49	自営漁業者
28				3	63	漁業労働者				5	54	自営漁業者
29				3	26	漁業労働者				4	33	自営漁業者・漁業労働者
30				2	17	漁業労働者				/		
31				2	53	漁業労働者						

Face sheetの記載に基づく。調査者名は推定を含む。頁数は中野が計算した。—は記載なし。

典拠：Fishery Right Report - Rough Materials, Kamogawa Hota Survey Code Sheet., Fishery Rights, Kamogawa.

質問になっている。ここでは、記載量が豊富な例（No28の54歳モーター小漁船自営漁業者）を資料1に掲げ、内容を窺ってみる。16の答えの概要は、以下の通りである。この自営漁業者は、長く「小漁」に従事してきたが、「小漁」は機船底曳網漁業の進出により、多大な影響を被って来た。この「小漁」は従来より漁場の権利があったため、定置網が開始されてからも、定置網側からアンド金と称する漁場金を貰い、また、その小株主となっていた。しかし、定置網を漁業組合で行うようになって、「皆、仲間故」に組合は名義だけとなって形式化し、結果、アンド金を貰うことがなくなった。次に大謀網が開始され、その欠損を補填する必要が起きた際、従来のアンド金を貯蓄していた「小漁」のお金で充当した。小株主らは大謀網の経営方法が不透明であるため不満を持っており、その経営を地域外の者へ任せたいとの意見もあると記されている。この自営業者は、漁業権の廃止か存続かを問う質問へは、廃止すると「大キイモノニ負ケテシマフ」と考え、存在した方が良いと答えている。

17の質問の答えは、漁獲物の配分について、漁業種目ごとに答えている。ここではドーシンボーの慣行について記述がなされている。大謀網やアグリ網では、昔から魚の一部を水揚げせず、船に残して入手してしまうドーシンボーという慣行がある。この慣行は悪癖と記され、漁業労働者の側では月給が安いのでドーシンボーをするといい、網の経営主の側では、ドーシンボーがあるから月給が安いと記載されている。

3. プレテストにおけるドラフト

個人別 attitude surveyの結果は、調査報告のドラフトとしてまとめられた。鴨川については桜田のドラフトが残っている。このドラフトは、attitude surveyの質問項目毎にまとめられた模様であるが、1, 3, 5, 6, 11, 14, 19～22など、欠けている項目もある。この中から、直接、漁業者の態度をアツカった項目（17・18）は、記述内容から attitude surveyの19, 20の質問に対応している。これによると、意見を発した主体について、「・・・トイウ者」がいるというように、個別的性格を捨象した例もあるが、「アグリ網漁夫ノ青年」と記されるように、漁業形態とその漁業における地位、及び、年齢層を付記するにとどまっている例もある。全体に記述は表面的である。以下、attitude surveyの個人別資料がドラフトでいかに一般化されるかを見てゆく。

No28の話者が話した「小漁」や、漁場利用の変遷については、「4. 「鴨川漁場」ガ定置漁業ヲ経営スル以前ニ於ケル事情」をまとめたドラフトの中で触れている。だが、この漁場利用の変遷に伴う「小漁」の権利の衰退については、ドラフトには記されていない。定置漁業権の「場代金及ビ利益配当」をまとめた文章においては、その分配の額に対する不満が「一部ノ人々ノ間ニ低額ニ過ギルトノ非難ガアル」と触れられている。経営を委任する点については、「他町村ノ人ニ賃貸シタノデアッタラ場代金ハモット高額ノモノトナルデアラウ」と記されている。個人別 attitude surveyの結果が、前者においては「一部ノ人」の非難へ、後者においては桜田自身の見

解となっている。attitude surveyによる個人的な考えが、桜田によって一般論としてまとめられていく過程を確認できる。

他方で、漁獲物分配については、詳細に記述されている。やや長くなるが、ドーシンボーの部分を以下に抜粋する。

8. 骨折ニ就テ

鴨川町デ最モ大キイアグリ網主デアル本多春吉ノアグリ網経営デハ、一般ニ骨折（ホネオリ）ト称セラレルモノヲサービスト称シ、非常ニ不漁ノ時以外ハ之ヲ経営者ヨリ漁夫ニ与ヘテ、ドウシンボウ（漁夫達ガ自分ノ労働デ捕ッテ来タ漁獲物ヲ網主ノ承諾ヲマタズ盗ミ取ルコト）ヲ防イデキルガ、漁夫ヲ雇傭スルソノ他ノ漁業デハ、未ダ「ドウシンボー」ガ完全ニ無クナッタト断言スルコトハ出来ナイ状態ニ在ル。鴨川漁場ガ経営スル大謀網（ダイボーアミ）デハ、経営者ハ特ニ不漁デナイ際ニハ骨折トシテ漁夫ガ魚ヲトルコトヲ認メテキルガ、之ハ各漁獲毎ニ経営者ガ之ダケハ骨折ノ分ダトシテ漁夫ニ分ケ与ヘルノデハナク、漁夫ノ頭デアル大船頭（漁夫長ノコト）ガ、経営者ノ許可ヲ得ナイデ、ソノ日ノ漁獲状況ニ照シ合セテ、自分ノ考デ骨折分ノ魚ヲトリ、ソノ一部ヲ漁夫ノ間ニ実物配給シ、残りノ大部分ヲ一括シテ之ヲ販売シ、ソノ販売代金ヲ漁夫間ニ配分シテキルトイフ事デアアル。之ハ要スルニ「ドウシンボー」トイフ盗ミ魚ノ悪イ習慣ヲ、漸次漁夫ノ骨折トイフ正当ナ分ケ前ニ為サウトスル経営者側ノ意向デアルトイフコトデアッタ。

シカシ、漁夫ノ月給及ビ歩合ノ条件ガ悪イノハ、漁夫ガドウシンボーヲスルカラデアルトイフ経営者側ノ言ヒ分ニ対シ、漁夫ハ月給、歩合ガ悪イカラ「ドウシンボー」ヲセザルヲ得ナイト云ッテキル所ヲ見ルト、「ドウシンボー」ハ完全ニ骨折化シタモノトハ思ハレナイ。即チ漁夫ノ収入ガ非常ニ少ナク不満ガ強イ様ナ場合ニ、漁夫ハ船中ヨリ漁獲ノ全部ヲ陸揚スルコトヲ拒絶シ、船中ニ残ッタ魚ヲ骨折トシテ船主ニ強要シ、之ガ許可サレル迄ハ作業ヲ緩慢ニシテ経営者側ヲ困ラセル事ガ往々アルトイフ事デ、ドウシンボーハ網主ニ対スル漁業労働者ノ集団的ナ素朴ナ抗争方法トシテノ意味ガアルカト思ハレタ。（以下、小型アグリ、サバ船、手漕ギ船漁業、イセエビ刺網ノ分配例は省略）

内容を要約すると、鴨川で最大のアグリ網漁で行われていたドーシンボーが骨折りと称される点について、桜田は、大謀網漁でも不漁でない際に類似のドーシンボーが行われ、それをやはり骨折りと称して行われることを引き合いに出す。そして、経営主側と漁業労働者側が捉えるドーシンボーが行われる理由を対照し、ドーシンボーが経営者側がいうような「骨折」という内容に一元化できないことを説く。すなわち、経営主の支払が不十分な場合に、漁業労働者が伝統的な慣行でもって抗議するのであるという。

漁村調査報告書には、以上の鴨川の自営業業者の内容は一切記載されていない。先に記述した以上の理由は不明であるが、プレテストにおける attitude survey 手法が、結果として、パッシンらによっていかに評価されたのかを汲み取ることはできない。他方で桜田は、attitude survey においては「小漁」の自営漁業者が抱える慣行的漁業権の衰退を記録しながら、ドラフトにおいてその個別的な記述を省いており、漁業権に関わる漁業者の態度を、その個人の置かれた特性において捉えようとしてはいなかった。加えて、桜田によるアグリ網漁や大謀網漁におけるドーシンボー解釈の取り上げ方は、モーター船の自営漁業者によるものに依拠しており、第三者的な立場から話された表現に基づき解釈を施したものであることがわかった。後の座談会で、世論調査と attitude survey の相違点に話題が展開した際、小山隆は、「ごく普通に attitude survey を世論調査」といっており、そこへは「現状調査というものも一緒に含まれている」と述べている〔岡田他 1953: 83〕。桜田の捉え方は、後述するパッシンの理論的位置づけとは異なり、個人の心理や態度を明らかにするというよりは、ドーシンボーという慣行の現状における捉え方を複数収集し、階層レベルに一般化した慣行の「現状」として理解するものであったと考えられる。

(3) CIEスタッフの姿勢

1. パッシンとアメリカ社会人類学

CIEにおける世論調査・社会学研究班の主導者パッシン（1916-2003）は、イリノイ大学を卒業後、ノースウェスタン大学大学院で文化人類学を学び修士号を取得した。主たる研究対象は、メキシコのタラフマラインディアンで、呪術の研究が知られている。パッシンは、1944年、アメリカの陸軍日本語学校へ入隊し、終戦後の1945年12月に日本へ渡った。当初は民間検閲隊（電信検閲）に数ヶ月携わったが、1946年春頃、民間情報教育局へ配属された。民間情報教育局では、世論調査・社会学研究の主導的地位にあり、各種の調査研究を牽引した。帰国後、カリフォルニア大学、オハイオ州立大学を経て、シカゴ大学社会学部で研究教育生活を送り、86歳で没した。

パッシンの渡日以前の関心はレッドフィールドの農村—都市社会理論にあった。南イリノイ州の村落社会を取り上げた研究では、生業が換金経済化される過程で、既存の3つの階層が6つへ多層化した様を均質社会から異質社会への移行と捉え、畑作における呪術の持続性やfolk-type valueを見る必要性を説いている〔Bennett (et.al.) 1942, Passin and Bennett 1943〕。パッシンは、レッドフィールドの農民社会の捉え方を下敷きに、都市と農村の対比的図式のもとに、村落の社会経済的変化を位置づけていた〔Redfield, Robert 1948, レッドフィールド 1960〕。実際、パッシンは、来日以前に読んだジョン・エンブリーの日本研究から学んだものは、日本についての記述よりも、レッドフィールドの農民社会の概念が特定の地域で適用できるだけでなく「世界中のどの時代のどの場所にも適用できることができる一つの科学的な体系である」という確信だったと記している。レッドフィールドやエンブリーによるその学説の進展が「私の日本に対する最初

の知見に強い影響」を与え、民俗を重くみる視角が「私の関心を柳田国男に導いた」という [パッシン 1981: 21-22] ⁸。

来日以前のパッシンには、ルース・ベネディクトの影響はなかったという。とはいえ、文化とパーソナリティ理論は、戦間期において敵国情報戦略と関わっていたことが知られる。日本文化を論じたルース・ベネディクトの『菊と刀』や、イギリスの人類学者ジェフリー・ゴラーの国民性研究は、戦時情報局 (Office of War Information) における海外戦意分析課 (Foreign Morale Analysis Division) における政策提案に連なっていた [ケント 1997: 187-203]。この課の前身を更に遡ると、1939年に設立された小さな人類学者の研究団体、“Committe for National Morale” にたどり着く。その代表はマーガレット・ミードであった [Janssens 1995: 186-228]。パッシンは、アメリカ農業省が主導し、社会科学協会やシカゴ大学が資金補助を行った研究プロジェクト、culture and foodways project において、マーガレット・ミードと接点があったが、ベネディクトの研究が1946年に出版された際、パッシンはすでに日本の地を踏んでおり、「知的準備」にはならなかったと捉えている [Bennett, Smith and Passin 1942, Passin and Bennett 1943] ⁹。

来日して、パッシンは、民間情報教育局での自分の仕事は2つ、すなわち、世論調査と社会学・人類学であったと回想している。一方の世論調査については、日本の政治の欠点の一つを指導者と一般大衆のあいだに存在するギャップと捉え、占領軍の日本人に対する理解を深めるためと、日本の民主主義を強化するためという両面で「世論調査研究の発展を助ける」ことが自分の使命と考えていた。言い換えれば、特定の結果を得ることよりも技術的な訓練指導の水準を高く保つことに努めることであった。他方で、自分の専門である社会学・人類学の領域では、教えることよりも謙虚に学ぼうと考えていた [パッシン 1981: 198-201]。

当時の学界状況認識を詳しくみると、パッシンは、占領期の日本の社会科学の状況を評し、社会学はドイツの影響が強く観念的で理論に偏重し、実証的研究は小規模で、社会問題よりも、民俗問題、民間知識、家族、伝統的慣習など国家が受け入れやすい課題を研究しているという [Passin 1951: 22-23]。逆に、アメリカの「社会人類学」の特徴を次のように捉えていたことが、

⁸ 同書によると、彼の日本に関する最初の論文は「日本—民俗社会と都市社会の間」と題したものであった。この着想を得た1946年当時は「民俗的要素や農民的要素が都市生活においても果たしつづけている重要な役割を理解せずに日本を理解することは不可能である」と考えていた。

⁹ マーガレット・ミードとニューヨークで一度だけ会った際、夫のグレゴリー・ベイトソンと一緒の席上で、ベネディクトの話題が出ながらも「民族学に映画を利用する彼らの実験などもっと興味深い話題が次々に飛び出し」、深い話にならなかったという [パッシン 1981: 88]。パッシンは、自らを言語将校と称し、類似の立場の者が、占領期にいかなる進路へ進んだのかに触れ、世論調査・社会学研究部門について自身がレアなケースであったと捉えている。天川晃は、SCAPに勤務した文官が、ヴァージニア大学の軍政学校で訓練を受けた後にさらにいくつかの主要大学におかれた民政訓練学校で日本の軍政将校としての訓練を受けて日本の占領に臨んだケースと、戦前においてさまざまな形で日本居住経験があるケースの二通りに分けられ、いずれの系譜であれ、占領下の改革の起源やその内実を理解するためには戦前・戦後のアメリカの日本研究・日本意識・交流史等をさらに深く理解する必要があると述べている [天川 2009: 225]。

日本の民族学・文化人類学界への講演（日本民族学協会主催（1946年8月））から整理できる¹⁰。それによれば、アメリカ人類学は体質人類学、言語学、考古学、民族学および社会人類学の5つの分野に分かれ、ラドクリフ＝ブラウンの登場以降、社会人類学の影響が強くなっている。仮説を設定し、科学的な方法論に基づく研究の展開が、具体的には、①文化伝播に代わる文化変容の研究、②文化要素から社会・文化的コンテキストや個人の強調、③歴史の再構築から社会的動態、④一般法則の発見から実際問題への応用の探索、などに見られると整理する。レッドフィールドの理論については③で触れ、文化とパーソナリティ論については②で関連づけている。これら潮流の中の主要な傾向は3つあり、1つ目は、社会科学における科学的解明、2つ目は、学問分野を越えた学界協力、3つ目は、専門分野内における遠心的傾向の増大である。世論調査については、2つ目の潮流に位置づけ、「自己の問題」を伝統的なアカデミックな学問分野を越えて考える例とする。そして、パッシン自身の位置は、以上のうち3番目に該当するとし、社会人類学や民族学を「社会学、経済学、心理学に近ずける」という理論的立場であるという [パッシン 1949]。来日以前の関心を踏襲しながら、現実社会への応用を重視している点は、CIEへの勤務と無関係ではないと思われる。

2. 個性類型と基礎的態度

パッシンによる attitude survey の位置づけに関しては、世論調査についての社会学・心理学・文化人類学的意義を説いた講演（日本社会学会第20回大会、1947年10月26日、於：東京大学）から窺うことができる。

パッシンは世論調査を「大規模な社会的心理的観察の実験方法」と捉える。この方法は、統計的作法に基づく点があり、当然に統計的な誤差やサンプルの任意選択といった方法への配慮が必要である。パッシンの特徴は、これら統計的性格に加え、数値の背後にある社会的文化的条件を重視した所にみられる。1つ目は、例えば、特定の内閣を支持するという場合、その表現自体が持つ性格の洞察が必要になることにある。表現された「コトバ」が「インタビューされるすべての人々にとって同じ事柄を意味」するわけではなく、自身の研究対象であるタラフマラ・インディアンの呪術を例に、虚言であってもその表現自体が「一定の社会内部の基礎的態度や価値や相

¹⁰ この書には、パッシンのほか、以下の文章が翻訳され、掲載されているが、いずれも再録である。C・クラックホーン「過去数百年間にアメリカ人類学に及ぼした精神病学の影響」、ジョン・W・ベンネット「民族学理論の発達—平原インディアンのサン・ダンス研究を通して見たる—」、M・J・ハースコヴィッツ「アフロアメリカン研究に於ける課題、方法および理論」、C・クラックホーン「人類学的研究と世界平和」。編纂の経緯については、民族学協会編集部から、喜多野清一、関敬吾へ「最近アメリカ民族学界の重要論攷に関する日本紹介の件」を依頼し、直ぐにアメリカ民族学界へ照会、著者了解を得、取り寄せ論文を協会に委ねたものであり、その間、CIE勤務の二世松本養春、江實両氏の配慮と折衝を得たこと、また、翻訳執筆過程で、棚瀬譲爾、鈴木二郎、石田英一郎、喜多野清一、関敬吾、丸川仁夫らの労を得たという。

克や緊張」などを反映するという。例えば、ある者が内閣を支持するといった場合、支持の内容が、①結構だという場合もあれば、どのみち②何も出来ないため、何もしようと思はないという諦念である場合も、あるいは、③別によりよい選択肢がないからその内閣を支持する、という場合もある。2つ目に、態度や意見の表現と、それに応じて「行動しようとする気構えとの関係」の重要性を挙げ、こうした「態度の強さを適切に計測」することが大きな課題だとする。3つ目に、ある態度がある原因と関係することがわかる場合、「種々の人口集団の態度特性」を学ぶことができるという。4つ目に、態度の動態を捉える重要性を説く。「時間を通じて受ける個人及び集団の側の態度の変化、態度間の相互関係の変化」を明らかにする。5つ目は、基礎的態度を明らかにする重要性である。パッシンは個人の態度を追求すると、特定の態度は個別に存在するのでなく、「一個の深い態度的複合に根ざし」ており、このような「深い奥の方の態度」は、「一時的なはかない、いはゆるグループメンバーシップとか、またほかの特性」にではなく、「個性の固有性」に基づいているという。つまり、「ある種の個性の類型」が「その生活の全方面において自分の基礎的必要に応ずる態度」を作り出すのである。パッシンはオエディプス複合を例に、それが、例えば、「外向的と内向的、優越的と屈從的といふやうな生活態度」によって基礎づけられるという。態度の奥を探って得られる個人類型の研究を展開すると、さらに国民性の比較研究も視野に入るといふ [パッシン 1948]。

パッシンによる個人類型や基礎的態度という捉え方は、大きくみれば、オエディプス複合を関連づけているように、文化とパーソナリティの研究枠組みに連なっている。特に、「態度の動態」については、個人や集団の態度間、あるいは、時間的推移による変化へ関心を寄せており、幼児期のみを重視した立場から、青年期以降の社会環境の重要性へも視野を広げた研究に近い立場にある [cf. Kluckhohn 1939]。社会人類学とは態度の個性や動態へ科学的に迫るものなのであった。

3. attitude survey の実際

以上の関心が、実際の attitude survey や漁村調査報告へいかに反映されているのかを検討する。

漁村調査のドラフト等の資料から、第一に指摘できるのは、被調査者の選択において恣意性を排除する配慮がなされていた点である。アドバイザーらが残した、「(岡山県及高知県下ニ於ケル) 漁村調査ニ於ケル見本ノ抽出法ニツイテ」(表7)などの資料からは、例えば、室戸の調査後、アドバイザーの桜田は、「部落別集計(別表3)ヲ作製シ、右ノ原簿ニヨリ1/8ノ人口ヲ「ランダム」に抽出」したと、その方法を説明している。関敬吾も北海道増毛の例を同様にまとめている。このように、統計的作法や処理については、一定程度、徹底され、アドバイザーはそれへ応えていたと考えられる。

プレテストのノートから推測するに、パッシンは、英文のそれを除いて、attitude surveyのノートの大半を活用できなかったと思われる。第一の理由は、ノートの大半は日本語で記されており、しかもそれは相当に崩された書体である上、これを英文に翻訳した痕跡が見られないからである。日本人でも読解に苦勞する日本語ノートをパッシンが直接自在に活用できたとは思われない。

従って、漁村調査報告書を作成する際に、パッシンが利用できたのは、アドバイザーによって一定程度の一般化がなされたドラフト類であったと考えられる。報告書の第IV部第22章「漁業者の近年の諸問題に対する態度」に、世論調査の成果がまとめられ、各村で100人にインタビューを行ったこと、多くの事例は「地域漁業人口の多様さを表していた」こと、また、いくつかの事例では「複雑であった」ことが記されている。パッシンの予想を越えて、漁村には漁業生産に直接携わらなくなった者が多くおり、「活動的な漁業者」から「一般的なカテゴリー（所有者、労働者、その他—中野注—）の内容」についての態度、変化したその内容を十分に得ることができなかったわけである。22章の序においても、報告書は「訪れた村落の漁業者の考えだけ」を表したにとどまったと位置づけている。パッシンが講演で説いていた世論調査の意図、すなわち、個人類型の析出や国民性の位置づけ、などの抽象的レベルの結論を導きだすことはできず、attitude surveyという手法は、十分に反映されなかったのである。

それにも関わらず、パッシンは、報告書の第II部「調査の主要な成果の概要」においては、日本の各地漁村における漁業権や漁業組織の多様なあり方について、漁業者の階層を、網所有・漁船所有・漁業権所有といった雇用階層、中間の独立小規模操業者、漁業労働者の3つに整理しながらまとめ、現状の問題として漁村の民主化の妨げとなる伝統的社会関係の存在を指摘している。いわゆる親分子分の関係である。これをパッシンは、漁村の漁網・漁船・漁業権の所有者と、漁業労働者の間の雇用関係を越えた社会文化的関係だとする。

第II部と第IV部の間には、理論的位置づけとしても、また、結果としても、個人の態度がいかにして、階級の態度や国民性格と関係するののかについての組み立てが欠如し、論理的な飛躍が認められる。この点は、レッドフィールドの理論に対する批判的視角が欠如していただけでなく、また、文化とパーソナリティ論という個人の位置づけをも欠いたパッシン自体の限界であったと考えられる。概念の定義を行わずに喧伝された国民性研究に向けられた後の批判は、パッシンにも該当すると言える [Janssens 1999: 288]。

パッシンは、また、漁村の社会関係の複雑さに手を拱いていたのだろう。第II部の第II章でまとめられた専用漁業権の重要性や漁業組織によって賃貸される権利の重要性の記述を見てみると、室戸から米神までの9地区毎の内容に大きな精粗がある（表6）。例えば、賃貸される権利の重要性については、米神のように、漁業主体、地域で占める位置、収入などを細かく記している漁村もあれば、日生、式見、伊達紋別のように「大変重要である」という一文のみで済まされ

ている漁村もある。パッシンの捉え方に即せば、3つの階層の関係性を位置づけ、その動態を捉え、国民レベルの位置づけへ一般化をはかる必要があるが、9つの漁村の多様性を整理する段階的一般化作業を飛び越え、一息に日本の村落社会の伝統的姿、すなわち、親分子分関係へ漁村の問題が一元化されているのである¹¹。パッシンによる親分子分への位置づけは、アメリカ「社会人類学」的視角の問題を抱えたものであり、SCAPによる日本の伝統的村落社会の捉え方に規定されたものであったと言える。

(4) CIE下で交差する研究枠組

1. パッシンと桜田

パッシンが、漁村の社会関係を3つの階層で整理し、その変化の様態を、態度に焦点をあてて捉えようとしていた点は桜田の見方と類似しており、注意を引く。

パッシンは、理論上、個人の態度、及び、集団の態度そのものを明らかにし、さらに、時間を通じて受ける「態度の変化、態度間の相互関聯の変化」を明らかにすること、及び、国民性の比較研究を展望していた。桜田の態度分析は、個人の態度自体を明らかにするものではなく、階層、及び、階層間のそれを捉えるものであった。その把握が、第三者的な自営漁業者による表現資料に基づいており、該当事者に対する attitude survey 結果ではなかった点については先述した。個人の態度を捉える上で問題を残す分析であったと言える。パッシンにおいても、先に触れたように、実際の個人を対象とする調査の方法論や論理に問題が残されていた。個人の態度を明らかにすることと、集団の態度との間にいかなる関連を見出し、その関連性を、どのような方法で捉えるのかという問題意識は、両者に共通して明確に認められなかった。

パッシンと桜田の調査研究は、ともに、3つの階層を設定し、漁業権や漁業組織の多様なあり方を統一的に理解しようとしている。しかし、桜田による「半労働者」とパッシンによる「小規模操業者」との間には差異があり、また、両者の階層の位置づけ自体に大きなズレがある。すなわち、パッシンによる捉え方は、3つの階層を村落社会の自律的体系の内側に見出すものであったことに対し、桜田のそれは、村落社会の外側へ展開する階層として見出されていた。桜田は、「半労働者」について、その展開を媒介するものとして位置づけていたのである。

¹¹ この点は、農地改革にかかわる農村調査の回顧からも傍証される。パッシンは、学生時代のイリノイ州南部で行った農村社会学的調査、人類学や農村社会学の知識を思い起こし、「人類学の主一従関係や、地主と人夫やメキシコなどラテンアメリカにみられる^{カウデリスモ}統領制」、奴隷制に由来する分益農や小作農を参照したが、こうした知識は、各地の農村調査で観察した親方＝子方制度とはまったく異質で役に立たず、「間違っていた」と振り返っている。そして、むしろ、鈴木栄太郎や喜多野清一などを迎え、柳田国男とその弟子の協力や連携を通して得ることが多かったという [パッシン 1981: 188-189]。パッシンが吸収して執筆したのは、執筆者不明のドラフト「船主と船子」であろうか (表7参照)。

2. 桜田のドラフト

以上の桜田の視角は、漁村調査の過程で得られたものと思われる。次に、桜田が記したプレテースト、本調査に関わるドラフトから、3つの階層概念に支えられた漁村の類型的捉え方を紹介しながら、漁村調査における問題意識の展開を検討する（資料2）。

まず、初めに桜田のドラフトの内容を概観しておく。これらのドラフトの作成年月日は不明である。暫定的に、翻訳された年月日や、フォルダの他の文書との関係で、1947年12月から1948年4月頃に作成されたと推察しておく。ここでは、漁村調査地への言及が間接的なものから直接的なものを順に取り上げ、桜田の関心の深化の様子を探ることとした。

（資料2-1）「漁村ノ住居ト衛生」は、原稿用紙（400字詰換算）6枚弱の短文である。「聚落ト水」「住居ト福利施設」について、北は岩手県気仙郡広田村から、南は、熊本県天草など全国の事例に触れつつ、漁村集落の持つ特性を、地理的便宜性、水の獲得と利用、狭隘な空間利用、共同利用できる漁業施設や、それ以外の図書館、託児所、病院などの不備へ関連づけ、「漁夫ノ幸福増進」に至っていない問題点を挙げている。この文章は、直接、漁村調査の事例には触れていない。

（資料2-2）「近年ニ於ケル漁村文化ノ変遷ニツイテ」は、原稿用紙（400字詰換算）7枚弱の文章である。漁村の階層構成を、船主網元、純粋労働者、半労働者と3つの階層で捉え、戦後の流動的な様相の把握につとめた文章であり、産業分化の説明中に、漁村調査の事例である神奈川県のみねとへ簡単に言及している。桜田は、旧漁村を「生活ヲ共ニシ、相互扶助的ナ連繫ノ最モ密接ナ生活協同体」と捉え、漁業の沖合化と地先利用の衰微に伴い、旧漁村では、船主網元による組織化が強くなり、他方で、漁船動力化による揚繰網や定置漁業が資本の導入により大型化し、漁村を越えた労働力移動が恒常化していると整理する。これと関わって、漁村の専業・産業化、及び分業化、大量生産と流通のための中心的港の成立などが、漁村を取り込む経済社会圏の形成を促し、旧漁業組織の弱体化が進んでいるという。

（資料2-3）「漁村動向」は、原稿用紙（400字詰換算）13枚強の文章である。1. 戦前の漁業と漁村の趨勢、2. 終戦後に一般に認められる漁業動向、3. 今回の漁村調査で察した漁村動向、で構成されている。3. においては、瀬戸内海漁業を例に、(1) 動力漁船の増加傾向に関連して、(2) 新しく漁業に参加して来た者、(3) リンク制資材配給、漁港の関係、がまとめられている。事例の中心は瀬戸内海で、明示はないが、漁村調査地である日生を中心に執筆している。戦前の漁業趨勢から漁船の動力化傾向を読み取りながら、依然として小漁業が圧倒的に多く、「マヌファクチャ段階」の漁業経営と小漁業零細経営がともに存在する現状を捉え、戦後において資本を背景とする水産会社が進出し、旧漁業勢力と拮抗している状況が、戦前と同様の漁業発展の軌跡を辿っているとみる。漁村調査から得られた内容として、漁船の動力化が単に資本によるものだけでなく、「復員引揚者」などによるものもあり、結果として、沿岸における漁業者の

自由競争が「一層激化サレタ」と見られること、新規漁業者参入には、地曳網、小刺網漁業などへの「戦災者復員者等半失業者」、中型動力漁船への「運搬船ナドノ漁業者以外ノ者」の着業、小型漁船における雇用人数の増加、大型漁船への「新興会社」の参入などがあることと、地方漁村の「繁榮ニ最モ関係深」い各漁村への荷揚げが制限され、大都市への陸揚げが集中する傾向が、大手水産会社やリンク制資材配給においても更に進展していることを挙げる。以上の現況に危惧を示し、その対策の必要性を説いている。

(資料2-4)「漁村文化ノ特質ニ付テ」は、原稿用紙(400字詰換算)31枚弱の長文である。桜田は、冒頭で「漁村文化ノ特徴ヲ形成スル四ツノ要件」を中心に「此文化ノ特質」を概観するとし、①海を生産とすることに規定される漁業者の態度、②漁業の不安定さに基づく経済、社会、宗教的慣行の様相、③集団的協同的労働を必要とする様相、④漁獲物の腐敗しやすさに基づく漁獲物処理の担い手や方法、商人との関係などをまとめている。①では、漁獲物を神へ奉納し、海水や塩を清浄視する漁業者の背景に、漁業者の陸上生活における投げやりな態度と、反対に海上の自然へ「没入」「悦楽」する態度、及び、寄り魚現象に対する態度などがあるとする。②においては、共同による大漁祈願、非固定給である賃金、経営者の浮沈の激しさ、季節的労働に基づく村外との交渉がまとめられている。④では、漁獲物を背後農村の収穫物と交換してきた経緯とその担い手に触れ、漁獲物の共同販売の必要性が商人の圧力との関係で認められ、出漁先の港へ出荷する場合に、港を根拠とする商人に依拠せざるを得なかった事情を説いている。

③については詳しく紹介しよう。ここでは、3種の新規参入の現象と、船主、幹部漁夫、一般漁夫の3つの階層を、漁村の変化と関連づけている。漁村は、海の行使方法の相違に基づいてA型村；地先漁業村と、B型村；沖合漁業村の2つに分類される。この相違を、海の使用、人口動態、相続慣行、協同と相互扶助、移行過程の特徴、漁村の性格、発生史の7点にまとめる(表9参照)。桜田は、発生史的に、A型漁村は、偶々「海岸ニ面シテキタ故」に漁村が形成されたものと捉え、必ずしも良い漁港を有していないと見る。B型漁村は、昔から海に達者であった「海部トイフ様ナ部族」が、海を利用する立場で形成した漁村であり、「良イ港」を前提とする。A型は、漁業の沖合化に伴い、B型へ移行する。これにより、鰹釣漁業など労働者を多数必要とする形態が見られるようになった。B型漁村における漁業組織の形態は、船主(A)、幹部漁夫(B)、一般漁夫(C)の3階層で基本的に構成され、その組合わせは2つに整理されるとした。

桜田は、以上のような両極の性格が、日本各地の漁村に「種々ノ姿デ存在シテキル」とし、漁業者の考え方や態度は、「家、祖先、子供、村、漁業、船、漁獲物、食物、家計等」に関わっており、日本国内においては「マルデ対蹠的ニ相違スルモノマデ在ル」とし、さらに漁村内部においても複数の「社会階層」があり、加えて「文化的水準ニ大キナ隔タリガ新シイ世代ニアル若イ者ナドニ出来ツツ在ル」と捉えている。この文章は、「漁村動向」「漁村ノ住居ト衛生」「近年ニ於ケル漁村文化ノ変遷ニツイテ」のいずれをも総合した内容を持つ大部な論考と言える。

表9 桜田による漁村の二類型

	A型村：地先漁業村	B型村：沖合漁業村
海の使用	(漁業方法・規模ニ) 限度ガアル	出来ルダケ優秀ナ漁船漁具ヲ整備、殆ド制限ナイ漁業発展
人口動態	激シイ人口増加ハ認メラレナカッタ	非常ニ人口ノ激增シタ所ガアル
相続慣行	人口増加ヲ制限スル相続制度、新シイ分家ノ漁業参加ヲ制限スル慣行、村内ノ漁業労力ヲ維持統制シテユク慣行	漁業人口制限必要ナク、別世帯ヲ構ヘサセルトイフ慣習
協同と相互扶助	村ノ協同・統制ガ生活ノ広範	「カタフネ」、海上ニ於ケル相互扶助ノ慣習ノミ
移行過程の特徴	此ノ状態ヲ長ク保持シヤウトイフ念願、新シイ分家ノ漁業参加ヲ拒否セズ、或ル程度ノ制限ヲ設ケル慣習	漁業競争ノ激シイコト、良イ漁夫ヲ得、彼ト意気投合シテ事業シテ行クコトガ、漁業ノ成否ヲ支配 親分子分制度ノ殊ニナルダケ幹部漁夫ヲ血族ヲ以テ固メ、若シソレガ出来ヌ時ニハ幹部漁夫ヲ擬制シテ血族ト認メラレル子トスル慣習ガ強ク残ル。幹部漁夫ト一般漁夫トノ間ニモ、職人ノ親方ト弟子トノ関係ニ似タ繋ガリ。
漁村の性格	極メテ封鎖的ナ社会	之 (A型村一中野注一) トハ反対ノ性格
発生史	偶々海岸ニ面シテキタ故ニ自然ニ漁業ヲ取り入レル村ニナッタモノ、必ズシモ良イ港ヲ持タナクテモ、荒磯ヤ砂浜ニ面シテキテモ成立	昔カラ特ニ海ニ達者デアッタ、例ヘバ海部トイフ様ナ部族ガ、彼等ノ海ヲ利用スル立場カラ村落立地シタ、地先海岸ノ自然条件ニ支配サレテ成立シテキル、良イ港ガナケレバ成立シ難イ。港ナル村ノ中心地域ニ集中的ニ漁業基地的施設ヲ施ス、港ヲ中心ニ扇型ノ都市的聚落ヲ形成スル性格

典拠：(資料2-4)「漁村文化ノ特質ニ付テ」

3. 桜田の関心

桜田は、漁民一般の「態度」に触れる(資料2-4)が、関心は漁村の変化にあった。桜田は、地先の共同網漁業の衰退、沖合への漁業進出、戦後の新規着業現象に基づき現代漁村を認識し、3つの階層を関係づけながら旧漁村Aから新漁村Bへの変化を類型化している。(資料2-2)では、旧漁村的2つの階層(船主網元・純粋労働者)と、これに対称的な流動階層(半労働者)で整理し、(資料2-4)では、新型漁村Bを3つの階層(船主、幹部漁夫、一般漁夫)の再編のされ方と関係付けている。両者の間で階層の捉え方にズレが認められるが、桜田は、後者における幹部漁夫と一般漁夫を、「広い地域ニ亘ル職能的ナ連繫」を持つ労働層とし、旧型漁村Aがその労働市場を提供する場と捉える。つまり、労働者層が村落を超えた広域なネットワークを形成し、企業家の流入と相まって漁村の新旧の類型的变化が媒介されていると位置づけているのである。

以上の桜田の関心の所在は、「半労働者」という特徴的な捉え方に示されている。この捉え方は以下の3点と密接に関わっている。第1は半労働者、第2は多様な新規漁業者、第3は「新興会社」の参入である。第1の半労働者の現象は、プレテスト時に気づいていたと思われる。例えば、attitude surveyをとりまとめた桜田は、その点をドラフトへも以下のようにまとめている。

「ナホ、モーター船ヤ手漕ギノ漁業者自身又ハソノ家族デ、半年ヲ定置漁業ニ傭ハレ、マタ、アグリ漁業ノ漁夫トナツテキルモノガ少クナイ。即チ大規模漁業ノ労働者ヲ供給スル役割ヲ持つテキル」。ただし、このドラフトの内容は、上記したように漁村調査報告書へは反映されなかった。

第2は、多様な新規漁業者の存在である。この関心事項は、プレテストにおいては窺うことができない。本調査の岡山県日生で認識を深めた事項であったと推察される。「漁村動向」「瀬戸内海漁業者ノ漁場ニ付テ」の2種のドラフトでこの捉え方は示され、特に前者においては、戦災者、復員引揚者、「商人ソノ他他業ノ人」、「運搬船ナドノ漁業者以外ノ者」の参入が取り挙げられ、瀬戸内海漁場の競争と淘汰が一層進むことを予想し、この状況に対応し得る対策の必要性を述べている。以上の第1と第2の存在は「半労働者」を構成し、第3の企業家と関連づけられる。

第3は、戦中に減少した大型漁船について、大型漁船業の者達が戦後、造船を開始する際、「新興会社ノ水産業ヘノ侵出」と「非常ニ密接ナ関係」を有していたこと、すなわち、資本制漁業が浸透してきた点である。具体的には、「半労働者」を雇用する者が、村にありながらも資本を支えとする参入者（新たな船主網元）であることに注目している。桜田は、「調査者ノ多クハコノ事情調査ニ最モ意ヲ払ツタ」と述べている（「漁村動向」）。新興会社の参入について、桜田によるプレテストのドラフトでは触れていない¹²。結局、漁村調査で得られたのは「長崎県ニ於テ揚繰網ノ生産手段ヲ大洋漁業株式会社ナドカラ提供ヲ受ケ、戦前ノ漁村ノ網主ガコノ生産手段ヲ使用シテ揚繰網漁業ヲ委託経営」している1事例のみであった（「漁村動向」）。成果が少なかった理由について、桜田は「コノ様ナ調査ニハ漁村ノミナラズ漁村ノ漁業ニ有力ナ基地ヲ提供シテキル漁港ヲ併セテ調査セネバナラナクッタ」と述べている。桜田ら調査者の関心を確認するためには、被調査者の選択において、ランダムに被調査者を漁村内から選択する手法だけでは限界があったことを指摘している。桜田は、attitude surveyで採用された方法自体に改善の余地があると認めていたのである。

4. 現代漁村に対する視角と課題の胚胎

日本の漁村理解の仕方から、パッシンと桜田の理論枠組や視角を比較してみよう。先に触れたように、例えば、「態度調査」における資料の扱い方とともに、階層的レベルでの一般化を重視

¹² ただ、戦後に造船したアグリ網の経営事例については、新興会社以前の旧来の持ち株と水産加工の関係のあり方を良く捉え、1945年末に始まったアグリ網経営の内実を詳細に綴っている。この経営は協同出資金を募り、22株の株主によって成立した。その内訳は、水産物加工業者（9名・13株）、鮮魚商（1名・2株）、鯖船漁業主（1名・3株）であった。このうち、鯖船は1946年に脱退した。鴨川町のアグリ網主は「自家ニ多少ノ漁獲物加工施設ヲ持つテキル」が、漁獲の多い場合は「充分ニコナスダケノ加工処理施設ヲ持つテキルモノハナイ」ため、加工業者と常に取引があり、この取引は従来からの「慣行カラ、猥リニ取引先ヲ変更スルコトナク、多クハ一定シテキル」と記されている。なお、プレテスト時の attitude survey においては、アグリ網経営の網主へのインタビューが1件あるが、上記の内容は確認できず、以上は、アグリ網で雇用されている漁業労働者からのインタビューに多く基づいている。

し、個人の心理や態度に迫る方法や意義を掘り下げることがなかった。個人から階層や構造的秩序を相対化して捉えようとする意識は乏しかったと言わざるを得ない。機能構造主義的見解が支配的であった時代背景からすると、この問題点は致し方ない面がある。

しかし、桜田は漁村調査を通じて、戦後漁業への多様な新規参入や、漁村に浸透する資本制漁業の重要性に気づいた。結果として大型漁船の造船へ「新興会社」が参入する事情そのものを十分に把握することはできなかった。そこで、桜田は、これらの現象を捉える視角や方法の問題を強く意識し、村落を超えて広域化する労働者層に注目し、現代漁村の動態を把握しようとした。

桜田の漁村把握との類似性で注目されるのは、パッシンの「態度調査」という枠組みの背後にある「民俗社会」論（レッドフィールド）である。この論は、村落を閉鎖的に孤立したものと捉える既存の視角を批判し、村落を超えた交易や、国家との関係、農村—都市社会の関係性に着目し、小伝統・大伝統という両極を軸とした文化変容論を説く。レッドフィールドの特徴は、先行する技術的側面により精神的秩序の破壊と新生へ力点を置き、農村から都市という一線の変化の上に「民俗社会」を位置づけた点にあった [Redfield 1948、レッドフィールド 1960、Wilcox 2006]。しかし、パッシンによる漁村の捉え方は、3つの階層に着目しつつも、村落を超えた関係性を捨象しており、「民俗社会」論の意義は認められない。パッシンを通じてこの論が桜田へ影響を与えた点もまた全く確認できない。加えて、パッシンの日本漁村の理解は、自身が主張するような日本の農村社会学や民俗学による多様な村落理解を吸収したものではない。むしろ、それは、多様な漁村を捨象し、日本社会のレベルにおいて親分子分関係へ一元化されていると言わざるを得ない。政策を背後に抱えた国民性研究の影響を強く受けていたと考えられるのである。

突き詰めてみると、レッドフィールドには都市よりも農村へ高い価値を置くルソー的西欧人のバイアスがあった [Lewis 1951: 435]。その点、パッシンは、漁港や漁村の外側と関連づけることなく、漁村の内的階層関係の理解に終始していた点で、彼にも同様の認識が前提にあったと考えられる。そして、この点は桜田も例外ではない。例えば、「半労働者群」が「企業的漁業」との「併存ヲ調和セシメテキル」という指摘には、調和的な解釈が滑り込んでおり（資料2-2）、戦後の「企業的漁業」の急激な成長による漁業界の大きな変貌を振り返ると、牧歌的な認識であったと言わざるを得ない面があるからである¹³。

しかし、桜田の獲得した視角は民俗学において意義がある。それは、新たな階層概念による漁村の類型的把握にあるというよりは、「企業的漁業」へ展開しつつある漁村の現在を理解するた

¹³ レッドフィールドの調査から17年後にメキシコの同じ村落でフィールドワークを行ったオスカー・ルイスは、民俗—都市連続論を再検証し、6つの問題点を挙げている [Lewis 1951: 432-436]。そこで、ルイスは、レッドフィールドの村落に対する視角が、調和、孤立、無変化に価値を置いており、文明化による人間の凋落へ対する危機意識、すなわち、かつての「高貴な野蛮人」（ルソー）と同様のエスノセントリズムをそこへ認めている。民俗の変貌についての桜田の見解に、近代主義的な認識が潜んでいることは既に指摘されている [福田 1986: 33]。

めに、資本や移動する労働層の把握を必要としたこと、すなわち、漁村の外側（の漁港など）に視野を広げて、その現代漁村の動態を捉えようとした点にある。この観点は、「伝承母体論」の問題を超越できていない現在の民俗学に対して未だに重要な示唆をしていると考えられる¹⁴。

全国的に抽出された「典型」村落を統一項目で調査する手法は、「山村調査」や「沿海調査」の例から見て目新しいものではない。また、全国的レベルから漁村の地域的特徴や動態を鳥瞰する作法についても、桜田は、既に農林省勤務などを通じて獲得していたと推察される¹⁵。桜田に新たな漁村認識を可能にさせたものは何であったのだろうか。話者の態度や意見そのものを調査する作法と、その話者をランダムに選定する調査手法は、戦後の混乱した流動的漁村環境を背景に、様々な漁業労働者の存在に気づかせる点で重要であったと思われる。そこに、「社会人類学」的観点に枠付けされたCIEの漁村調査が意味ある場を提供したと言えるのではないだろうか。

5. おわりに—まとめと課題—

本稿では、CIEにおける世論調査・社会学研究部門で行われた社会学研究調査のうち、漁村調査の実態を明らかにした。日本側アドバイザー、特に桜田勝徳は、その計画、実施、報告書の作成において重要な役割を果たした。この研究調査は、天然資源局が進める漁業権改革の一環でCIEへ依頼されたものであり、従って、SCAPの占領政策の一部を構成していた。National societyという壮大な研究課題は、そのままCIEで追求されていたのではないことが、明らかになった。桜田らの関与は、調査研究体制の分業的一部分としてであり、研究調査の主導は、文化人類学を専門としていたパッシンら、世論調査・社会学研究部門のアメリカ人スタッフによるものであった。

SCAPという枠組みの規定下で、漁村調査においては attitude survey手法を用いた大規模な調査が行われた。一方で、パッシンは、理論的には「社会人類学」的観点に立ち、attitude survey

¹⁴ （資料2-4）の漁村類型論は、1948年の『社会学大系』へ収録された「漁村」と題した論考と内容が重複している。後者において、桜田は「大正十二、三年頃から日華事変の起る迄」の漁船動力化に伴う漁村の変化を取り上げ、漁夫の移動（季節→出稼）による漁業の大規模化と、漁村の旧秩序の新たな再編成を論じている〔桜田 1948a〕。この中でも、瀬戸内の日生と思われる漁業者の「無欲淡というか無頓着」な性格に触れ、漁夫の季節的移動がもはや恒常化しており、「半労働者層」として捉える必要性が述べられている。桜田の以上の論旨のいくつかの点は、ここに認めることができるが、この論文では、「新興商工業者達の水産投資が顕著になり、更にまた彼ら自身が自ら漁業を為すという傾向も強く認められるに至った」状況に触れはするものの、具体相には言及せず、その現象へ民俗学がいかに対峙すべきかは述べられていない。ちなみに、伝承母体論の登場は1960年代である。

¹⁵ 桜田は、戦前から戦後にかけて、農林省水産局嘱託（1940.6.16-1943.12.8）、中央水産業会指導部主事（1943.12.9-1946.9.2）をつとめていた。CIEの前史をなすこれらの経歴とCIEにおける漁村調査の経験と連関させ、桜田の研究枠組の形成過程を検討する必要がある。筆者は現在、慶應義塾大学文学部民族学考古学研究室所蔵「桜田勝徳調査資料」の目録作成作業を進めており、この課題も含めて検討してゆく予定である。

手法を主導したが、現実には、その手法の導入や活用において限界があった。他方で、アドバイザー側の桜田勝徳は、個人別資料を個人の態度を示すものとして利用することなく、それを階層レベルで一般化していた。この点で、漁村調査は、方法論としての課題を残した。

漁村調査研究の過程をつぶさにみると、桜田は、この漁村調査を通じて、現代漁村を捉える視角を深化させていたことが分かった。この観点は、漁村調査報告書には反映されず、漁村調査報告書はSCAPの捉える観点にのっとって、とりまとめられた。すなわち、それは、日本村落社会の伝統的な親分子分が漁村の民主化を阻害しているとの問題意識に則って編集されたのであった。結果的に、パッシンは、科学的実証的手法の日本への導入と伝授を行ったにとどまり、attitude survey手法を通じて深められた現代漁村に対する桜田の認識や視角は、正当に評価される場を持たなかった。

桜田が漁村調査期間中に獲得した視角には、1950年代に桜田が行った民俗学の理論的提言を多く含んでいる。村落外へ視野を広げ、新規参入する様々な漁業関係者、移動や資本の問題は、現在の民俗学においても傾聴すべき点がある。戦後の漁業民俗の研究に、こうした視角がいかに継承されたかについては、別稿に委ねざるを得ないが、これらの埋もれた成果を掘り起こし、問題点を含めたその評価を積極的に進めていく必要のあることが明らかになったと言えよう。

課題は少なくない。第一に、CIEにおける他の社会学調査研究の全体と個別調査研究の関係を明らかにすることが必要である。CIEにおける attitude survey は終始一貫して採用された手法であったが、農村調査・家族調査・山村調査は、いずれも時期や期間、調査体制や内容が同じではなかった。例えば、漁村調査は、前後関係でみれば、農地改革と関連する農村調査の第一回目（1947年6月頃）と第二回目（1948年11月頃）の間に位置している。この後者の場合、「個々に面接することが出来ないので100の sample を幾つかに分けて学校に集めて記入してもらった」手法であった。これらの調査で行われた attitude survey 手法が「その時々事情によって、どれも同じような形」で行われてない点は [岡田他 1953: 83]、CIEにおける社会調査研究を検討する上で見逃すことができない側面と言える。CIEにおける attitude survey 手法の展開については、これら各調査の間の異同を検討することでその意義を確認できよう。

第二に、CIEにおける調査研究と、戦後の民俗学・文化人類学との間の、視角・方法論的継承と断絶について、明らかにする必要がある。家族調査、及び、山村調査は、漁村調査と異なっており、アドバイザーによる調査立案や調査自体の遂行が自律的に行えたようである。そこでは、家族の実体を総合調査に基づき研究するスタイルや、山村における森林資源の管理や動態についての総合調査に基づき、所有者、伐採人、仲買人、製材会社などのネットワークや、木材・搬出道の設置などの資源や施設の面から多角的に捉えるスタイルが生み出されていた [小山 1949、関 1981 (1953)、Bennett 1958]。これら総合調査のあり方が、後の民俗学・文化人類学へいかに継承されていったかが注目され、九学会連合会による総合調査との関連も問われよう。

このような点を追求する場合、個人の研究者が、CIEの社会学調査研究から、何をどのように継承していったかを問う作業が重要である。本稿では、桜田勝徳に即して検討したが、戦前の農林省との関係や研究動向との連関、及び、漁村調査以後の家族調査、山村調査などとの連関など、課題を少なからず残した。桜田による現代漁村に対する視角の獲得と、attitude survey手法との関連は、必ずしも明瞭ではない。桜田がattitude surveyを評価する点を、漁村調査の内外に広げて検討する必要がある。当然に、小山隆や竹内利美らが個々にどのような姿勢でCIEの社会学調査研究を咀嚼していったかについても重要な課題であろう。桜田がCIEの仕事を自身でいかに評価していたかについては、小山隆、小寺廉吉、その他の者と比べても寡黙だと言える〔小山1949、小寺〕。CIE勤務期間中、自由な執筆が制限されていたこともあるが、以後も続いたその胸中に何があったのであろうか¹⁶。個々の研究者による経験を丁寧に跡づけ、それを規定した諸条件や背後構造を見極めつつ、今後の研究視角や手法に連なる知見を抽出することが肝要である。

第三に、漁業の史的展開において、CIEの漁村調査を位置づける必要がある。本稿では、この調査が持つ重要性を民俗学的観点から明らかにしたが、漁業史の観点に立てば、漁業法の形成過程との関連性について、より踏み込んだ検討が必要になる〔ネビール、ウィリアム・C. 編1952、天川晃他編 2000〕。それには、天然資源局（NRS）の文書を紐解く必要がある。このような漁業史上における位置づけは、水産史研究会、漁業制度改革史料の収集事業、及び、九学会連合による総合調査との関係で行われた対馬暖流調査など、官公庁と関わって進められた大規模な調査研究を問い直す作業に連なっている〔池田 2008〕。このような作業の積み重ねから、現代漁村を捉える問題意識が、理論や方法へいかに連なっていたのかを、跡づける作業が求められる。と同時に、研究者が、倫理面や責任を含め、政策や権力といかに関わってきたのかを明らかにし、今後、どう関わるべきかについての洞察を深める必要がある。

【引用参考文献】

天川晃、2009「ドン・ブラウンとジョン・マキ―GHQ文官の戦中と戦後」横浜国際関係史研究会、横浜開港資料館編『GHQ情報課長ドン・ブラウンとその時代：昭和の日本とアメリカ』、日本経済評論社、199-229頁

¹⁶ CIE勤務中の、1946年11月、桜田は無断で文章を執筆公表したため問題となった（5874, Public Opinion Memorandum - 1945-1946）。執筆公表に際して許可を求めた文書が残されており（5873, Bibliography - Teacher's）、その問題以後、許可申請が必要となった。漁村調査と関係し、桜田は、勤務中に調査したデータを用いて文章を記している〔桜田 1948b、1949、1950〕。1948年の論考は、漁村の推移と漁業権慣行に触れながら、その現状における問題点を指摘し、今後漁村の学校に求められるものを考察している。1949年の論考は、千葉県漁村を事例に、静岡県伊豆の初島や山口県の蓋井島と対比し、立地条件、農業との複合条件、村の計画について比較した短文である。千葉県の漁村は房州なので、鴨川か堀田を指しているのであろう。1950年の文章は、漁村調査の調査地ではなく、家族調査の調査地であった三重県の長岡村を事例としている。

- 天川晃他編、竹前英治・中村隆英監修、2000『水産業（GHQ 日本占領史：42）』、日本図書センター
- 池田哲夫、2008「内橋潔と漁村実態調査—日本海区水産研究所所長時代」『高志路』、369、15-64頁
- 磯貝勇、1968「柳田先生と一米人」『定本柳田国男集月報』、4、5-6頁
- ウッダード、ウィリアム・P.（阿部美哉訳）、1988『天皇と神道：GHQの宗教政策』、サイマル出版会（*The Allied occupation of Japan 1945-1952 and Japanese religions.* by William P. Woodard. E. J. Brill, 1972.）
- 岡田譲他、1953「〈特集〉社会調査—座談会—」『季刊民族学研究』、17-1、1-98頁
- 久保義三、1984『対日占領政策と戦後教育改革』、三省堂
- クラックホーン、クライド（光延明洋訳）、1971『人間のための鏡：文化人類学入門』、サイマル出版会
- ケント、ポーリン、1997「ベネディクトの人生と学問」、ベネディクト、ルース（福井七子訳）『日本人の行動パターン』、日本放送出版協会、173-210頁
- 小寺廉吉、1950「豊島：一小島の社会の研究」『富大経済論集』 1、49-68頁
- 小寺廉吉、1951「島の一隅にて：香川県小豆郡四海村長浜」『富大経済論集』 2(1)、53-70頁
- 小寺廉吉、1953「海女の村：三重県志摩郡長岡村」『富山大学紀要 経済学部論集』 2、51-75頁
- 小寺廉吉、1954「海女の村：三重県志摩郡長岡村（つづき）」『富山大学紀要 経済学部論集』 3、157-180頁
- 小山隆、1949「社会調査における面接の意義—社会調査と社会学の諸問題」『季刊社会学』、2、31-39頁
- 桜田勝徳、1948a「漁村」、田辺寿利責任編纂『都市と村落（社会学大系：2）』、国立書院、157-209頁
- 桜田勝徳、1948b「漁村の課題」『明日の学校』、2、47-54頁
- 桜田勝徳、1949「村計画の慣行と生活設計」『新農村』、4、4-5頁
- 桜田勝徳、1950「漁村と村計画」『カリキュラム』、22、67-69頁
- 桜田勝徳、1962「調査の態度とその方法について」『日本民俗学大系』、13、13-19頁
- 桜田勝徳 1982「年譜」『未刊再訪記〔Ⅱ〕・回想記（桜田勝徳著作集：7）』、名著出版、559-572頁
- 佐藤秀夫編、1984『連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局の人事と機構（戦後教育改革資料；2）』、国立教育研究所
- 関敬吾、1981（1953）「木馬みちの問題」『民間伝承』、17(6・7)（『民俗学の歴史（関敬吾著作集：7）』、同朋社、1981年、280-286頁へ所収）

- 竹前英治、1996「総合解説 占領とGHQ」『GHQ日本占領史序説（GHQ 日本占領史：1）』、日本図書センター、1-98頁
- 坪井洋文、1962「民俗調査の歴史」『日本民俗学の調査方法 文献目録・総索引（日本民俗学大系：13）』、平凡社、59-108頁
- 中生勝美、2006「日本占領期の社会調査と人類学の再編—民族学から文化人類学へ」『岩波講座「帝国」日本の学知』、6、岩波書店、144-177頁
- 日本常民文化研究所漁業制度改革記録委員会編、1955『改革の立法経過（漁業制度改革史料；第1巻）』、水産庁
- ネビル、ウイリアム・C.編（農林大臣官房渉外課訳）、1952『日本の漁政：昭和20年-26年（連合国総司令部天然資源局報告；152）』、農林大臣官房渉外課（NRS Report No. 152: *Fisheries Programs in Japan -1945-51*, 1951.）
- 農林省大臣官房総務課編、1972『農林行政史』、第8巻、農林省
- 野地恒有、1987「桜田勝徳の「漁村民俗」考—漁村の民俗研究に向けての覚書—」『史境』、14、89-104頁
- 野地恒有、2001『移住漁民の民俗学的研究』、吉川弘文館
- パシン、ハーバート、1948「与論調査に於ける社会心理学諸次元について」『社会学研究』、1(3)、日本社会学会、198-207頁
- パシン、ハーバート、1949「現代アメリカ人類学の諸傾向」、日本民族学協会訳編『現代アメリカの社会人類学（『民族学研究』叢刊；第1集）』、彰考書院、1-17頁
- パッシン、ハーバート（加瀬英明訳）、1981『米陸軍日本語学校—日本との出会い—』、TBSブリタニカ
- パッシン、ハーバート（徳岡孝夫訳）、1982『英語化する日本社会』、サイマル出版会
- 福島鑄郎編、1984『GHQの組織と人事』、巖南堂書店
- 福田アジオ、1984「桜田勝徳の民俗学と全体性の把握」『日本民俗学方法序説』、弘文堂、288-299頁
- 福田アジオ、1986「桜田勝徳の現代性」『日本民俗学』、164、29-33頁
- 福田アジオ、2009『日本の民俗学—「野」の学問の二〇〇年—』、吉川弘文館
- ペリー、J.C.（国本義郎訳）、1982『鷲の翼の下で：占領下日本1945-47』、筑摩書房（Perry, John Curtis. 1980. *Beneath the Eagle's Wings: Americans in Occupied Japan*. New York: Dodd, Mead.）
- J.C. ペルゼル（John C. Pelzel（勝岡寛次訳）、2010「ハリリー・レイ オーラル・ヒストリー・シリーズ」『戦後教育史研究』、24、63-76頁
- レッドフィールド（安藤慶一郎訳）、1960『文明の文化人類学：農村社会と文化』、誠信書房

- Bennett, John W. "Community Research in the Japan Occupation," *Society for Applied Anthropology Clearinghouse Bulletin* 1 (3): 1-5, 1951.
- Bennett, John W. "Economic Aspects of a Boss-Henchman System in the Japanese Forestry Industry," *Economic Development and Cultural Change* 7 (1): 13-30, 1958.
- Bennett, John W., Smith, Harvey L., and Passin, Herbert. 1942 "Food and Culture in Southern Illinois--A Preliminary Report," *American Sociological Review* 7 (5): 645-660, 1942.
- Bennett, John W. & Iwao Ishino. *Paternalism in the Japanese economy : anthropological studies of oyabun-kobun patterns*. Minneapolis University of Minnesota Press, 1963.
- Hirabayashi, Lane Ryo. *The Politics of Fieldwork : research in an American concentration camp*, Arizona: University of Arizona Press, 2001.
- Janssens, Rudolf V.A. "What Future for Japan?" *U.S. Wartime Planning for the Postwar Era, 1942-1945*. Amsterdam & Atlanta, GA: Editions Rodopi, 1995.
- Janssens, Rudolf V.A. "Toilet training, shame and the influence of alien cultures, Cultural anthropologists and American policy making for postwar Japan 1944-1945," in *Anthropology and Colonialism in Asia and Oceania*. edited by Jan Van Bremen and Akitoshi Shimizu, Richmond: Curzon, pp.285-304, 1999.
- Kluckhohn, Clyde. "Theoretical Bases for an Empirical Method of Studying the Acquisition of Culture by Individuals," *Man* 39: 98-103, 1939.
- Lewis Oscar. *Life in a Mexican village: Tepoztlán restudied*. Urbana: University of Illinois Press, 1951.
- Matsumoto, Y. S. "Notes on the Deity Festival of Yawatano, Japan," *Southwestern Journal of Anthropology* 5 (1): 62-77, 1949.
- Passin, H. "Culture Change in Southern Illinois," *Rural Sociology* 7 (3): 303-317, 1942.
- Passin, H. "The Development of Public Opinion Research in Japan," *International Journal of Opinion and Attitude Research* 5 (1): 20-30, 1951.
- Passin, H. and Bennett, John W. "Changing Agricultural Magic in Southern Illinois: A Systematic Analysis of Folk-Urban Transition," *Social Forces* 22 (1): 98-106, 1943.
- Redfield, Robert. *The Folk Cultures of the Yucatan*. Chicago: University of Chicago Press, 1941.
- Wilcox, Clifford. *Robert Redfield and the Development of American Anthropology* (2nd, revised ed.). Lanham, MD: Lexington Books, 2006.

資料 1

典拠：fishery Rights, Kamogawa

face sheet No.28 (表 8 参照)

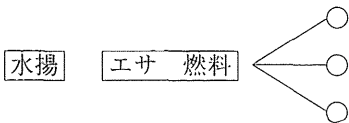
1. トツテキル。
2. 読売 (千葉新聞ハヤメタ)。
3. ー
4. ー
5. アリ。故障ナシ。
6. 聞イテキル。
7. 早くネテシマフノデ寝ルノデ 1, 2 回。
8. 午後七時ノ天気予報ガキ、タイ。水産試験場ノ漁場ノ発表ナド屢々ヤツテ貰ヒタイ。前ノ一丁漕ギノ時ハ暗イウチニカツラツリニ行ツタガモーターニナツテ生キ餌ガ欲シイノデ、アグリニ貰フ手伝デ早く出漁シナイ。夜ガアケルト出ル。
9. 天気予報、漁場条件。
10. ミマセン。
11. ー
12. ミナイ。
13. 小漁師ノ方ハ良イトイフ方ニハユカヌ。配給デハ足ラヌ故ヤミヲカフトイフ事ニナルトユルクナイ。家内 5 人デアルガユルクナイ。弟ガ 2 人仲間デー一丁漕ギヲシテキルガ、之モユルクナイ方ダト思フ。小漁ハヨボト目ノ立ツ様ニ漁ガナイト生活ハユルクナイ。大型漁師ノ方ハ良イダラト思フ。
14. 戦争中ヨリ一寸ヨイカト思フ。戦中ハ昼間ハ漁ハ出来ナカッタ。空襲デコワカッタ。
15. 戦争前ト比ベルト、多少今ハ金ヲ持ッテキテモ戦前ノ方ガ良イト思フ。
16. ナイトナルト小漁ハ困ルコトニナル。機船底曳ニヤラレテシマフト駄目ダ。定置漁業ハ小漁ニ影響アルトイフガ、サウハ邪魔ニナラヌト思フ。漁業権ハアツタ方ガ良イト思フ。漁業権デ今マデハ漁業会ガ持ッテキテモウマクユカナカッタ。大キイモノニ負ケテシマフ。小株ノ者ガイクラ主張シテモ駄目ダツタ。漁業会デ大謀ヲモタヌ内カラ、小漁船代表シ 20 年モ勤メテキタガ、ソレデイロイロ主張シ、定置ノ小株ヲ小漁船組合デ持ッテキル (前原大浦合併シテ 200 株以上ヲ持ッテキル)。元株ハ小サイガ見積シテソレニ追加ガアリ大キクナツテキル。前ニ小漁船ニ権利ガアツテ小漁船ノ漁場ノ妨ゲトナルノデアンド (漁場) 金ヲ貰ッテキタ。年ニ定額ヲ貰ッテキタ。組合バリニナツテカラ之ヲ貰ハヌ。組合バリニナリ、皆、仲間故、組合ハ名義ダケノモノニナツテシマツタ。内ニハ 14 万円ノ少シノ配当金ガ来タ。(之以外ニ株ノ配当金ガア

ル)。コノ配当金ハ小漁船組合ノ財産ニシヨウトイフ意見モ出タガ、大シキノ欠損ノタメ出資ノミシテキタノデ、今度ハ之ヲ各家ニ平等ニ配当シタ。平常ハ大株主ガワルイ様ダ。自分勝手ニ魚ヲオカズニ自由ニ持ッテ行ク。網入レ当時金ガ足ラヌ時ハ1万デモ2万円デモ金ヲ出シ合ッテ大謀ノ経費ヲモッテキルラシイカラ。小株主ハ株ヲウツテシマッタラ良イダラウト云ッテウツタ人アリ。他処ノ人ニ経営シテ貰ヒ此処ニ魚ヲアゲタ方ガ良イダラウトイフ意見モ起ッテキル。欠損ダッタラ金ヲ出シテクレ、貰ッタ時ニハ配当ガナイカラダト思フ。経営者ガウマクヤッテキナイ様ニ思フガ、経営ガ苦シイ所モアルラシク、内幕ハ判ラナイ。大謀ヲ係ノ人ニ聞イテミルト道具ニ追ハレルトイフ風ニ云フ。従ッテ漁業権ヲ誰ニ持タセテ良イトイフ事モ中々言ヘヌカシイ問題ダ。

17. 大謀、アグリ。昔カラ此ノ地デハ船ニ残スドーシンボーノ悪癖ガアル。之ガアル故ドノ程度ノ月給歩合ガ適当カハ経営者デナイト判ラナイ。昔ハ月給ガ馬鹿ニ安クッタカラドーシンボーガアツタ、マタ網主ニ云ハセルトドウシンボーガアル故月給安イトイフ。船方ト船主ノ間デ幾度モモメタ。船方ヲ置クノハ船長ノメガネダケデハユカヌ。ジボノ場合ニハ全然ドシンボーガナイ。ジボ経営ノ方ガ船主ガモツ。前ニハ月給デ雇ッタ船ハ大抵駄目ニナッテキタ。ジボノ方ガ持ッタモノガ多イ。

モーター

一人ハ年季（貰ヒ子ト同ジモノ一字） 4 HP。（今マデ2.5HP）（3人乗デヤッテキル）



夜釣ノ時期6,7月ニハ漁獲アルガ自身ハ身体ガ弱イノデ親ハアマリヤラヌ。カッテハ8,9月ガヨイ。（魚ガ来テモエサガナイト駄目）。

6,7（アジ、サバ漁）。5晩カ6晩シカユカヌ。一両トッテ50~60貫トッテ来タ。

8,9（カツヲ漁）ハ今年ハナクッター一両トッテカツヲ15、ソーダ10。一日ノ漁20~30貫位デアツタ。

漁組デハ公定ノ場合黙認ノ場合トアツタ。漁組出荷部ニ魚ヲ出ス時ノ数量ハキカヌ。伝票ガタマツテカラ、金ヲ月ニ4回5回貰ヒニ行ク。販売手数料2分。方々ニ出荷シテキル。県下ノ指定ノ場所ニ出シテキル土地ノイサバヤガ買ヒニ来ナイ。（祭ノ時ナドノ外ハ）漁業会カラ貰フガソノ配給ダケデハマヅイダラウト思フガ。

18. 今年ハ一般ニ業者ハ組合員ニナッタ（アグリニ雇ハレテキル人ハ組合員デハナイ）。コノ建物ヲツクル時ニ組合員ノ数ガ之ダケナケレバナラヌトイフ時ガアツタ。（大浦区組合員数60名位ダツタ）。モーター船・小漁船組合員ヲ一般ノ会員ニシタ故。

19. 組合員。

20. 一部ノ人ハ一般組合員デ良イト云ッテキル。シカシ、之ハドウデモ良イト思フ。
21. 漁業会ハ此頃ハ大部ヨクナッタト思フ。
22. 資材、燃料ヲ組合カラ買ッテ貰フコト。働クモノハ県トノ連絡マデヤレヌ故漁業者ノ為メニヤッテ貰フ。ソノ為メニ必要ダト思フ。

資料 2

以下、典拠：表 7 参照

※原文はいずれも縦書きである。数値の記載については検算や訂正は施していない。また、明かな文章や字句の誤りも、原文のままとしている。なお、原則として、旧漢字は常用漢字に改めた。また、必要に応じて、句点を補い、改行を施してある。

資料 2 - 1

「漁村ノ住居ト衛生」

(一)、聚落ト水

純粹ナ漁村ニ近イ処ホド漁家ガ密集シ、漁家聚落ヲ貫ク道路ハ概ネ三尺幅ノ狭イモノデアリ、其処ハ屢々下水道ト一緒ニナツテシマツテキル。其処ヘ在ル漁家ノ大部分ハ屢々極メテ小サイ借地借家デアツテ、之ハ漁師ガ陸上生活ニ極メテ無頼者デアルコトヲ示シテキルト云ヒ得ルダラウ。従ツテ静岡県賀茂郡田子村小学校ガ著ハシタ昭和十三年「漁村田子」トイフ本ニ「伝染病ガ比較的多イノハ衛生思想ノ普及シナイコトト集団生活者ノ多イコトニ起因ス」トアル通りデアルモノが多い。

ナホ、漁村ラシイ漁村ハ砂丘地帯ヨリモ、背後ニ山セマル湾入等ニ面シタ地帯ニ発達シテマリ、従ツテ居住ニ適スル地域ガ限定サレタ所ガ多イガ、コウイフ所デハ井戸ガ少ナイ。之ニハ井戸ヲ得難イトイフ自然的条件モアツタシ、井戸掘り技術ガ此処ニ普及スル前ニ、井戸ガ掘レタホド家が建テツマツテキタ所デモアルデアラウト思ハレルガ、井戸ヲ掘ル資力サヘナカッタト推察スル方ガ真実ニ近イ所ガ多クッタノデハナイカ。ソウシテ昔カラ伝説ナドヲ伴フ一、二ノ泉ヲ部落共同ノ井戸トシ、此処ニ共同ノ水神ヲ祀ツテ、精神的ナ共同管理ノ行ハレテキル事ハ一見シテ判ルモノが多い。シカラバ衛生的見地カラ管理サレル事ハアマリナイト思ハレル。従ツテ伝染病患者ノ集団の発生ガ容易ナコト、眼ノ悪イ者ガ多クッタコトナド衛生上ノ条件ノ悪イ事ガ挙げラレル。

コノ様ナ一、二ノ泉ヲ共同ノ井戸トシテキル漁村デハ、朝夕ニ於ケル婦人ノ水汲ミガ非常ニ過激ナ労働トナツテキル所ガ少クナイ。海汀ニ带状ニ細長イソノ一端ニ泉ガアル場合千米モアル家カラ水汲ミニ来ル。水ヲ汲ム時間ハ大抵ドノ家モ等シイカラ泉ノ水ハ少クナリ屢々濁ツテキルトイフ状態デアル。

コノ漁村ノ水不足ニ対シ積極的ニ種々ノ方法ヲ用キタモノモアツタ。最モ原始的ナモノハ屋根ニ落チタ雨水ヲナルダケ逃サヌ様貯蔵スル方法、ソノ為メニ早く屋根ヲ瓦葺ニシテシマツタ所ナドアルガ、マタ簡単ニ小サイ水源地ヲ求め得ル所デハ、一村落限リノ水道施設シ、道路ノ四辻ナドニ水ノ口ヲ設ケテキル所モアル。シカシ斯ル施設ヲ調査シタモノデナイノデソノ具体的ナ事例ヲ掲グルコトガ出来ヌ。

(二) 住居ト福利施設

漁家ハ上記ノ如ク密集シ、極メテ宅地ハ狭イ。従ッテ農家ナドニ比シテモ住宅ハ狭イ。従ッテ家ノ中ノ採光ヲ考慮スル余裕ガナイバカリカ、聚落全部ガ日光ニ背ヲ向ケタ家作りヲナシ、余リ之ニ無關心デアルコトヲ明示シテキルモノモアル。シカシ海ニ向ッテ家ヲ作ルトカ海汀ニ出テユク路ニ向ッテ家ヲ作ルトカイフ共通シタ点ヤ季節風ニ対シテ家ヲ構ヘントイフ考慮ガナサレテキルモノモアル様デアル。宅地ガ狭イカラ二階建テノ家ハ農村ナドニ比ベテ多イ。

若者宿ヤ娘宿ガ漁村ニ多ク残ッタ事ヤ男児ノ数ダケ世帯ヲ別ニサセル相続方法ガ漁村ニ多ク残ッタ事ナドハ、コノ漁家ガ極メテ狭イトイフ事実ト關聯ノナイモノデアルトスルコトハ出来ヌカト思フ。

シカシ聚落ノ形態カラ言ッテモ、協同事業、協同作業ヲ必要トスル漁業ノ性質カラ言ッテモ、共同施設ノ必要ハ早くカラ認めラレ、船着場、魚揚場、網染場、共同ノ加工場、共同ノ倉庫ナド漁業關係施設ハ漁業組合ヲ中心トシテ漁村ニハ發達シテキルシ、マタ漁業ノ進歩ニ伴ッテ全クソノ要ハ加工、冷蔵、給油、造船等ノ方面デ痛切ナモノノアル事ガ意識サレテキル。

所ガ若者宿ハ残ッテキテモ、青年ガ新シイ文化ヲ攝取スルニ適ハシイ彼等ノ図書館ヤソノ様ナ施設ヲモッタ俱樂部ヲ有スルモノハ殆ドナイ。

育兒ニ充分ノ配慮ヲスルコトノ出来ヌ家庭事情ト住居状況デアリ、子供ハ漁村ニ多イ駄菓子屋ノ前ナドデ育ッテヨリ、ソノ為メニ子供ノ胃腸疾患ガ恐シク多イト推察スルガ、之ニ対処スベキ託児所モ極メテ少ナイ。戰時中ノ甚ダシイ人手不足ノ際ニ寺院ナドノ建物ヲ利用シテ漁ノ忙シイ時ニ季節ノナ託児所ナドヲ試ミタ所ハアッタガ、今日之ガ果シテ残ッテキルカドウカハ誠ニ疑ハシイモノガアル。

医療施設、産院ナドモ共同施設トシテ持ツモノハ殆ドナイ。ケレドモ漁村ハ、シバシバ都市内ノ一角ニアリ、マタ都市ニ近イ場所、又ハ市街ノナ聚落ヲ形成シテキルモノデ、金サヘアレバ医療設備ニハあまり不自由シナイ所モ多イ事ハ、農村ト少シク異ナル所デアラウ。サウシテ漁村ニ依ッテハ名古屋市下ノ一色ノ漁業組合病院トカ岩手県気仙郡広田村ノ病院デアルトカ又ハ愛媛県伊吹島^{イブキ}ノ産院トイフ様ナ立派な施設ガアルモノモアリ、コノ様ナ施設ヲ必要トシ、之ヲ実行スレバ充分ニナシ得ル漁村モアル。ナホ、コノ様ナ福利施設ハ漁村内部ニモ必要デアルガ大キナ規模ノ漁業デハ漁港ヲ根拠トシテ操業スル場合ガ多イノデ、銚子トカ塩釜トカ八戸トカイウ様ナ漁船ノ多ク集マル所ニモ之ガ必要デアル。今マデコノ漁港ノ施設ハ漁港ノ水産關係事業者（問屋、水産加工業者）ガ、自分ノ事業ヲ發展サセルニ都合良イ種々ノ施設ヲナシテ、漁業ノ發展ヲ推進シテ来タガ、コノ發展ハ必ズシモ漁夫ノ幸福増進ニハナラナカッタ。

漁港ニ於テモ漁業關係施設ハ年々充実シテ行ッタガ此処ニ集ル漁夫ヲ待ッテキルモノハ、イカガハシイ酒ト女ノ群ノミデアッタト言ッテモ必ズシモ過言デハナカッタ。私ハ曾テ、一村ノ殆ドガ花柳病ニ罹ッタト云ハレル熊本県天草ノ極メテ辺僻ナ漁村ヲ訪レタコトガアルガ、此処ハ漁獲

物ヲ天草^{ウシヅカ}ノ半深トイフ此ノ地方ノ小漁港ニ積ミ出シ牛深トノ交渉ガ極メテ繁カッタ為メニ、此ノ不幸ヲウケタモノデアッタトイフ。

資料 2-2

「近年ニ於ケル漁村文化ノ変遷ニツイテ」

旧漁村社会ノ構造及ビソノ内部的ナ機能ヲ特色ヅケタ基本的ナ要件ハ、地域の漁家集団（従ッテ世襲的ニ固定スル性質ノ集団）ヲ主要ナル漁業組織トセネバナラヌ当時ノ漁業条件ニアッタ事、ソウシテ其ノ主要ナル漁業組織ハ地域内ニ居住地ガ近接スル漁家ヲ構成単位トシテキタカラ、従ッテコノ組織ガ生活ヲ共ニシ、相互扶助のナ連繋ノ最モ密接ナ生活協同体ト一致スルカ、マタハ其ノ中ノ更ニ地域のニ区分スルモノデアッタトイフ点ニ付テハ別文ニ説イタ所デアル。

然ルニコノ漁業組織ハ漁業ノ冲合進出トイフ発展ト部落ノ地先海面ニ於ケル共同網漁業ノ衰微ニ依ッテ、解体スルカ、マタハ非常ニ弱体化シ、之ガ漁村ノ生活協同体トシテノ内部的ナ社会関係ニ重大ナ影響ヲ与ヘタコトハ、個々ノ漁業企業ノ激シイ競合ノ点カラデモ察セラレルガ、之ニ関スル実証的ナ分析ナドハ到底吾々ニハ為シ得ラレナイ。ソコデ茲ニハ、上記ノ変遷ニ基イテ変化シタト思ハレル、極メテ皮相ナ事項ヲ個別ニ揚ゲテミル。

- 一、 旧漁村ニ於テハ、其ノ個々ノ漁村海岸地形ニ適當シタ、人手ヲ非常ニ要スル複雑ナ作業過程ヲモツ網漁業ガ多カッタ。従ッテ漁業方法ニ地域的ナ特色ガ著シク認メラレ、コノ方法ニ必要ナ漁業労働量ガ漁村ノ大キサヲ規制スルカヲ持ツタガ之ガ無クナッタコト。
- 二、 一方ニハ動力船ニ依ル揚繰網漁業ヤ定置漁業ノ普及及ビ北海道トソノ以北ノ巨大資本ニ依ル漁業ガ近年勃興シ、何レノ漁村ニモ揚繰網ヤ定置漁業ノ漁夫タル技能ヲ持ツ者ガ多クナリ季節的ナ漁夫ノ移動ハ、戦前ニ於テ国内ニ於ケル移動労働ノ最モ大キナモノノ一ツトナッテキタコト。勿論コノ様ナ労働量ヲ吸収スル漁業ハ、技能ノ優レタ血氣ノモノヲ集メル程良イノdealカラ、一漁村内部ニ之ヲ求メルヨリモ、廣ク之ヲ求メタ方ガ良クナッタコトハ申ス迄モナイ。
- 三、 シカシ、漁村ニハソレゾレ伝統的ナ漁業技能ガ伝ヘラレテ来タガ、之ガ全クナクナッタワケデハナカッタシ、漁業ガ冲合ニ進出スレバスル程、漁船乗組員ニ漁業ノ業務管理ヲ一切委セネバナラヌ特殊ナ事情ガ強クナッテ、船主網主ハ、ナルダケ血縁者ヲ、マタ適當ナ血縁者ヲ得ラレス場合ニハ、絶エズ温情の生活上ノ援助ヲ与ヘルコトニ依ッテ擬制血族トモ為シ得ル自分ノ村ノ者ヲ以テ幹部漁夫ヲ固メヤウトシテキル。

ソコデ、コノ幹部漁夫養成ノ為メニ、近隣村ノ貧シイ子沢山ノ農家ノ子ナドヲ幼少ノ時分カラ貰ヒウケテ、之ヲ「貰ヒ子」「養子」ナドト称シ、自家ノ最モ忠実ナ労働力ニシヨウトイフ慣習ハ、鰹釣漁業地ヤ鱈漁業地ナドニ特ニ顯著ニ認メラレタガ、之ハナホ今日ニ於テモ残ッテキル。

ト三角コノ様ナ漁業ノ現情デハ旧漁村ノ地縁組織以外ノ、血縁的ナ又ハ親方子方のナ関係ヲ構成シタ諸慣習ガ、種々ノ影響デ変質変形ハシテモ、之ガ充分ニナホ持続スル漁業事情ノアルコトガ考ヘラレル。

四、 旧漁業組織ノ解体弱体ガドレダケ漁村ニ於ル生活協同体ニ影響シ、ナホ個々ノ漁家ノ持続力ニ関聯スル所ガアツタカ説明シ得ナイガ、地先ノ漁場即チ漁業権資源ノ共同管理ト漁業生産ニ関スル流通面ニ於テダケハ漁業組合ガ実際ヲ埋メ得ベキモノデアツタト思フ。ソノ内漁場ノ管理ニツイテハ、成功シタ所ハ一部ノ漁村ニ限定サレタガ、後者ニ於テハ可成リ発展シテト三角今日ニ至ツタ。

五、 旧漁業組織デハ若者組ガ生き生キト活動スル事ガ出来タガ、今日最モ漁業ニ活動的ナ漁村青年ハ季節ニ依リ、各漁業企業ニ分散的ニ就業スル様ニナツタ。サウシテ勿論雇傭労働者トシテ就業シテキルノデアリ、彼等ノ新シイ団結ハコノ労働者トシテノ立場カラミテ、漁業ニ依ル特殊性ヲ何等カノ方法ニ依ッテ打開シ労働組合ヲ結成スルニアリ。之ガ三ニ記シタ封建的ナ関係ヲモ打開シテユク路デアルト思ハレルコト。

此ノ外ニ漁業ノ沖合進出ニ伴フモノトシテ

一、 旧漁村デハ村ノ地先ニ魚群ガ来タ時ノミ協同デ漁ヲスルトイフ半農半漁的ナ生活ノ為シ方モ存在シタガ、今ハソノ様ナ農漁ノ組合セニ依ル漁ハ、国民経済ノ上カラモ漁家経済ノ上カラモ主要ナモノトハ認メラレナクナツタ。従ッテ漁業ニ専念スルカ、デナケレバ農業ナド他業ニ専念スル様海岸ニ面スル村ガ、漸次産業的ニ分化シテ来タコト、ソウイフ点デ神奈川県米神漁場等ノトラブルガ起ツタト云ヒ得ル。

二、 漁業ノ進歩ニ依リ、近代的ナ漁業基地の諸施設ヲ港ヲ中心ニ集中セシメル必要ガ起リ、漁業ニ関聯スル種々ノ職業ガ一部ノ漁村内部ニ成立シテ来タコト。即チ茲ニ新シイ漁業基地トシテノ漁村ニ於ケル職業別ナ人口構成ガ見出サレル。

三、 漁獲物ノ大量陸揚ノ為メ、自村ヨリモ更ニ交通上施設上優秀ナ漁港ニ依存スル漁業ガ多クナリ、従ッテ漁村トシテモ漁港トノ社会的経済的ナ関係ガ濃厚ニナツテ来テキルコト。即チ一漁村内部ニ於テモ港ヲ中心トスル聚落構成ガ為サレテ来テキルト同様ニ、漁港都市ヲ中心ニ数漁村乃至八十数漁村或ハソレヨリモ更ニ広域ニモ及ブ種々ナ经济圈社会圏ガ出来ツツアルコトガ考ヘラレル。

四、 現在、漁村大部分ヲ構成スル零細ナ漁家ハソノ小サイ自営漁業ヲ以テ生計ヲ維持シ得タガ、ソノ漁家ノ中心ヲナス主要ナ漁業者ハ、季節的ニ大キナ漁業ノ労働者トシテ出テキル。

即チコノ点カラ云ヘバ船主、網主ト純粹労働者ノ間ニ、コノ様ナ半労働者ノ階層ガ存在シ、之ガ現在ノ漁業編成上ノ重要ナ地位ヲ占メテキル。

ソコデコノ半労働者ノ地位ヲ考ヘルニ、之ハ純粹労働者ニ当然次第ニ編成サレルベキモノ

ノ、一時的ナ過渡的ナ存在デ果シテアルダラウカドウカ。

私ハ之ニ付、漁業ハ季節的ナ制約ヲウケテキルコト及ビ現在モ尚旧漁村ノ漁業組織ニ依ラナクテハ漁獲ナシ得ヌ地域的ニモ時間的ニモ極メテ沿岸ニ分散シテキル漁業資源ガ存在シ、之ガ全国的ニ集計スル時ハ恐ラク相当ノ漁獲高ニ及ブモノガアラウト信ジテキル点カラ考ヘテ、半労働者群ノ存在ハ企業的漁業トコノ様ナ地曳網の漁業ノ併存ヲ調和セシメテキルモノデアリ、従ッテ此ノ双方ノ漁業ノ比率ガ俄カニ変ラヌ限リハ存在シテ行クモノトオモフ。

ソウシテ此ノ特殊ナ存在ヲ対象トシテ、彼等ガ協同組合ヲ編成スルガ良イカ又ハ労働組合ヲ編成スルノガ適當カトイフ、将来、漁業發展ノ様式及ビ漁村ノ在リ方ニ重大ナル關係ヲ持つ課題ガ論議サレル。サウシテコノ課題ヲ考ヘル場合、旧漁村ノ漁業組織（ソレハ決シテナクナツテハキナイ。殊ニ定置漁業ナドノ場合、漁村ノ漁家全体ノ共同経営トシテ成功シテキルモノモアル）ノ延長ト思ハレル現実ノ漁村事例ガ零細漁家ノ團結ニ依ル協同生産組合ヘノ期待ヲ強メル作用ヲナシテキル。

以上ノ事ガ漁村社会及ビ其ノ文化ノ變遷方向ヲ示シ、マタ今後モ然アルデアラウト思ハレル。

資料 2-3

「漁村動向」

一、戦前、戦時ニ於ケル漁業及漁村ノ趨勢ノ大要

一九二三-四年頃ヨリ一九三六年頃マデノ日本漁業ノ發展ハ画期的ナモノデアッタ。一九二三
年恐ラク五千隻ニ足ラナカッタ動力漁船ハ此間逐事増加シテ一九三六年六二、〇六三隻（一九四〇年七五、〇二四隻）ニ達シ、ソノ代リニ三十五万隻ヲ越ヘタ無動力船ハ一九三六年三〇四、〇九八隻（一九四〇年二七九〇一八隻）ニ減少シタ。ソノ間漁獲高ハ沿岸、遠洋漁業共ニ漸次増大シ養殖生産高モ増加シタ。殊ニ内地ノ沖合遠洋漁業ハ發達著シクソノ生産一億万貫ニ足ラナカッタモノガ一九三六年二五九、九六四千貫（一九四〇年二一一、三五九千貫）ニ達シタ。コノ發展ガ漁業人口ニドノ様ニ反映シテキルカトイウニ

	業 主 数				被用者数				計 %	
	本 業	%	副 業	%	本 業	%	副 業	%		
1926年	239,349	21.51	253,673	22.8	390,822	35.13	228,591	20.54	1,112,435	100
1936年	232,828	21.11	244,689	22.19	429,763	38.98	195,222	17.7	1,102,502	100

デアリ、コノ数字ノ動キハ種々ノ意味ガ汲取レルガ、トニ角微カ乍ラモ漁業ノ近代企業化ノ足取りヲウカガフ事ガ出来ル。ケレドモ要スルニ尚依然トシテ百万ヲ越ヘル膨大ナ漁業従事者ガ存在シテキルコト、シカモソノ一人当り漁獲高ハ小作人一人当り総収入一五一〇円（一九三七年）ニモ及バズ一八九四円（一九三九年）デアリ、一漁業経営者ガ使用スル人数一、三人、使用漁船数〇、七隻（一九三九年）デアッテ零細ナ漁家経営ニ依ル小漁業ガ圧倒的ニ多イ事ヲ示シテキタ。サウシテ此様ナ状態ガ今日俄カニ激変シテキルトハ到底考ヘラレヌ。

ケレドモ亦、一方沿岸漁獲高ヲ漁業種類別ニ見ル時ハ上記トハ異ツタ解釈ヲ為スコトモ出来ルノdeal。即チ、

		1938年	%	1941年	%
A 海藻ヲ除ク魚介類総生産高		4652.7	100	3672.5	100
B 沿岸内地沖合遠洋総漁獲高		4133.2	88.8	3274.7	89.2
内 訳	B1 定置漁業ニ依ルモノ	798.7	17.1	733.5	20
	B2 揚繰網漁業ニ依ルモノ	203.9	4.4	829.5	22.6
	B3 鰹鮪漁業ニ依ルモノ	228.1	4.9	138.2	3.7
	B4 機船底曳網ニ依ルモノ	449.5	9.7	274.5	7.5
C 母船式漁業漁獲高		60.4	1.3	25.7	0.7
D 汽船トロール漁業漁獲高		37.8	0.8	19.6	0.6
F 露領漁業漁獲高		137.1	3	70	1.9

農林省水産局調査 千屯

デアリ、最近ハ資本家の漁業形態ニ依ル漁獲高ガ相当高イ割合ヲ占メテマリ、更ニ上表Bを一〇〇トスルB1B2B3B4ノ合計ハ一九三八年ニハ約四一%、一九四一年ニハ約六〇%ニ達シテキルコトガ判ル。コノB1B2B3B4ノ漁業経営形態規模ニハ勿論種々ノモノガアルガ然シノ概ネハマヌファクチャノ段階ニアル事業dealト見ラレ、茲ニ我国沿岸漁業ハマヌファクチャ即チ家内工業ト近代の工場工業トノ中間のナ段階ニ達シテキルトスル説ガ有力トナッテキルワケデアッテ、吾々モソレノ凡ソ妥当ナルコトヲ認メテキルワケdeal。

然ラバ、上記ノ様ナ零細漁業経営ガ圧倒的ニ行ハレテキル事ヲ明ラカニ示ス数字トコノハマヌファクチャ段階ヲ認メ得ル数字ト、ツマリコノ二ツノ相矛盾シタ数字ガ實際ニハ如何ニ結バレテ、此様ナ二面ノ数字ヲ出ス現実ヲ構成シテキルカトイウニ零細ナ漁家ハ季節的ニハ自家ノ小船ヲ以テ自ラ小漁業ヲ営ム時モアルガ、シカシ他ノ季節ニハソノ漁家ノ中心のナ勞力ハ、大規模ナ定置漁業ヤ揚繰網漁業ヤ大型遠洋漁船漁業労働者トナッテキルモノガ多イカラダト云ッテ良イデアラウ。

コノ様ナ企業化ノ趨勢ハ日支事変ガ始ツテカラモ一九四二-三年頃マデハ進行シタト推察サレル。ソレハ戦時期ニ入り漁業用資材ガ逼迫スルニツレテ、能率高イ漁業ニ重点的ニ資材ヲ活用セシメル必要ニセマラレタ結果、揚繰網漁業、定置漁業及ビ底曳網漁業ガ統制上優先的ニ取扱ハレテ漁業維持ニ努メタコトが大イニ影響シタト思フカラデア。然ルニ太平洋戦争ニ入り一切ハ絶望的ナ状態ニナツタ。サウシテ終戦時ノ我国漁船数ハ三三万隻（一〇%減）七九万五千トン（三〇%減）デアルトイワレテキル。サウシテ減ジタモノハ大型優秀漁船デアリ、残ツタモノ1/3ハ大修理ヲ要スルトイフ状態デアツタ。其処デ吾々ハ漁業復興ハマヅ沿岸ニ於テ現ハレソレモ無動力漁船ニ依リ漁獲比率ガ将来ニハ次第ニ高クナル様ナ方向ヲ採ルノデハナイカト予想シタノデア。ル。

二、終戦後一般ニ認メラレツツアル漁業ノ動向

終戦ニ至ルヤ将来ノ日本ニ対スル漠然タル希望ノ中ニ於テ水産業ニ期待スル所ガ大キクナツタノハ、陸地乏シイ我国トシテハ誠ニ当然デアルト云ハネバナラヌ。然シ終戦イクバクモ無ク何々水産会社ト称スルモノガ非常ニ増加シテ私ヲ驚カセタ。当時、ソノ多クハ食料難輸送難ナドニ乗ズル水産物ノヤミブローカーノ事業デアラウ位ニ私ハ思ツテキタガ、シカシ中ニハ實際莫大ナ資金ヲ投ジテ漁船ヲ求メ、鰹鮪ヲ捕ツテ儲ケヤウトイフモノガ東京ニモ少ナクナク、銀行ノ窓口ヨリ此ノ方面ヘ流レル金モ大キカッタ様ニ聞イテキル。一九四八年一月以降ノ経済統計月報ニ依レバ戦後捕鯨、汽船トロール、機船底曳網、カツママグロ漁業ハ驚クホド恢復シ殊ニ機船底曳カツママグロ漁業デハ所謂新興ノ漁業会社ガ少ナカラズ出来テ旧勢力ト拮抗シ相当ノ漁業成績ヲ納メテキル事ヲ知ツタ。是ハ戦争ニ依ル痛手ヲ急速ニ治サウトシテキル現象デア。ル事ヲ認メルガ、シカモ戦時中停顿シテキタカノ戦前ノ漁業発展ト同ジ路ニ漁業ノ大勢就カントシテキル事ヲモ認メザルヲ得ナイ。

三、今回漁村調査ニ於テ察セラレタ漁村ノ動向

マズ、現在ノ漁村ニ顕著ニ認メラレル現象ノ重ナルモノヲ一々取りアゲテ考ヘテミタイ。

（一） 動力漁船ノ増加傾向ニ關聯シテ

此ノ傾向ハ各地ニ於テ明ラカニ認メラレタ所デア。具体的ニ言ヘバ無動力船ハ小モーター船ニ、小モーター船ハ更ニモット大キイ動力船ニナツテキル現情ガ認メラレタ。

漁村ヲ構成スル小漁業者ノ生活ハ必ズシモ景氣ガ良イト言フ事ハ出来ヌ状態ニ在ルト思フガ、終戦後一時非常ニ儲ケタトカ、ソレカラ引続キ金廻リガ激シイトカ、魚價ガ非常ニ高イトカイフ種々ノ事情カラ、戦前ニ比ベテ彼等ノ資力ガ高マツテキルコトヲ示シテキルト思フ。ケレドモ金ノ融通ガツクカラ動力船ヲ求メタト思ハレルモノバカリガ動力船ヲ求メテキルワケデハナカッタ。例ヘバ長ク兵隊ニ出テキタ息子ガ歸ツテ来タノデ、親子デ動力船漁業ヲ始メヤウトイフモノ

モキタシ、マタ耕作用ノ牛ナドマデ売払ッテ動力船ヲ求メタモノモキタ。要スルニ終戦後一時漁村好景氣ノ時漁船ノ動力化ガ著シクナリ、或ル程度マデ動力漁船ガ多クナルト無動力船ヲ以テ之ニ伍シテ漁業スルコトハ困難デアル故、無理シテモ動力船ヲ買ハウトスルモノガ少クナイコト、マタ復員引揚者数ノ青壯年者ガ漁村ニ帰ッタノデ動力漁船デ漁業シヤウトイフモノガ多クナッタコトナドガ考ヘラレル。

シカシ上記シタ様ニ多数アル我国ノ小漁業ガ、何等ソノ数ヲ制限整理サレルコトナク、無動力漁船漁業者カラ有動力船漁業者ニ、小モーター船漁業者カラモット大キイ漁船漁業者ニ上昇スルコトハ出来ヌ筈デアル。何故カトイフト、コノ様ナ漁業経営ノ拡大ヲ直グサマ受入レル程ノ漁業資源、漁場及ビ漁業用資材ガアルトハ思ハレヌシ、マタ無動力船ヤ小モーター船ニ依ル漁業者ノ多クハソレゾレ独立シタ漁業経営者デアルヨリモ、季節的ニハ大規模漁業ノ労働者トナルコトニ依ッテ彼等ノ生計ガ維持サレテキルモノガ多イカラデアル。

ソレ故ニ、無動力船数ニ匹敵スルヤウナ多数ノ漁船ノ小モーター船化ノ傾向ハ、国ノ生産計画ニ依ッテ何等カノ制限ガ加ヘラレルカ、若シクハ唯コノ傾向ヲ放任シテ置イテモ、小動力漁船間ノ自由競走^(ママ)ニ依ッテ、激シイ淘汰ガ行ハレルモノト予想セザルヲ得ナイ。

コノ漁業者間ノ自由競走^(ママ)ハ戦時中カラ激シイモノガアッタ。ソノ結果、良イ漁撈長、船長若シクハ優秀ナ漁撈組織ヲ得ヤウト業者ハ努力シ、マタ業者ハ自分ノ都合ノツク限り漁具漁船ノ装備ニ資力ヲ投ジ、操業ニ差支ヘヌ様漁業用資材ノ購入ニ金ヲ使ッタ。ツマリ再生産力ノ拡大ニ一生懸命ニ努力シタト云ヒ得ルノデアル。

今般ノ調査ニ顯著ニ認メラレタ漁船動力化ノ傾向モカクノ如キ努力ノ現ハレ（魚価ノ高騰ニ刺激サレテ）ト見ル事モ出来ルト思ハレル。ツマリ沿岸ニ於ケル漁業者間ノ自由競走^(ママ)ガ一層激化サレタト云フベキデ、之ハ益々激化サレル一途ヲ辿リサウデアル。ソノ最モ激シイ所ハ沿岸ニ於テハ瀬戸内海デアリ、茲デハ漁船ガ極力「戦車コギ」化シテ漁場ヲ荒廢セシメ、漁船ヲ「戦車コギ化」出来ヌモノハ没落シテ漁業ヲヤメテシマフコトニナルダラウ。極限シテ、コノ傾向ヲ放任シテラケバ、小漁業者ハ整理サレテ瀬戸内海デハ「戦車コギ」漁業ノミニナルト言フ事モ考ヘラレル。

(二) 新シク漁業ニ参加シテ来タモノノ多イコト

鯉鮪漁業ヤ機船底曳網漁業ニ新シイ水産会社ガ参加シタ事ハ東京ニキテモ判ッテキタガ、漁村ニ於テ種々ナ形デ新シイ漁業参加者ノ在ルコトヲ知ツタ。

- a. 地曳網、小刺網漁業ナド、漁村地先ノ専用漁業権内ニ漁業会員バカリデハナク、漁業会ニ関係ナイ人々ガ漁業シテキル、ソノ中ニモ戦災者復員者等半失業者ノ生活ヲ凌イデユク小サイ職場トナッテキルモノモアルガ、魚価ガ高く、マタ魚ガ食ヘヌノデ商人ソノ他他業ノ人ガ遊漁ノ形デ漁業シテキルモノモアル。

農地ノ耕作権ニハ他ヨリ新シイ加入ハ望マレナイガ、専用漁業権ハ耕作権ニ比較

スルト極メテ開放的デアリ、潜在失業者ノ生計ノ資トナツテキル点ハ注目サレタ。

b. 中型ノ動力漁船業者ニモ新シイ参加者が認めラレルガ瀬戸内海ノ「戦車コギ」ナドノ如ク運搬船ナドノ漁業者以外ノ者が、漁業者ヨリモ大キナ装備ヲ持ツテ漁獲シテキルモノモアル。

c. 一般ニ一艘ノ乗組員ガ増加シテキル場合ガ多イ。之ハ雇傭労働者ヲ多数使用スル大型漁船ヤ定置漁業ニハ認めラレヌガ、小型漁船デ経費ヲ共同ニ負担シ、マタ漁具ヲ互ニ出シ合ツテ経営シテキル様ナ小漁業ニ多イ。

ケレドモコノ様ナ漁業ノ収支ガ、資材不足ヤソノ闇値高騰ノ為メ合ハヌ様ニナリツツアリ、従ツテ乗組人員ハ少ナクナルドラウト推察スル。

d. 戦時中、大型漁船ガナクナリ、マタ漁船ガ返還サレテモヒドイボロ船ニナツトデ、大型漁船漁業ヲナスモノハマヅ漁船ヲ造ラネバナラナカッタ。コノ必要ト新興会社ノ水産業ヘノ侵出トハ非常ニ密接ナ関係ガアツト推察サレ、調査者ノ多クハコノ事情調査ニ最モ意ヲ払ツト思フガ、之ヲ充分ニ調査スル事ハ出来ナカッタ。唯、長崎県ニ於テ揚繰網ノ生産手段ヲ大洋漁業株式会社ナドカラ提供ヲ受ケ、戦前ノ漁村ノ網主ガコノ生産手段ヲ使用シテ揚繰網漁業ヲ委託経営スルモノガアツタ。コノ様ナ事例ハナホ他ニモアルト思フガ、今回ノ漁村調査デハ戦後コノ様ニ変ツタ例ハ之ダケデアツタ。ケレドモ、コノ様ナ明白ナ形デナク、漁業資本ノ面ニ新シイ漁業参加ガ種々ノ方法ニヨツテ行ハレテキルドラウト予想シ、経営者ニ付キ其ノ事情ノ聴取ヲナスコトハ忘レナカッタガ、真相ヲ掴ミ得タモノハナイ様デアル。コノ様ナ調査ニハ漁村ノミナラズ漁村ノ漁業ニ有力ナ基地ヲ提供シテキル漁港ヲ併セテ調査セネバナラナカッタラウト思ハレル。

三、リンク制資材配給、漁港トノ関係

現在ノリンク制漁業資材配給制度ハ、東海漁船ガ六大都市等ニ漁獲物ヲ陸揚シタ場合ニ、非常ニ割合ノ良い配給ヲ受ケル為メニ、コノ様ナ大都市周辺ノ漁港ニ自ラ出荷出来ル大型漁船ハナルダケソレヘ出荷スル様ニナツタ。例ヘバ漁船ガ三崎ニ陸揚スルヨリモ直接東京、横浜、或ハ大阪、神戸等ニ陸揚スルモノガ多イ。之ハ上記ノ様ナ配給制度ノミデハナク、闇ノ漁業用資材調達ノ為メニモ大都市ノ商人ト関係ヲ持ツテキル方ガ得策デアルカラデアラウ。

戦前、漁船ノ動力化ニ伴フ漁業ノ発達ニ依ツテ、漁港ハ曾テノ漁場ニ近い離レ島ヤ岬ノ突端カラ次第湾内奥深イ大規模ノ漁港ニ移動シ、更ニマタ大都市若シクハコノ周辺ノ漁港ニ漁船ガ集マル傾向ニアツタ。今マタ其ノ傾向ガ顕著ニ認めラレル様ニナリ、ソレニリンク制配給制度等モ之ニ拍車ヲカケテ、地方漁村繁榮ニ最モ関係深ク漁村ヘ漁獲物陸揚ガ制約セラレテキル。従ツテコノ陸揚ニ依ツテ起ル水産加工業ノ再興モ頗ル希望薄イ感ジヲ一般ニ投ゲカケテキル。之ハ来ル

ベキ新シイ漁業協同組合ノ形成ニドノ様ナ影響ヲ与ヘルダラウカ。共同ノ水産加工事業ナドハ漁業協同組合ノ今度ノ活動中、最モ期待セラルベキモノト思フ故ニ、コノ影響ヲ樂觀的ニ考ヘテミルコトハムツカシイ。

結語

以上、三ツノ重ナル漁業、漁村ノ傾向ヲ見ルト、漁業ハ再ビ戦前ト同様ノ漁船動力化、近代企業化ノ足取りヲトッテ發展スル方向ヲ辿ッテヲリ、従ッテ異種漁業間、同種漁業ノ間ヲ問ハズ、漁獲成績悪イモノハ激シク淘汰サレテ、漁業經營者ノ人数ハ減少シ、本業被用者ノ数が激増スルモノト思ハザルヲ得ナイ。然カモ、コノ激シイ淘汰ニ対シテ、新シク出来ル漁業協同組合ヤ今芽生エガ伺ハレル漁民労働組合ガドノ様ニ作用スルカハ全ク未知数デアル。

加之ニ、漁業協同組合ノ発足ニ付テハ三ニ於テ記シタガ如キ不安ガアルノミデナク、二ニ記シタ様ナ漁村漁業ヘノ新シイ資本ノ流入ガ今後モ活発ニツツクナラバ、漁業協同組合ニ対スル漁業金融政策ガ強化サレヌ限り、漁村社会ノ變質ハ激シク、タトヘ漁業協同組合ガ出来テモ、コノ様ナ後ノ變化ノ為メニ、コノ組合ハ外形トハ似テモ非ナル内容實質ノモノトナル場合ガ少ナカラズアリ得ルノデハナカラウカト思フ。マタ、会社企業化ノ対象ニハナラヌ地曳網漁業ノ様ナ、現在半失業者ノ群生活ノ資ケトナッテキル漁業ガ、漁業用資材ノ強イ統制ヲ受ケル将来ニ於テ、比較的輸入資材ヲ要セヌトイフ強味カラ存続シテユク場合、ソノ存在ガ上記シタ様ナ新シイ漁業ノ編成及ビ之ニ応ズル漁村社会ノ變質過程ニ、如何ナル作用ヲ為スカ今憶測スル事ハムツカシイ。

更ニ、沿岸漁業ノ特殊性カラ考ヘテ、沿岸漁村ノ漁業經營規模ガドノ程度マデノ近代化ニ止マリ、ソレ以上ハ漁港トノ特殊ナ關係ヲ種々形成シテ展開シテユクノデハナイカトイフ問題ナドモ漁港ヲモ併セ研究シテミルコトノ必要ヲ感ゼシメラレタ所デアル。マタ漁業用資材ヲマダ多量ニ隱遁シ、莫大ナ闇利益ヲ占メテキルモノガアリサウニ思ハレタガコノ点モ全ク判ラナカッタコトヲ残念トスル。

資料 2-4

「漁村文化ノ特質ニ付テ」

漁村文化ノ全体ノ構造ニ付キ核心アル答ヲ記スコトハ出来ヌ。ソレハ其ノ方面ノ調査並ニ研究ガ地域ノニモ問題ノ範圍ノ点カラモ極メテ一部分ニ未ダ限ラレテキタトイフ理由ニ依ルバカリデハナク、漁業ノ近年ニ於ケル大キナ展開ニ伴ヒ旧漁村カラ新漁村ヘノ色々ノ變化ガ旧漁村社会ノ發達ヲ如何ナル程度ニマデ變質セシメツツアルカマタ将来ドノ位マデ變貌スルカ、ソノ見極メガ殆ド為シ得ヌ状態ニ在リ、經濟ト社会文化形態トノ兩者ノ變遷ノ間ノ關係ハ極メテ複雑デアル事ヲ痛感セシメラレテキルカラデアル。ソコデ茲ニハ漁村文化ノ特徴ヲ形成スル四ツノ要件ヲ中心ニ、ナルダケ实体ヲ掲ゲツツ此文化ノ特質ト思ハレル事例ヲ概観シテ行クトイフコトニシタイ。

一、漁業ハ海ヲ生産ノ場所トシテキルコト

漁業ハ今日モ其ノ殆ド大部分ハ自然ノ儘ノ海ヲ生産場所トシテキル事ハ、漁業ガ海ノ自然条件ニ常ニ強ク支配サレ、漁業生産ノ不安定性ノ基ヲ為シテキルガ、コノ不安定性ニ付テハ次記ノ要件ノ所トシテヲキタイ。

ナホ、漁業ニ於テハ海上労働ヲ主トシテキル故、常ニ遭難等ノ危険ニモ曝サレテキル。此ノ危険ヲ如何ニシテ軽減スルカトイフ努力ハ単ニ造船技術ノ面ニ見出サレルバカリデハナク、種々ノ面ニ於テ認メラレルガ之ニ付テハ省キタイ。トニ角、漁業者ハ海ノ自然力ヲ遺憾ナク古クカラ体験シテキルノデアッテ、此ノ間ニ海ニ対スル考ヘ方又ハ態度トモ云フベキモノガ古クカラ彼等ノ間ニ継承サレテキタ。具体的ニハ海、海岸、岩礁、汐流、暴風雨、無風ノ時、波、霧、魚群等ノ自然現象ニ対スル考ヘ方、マタ之ニ遭遇シタ際ノ対処ノ仕方等ガアル。サウシテ之ガ漁村文化全般ノ上ニ種々ナ特色ヅケヲナシテ来タ。之ニ付テ主タルモノヲ個別ニ左ニ掲ゲテミヨウ。

- (一) 海ノ不安、漁業ノ不安定ガ長ク漁師ノ生活ノ投ゲヤリナ態度ニ終始セシメタコト。例ヘバ大漁ノ時ニハ酒ヲノミ賭博ヲナストイフ風デ、不漁ノ日ノ為メニ貯蓄スルトイフ気風ガ殆ド認メラレヌト一般ニモ言ハレテ来テキタコト。マタ漁師ハ陸上生活ニハ極メテ無欲無頓着デアリ、魚ノ販売ヤ陸上ノ消費生活ニ関シテハ妻ニ全部任せ切りニスルトイフ慣習ガ純粹ノ漁業村ニ認メラレタコト。
- (二) 漁師ハ陸上生活ニ無頓着ナ反面ニ、海デ魚ヲ捕ルコトヲ楽シム風ガミラレルコト。漁業ニ依ル利益ノ追求ヨリモ魚ヲ捕ルコトニ没頭スル気持ヲ持ッテキル。ツマリ海上ノ自然ノ中ニ没入シテソノ中ニ悦樂ヲ見出シテキルトイフ事が出来ル。従ッテ之ヲ經濟的ナ面カラ見ルト、陸上デハ借金ナドバカリシテ一見甚ダダラシノナイ者モ少クナイガ、漁具ノ調達ニ苦心シ漁船ニ金ヲカケルナドノ点デ家計ヲ無視シタ生産力拡大ヲ常ニ念願シテキルコト。
- (三) 沖合漁業ガ盛ンニナルト共ニ、一航海ガ五日、十日、二十日ナドト多数ノ日数ヲ要スルモノガ多クナルニ伴ッテ、陸上生活ト、之ト全ク趣ヲ異ニシタ海上生活トヲ交互ニ繰リ返シテ行く生活様式ガ段々多クナッタ。之ハ新シイ文化ノ持続的ナ受入レヲ中断セシメル結果ヲ生ゼシメテキルコトハ想像ニ難クナク、一般的ニ言ハレル漁村文化ノ低イ標準ニ低迷シテキルトイフ有力ナ原因ヲナシテキルモノト考ヘラレル。
- (四) 漁獲物ハ常ニ自然ノ海カラ捕ルノデ、漁業生産物ハ宛カモ、勞セズシテ天カラ降ッテ来タモノヲ運良ク唯拾ッタモノデアルトイフ様ナ心持チガ強イ。之ハ動力漁船ノ発達シナカッタ時代、漁村ノ目ノ前ノ海デ、洄遊シテ来タ魚群ヲ盛ンニ捕ッタ明治時代ニ於テ著シイモノガアッタ。当時ハ「魚ガ来タゾ」ノ合図デ、村人ガ大勢海ヤ海汀ニ出、部落ノ前デ網漁業シタノデアッテ、タマタマ此ノ場所ニ来合セタ人ニハスベテ漁獲物ノ一部ヲ分ケ与ヘルトカ、部落中ノ人マタハ家ニ漁獲物ノ一部ヲ平等ニ分ケ与ヘルトカ、ソレ等ノ人々ガ自家ノ惣菜用トシテ魚ヲ勝手ニ持ッテ行くコトヲ許シテキルトカイフ慣習ハ、到ル処ノ漁村

ニ存在シテキタ。之ガ今日デモ「盗ミ魚」ノ悪習ガ多ク残ッテキル所以デアッテ、悪事デアルトイフ充分ノ自覚ヲ呼び起スコトナク漁村ニ存在シテキル。

マタ漁師ハ、気前良ク漁獲物ヲ人ニ呉レテヤルトイフ慣習モアッタ。否、人バカリデナク、イロイロノ神々ニ献上シ、魚群ノアル空ニ舞フ鳥ニサエモ漁獲物ノ一部ヲ投ゲ与ヘルトイフコトモアッタ。

- (五) 漁獲物ノ一部ヲ神々ニ奉納スルトイフ事ハ広ク行ハレテ来タ。コノ慣習ノ中ニハ、大量ノ漁獲ヲナスコトガ出来タノハ、神ノ恵ミデアルトイフ考ヘカラ神ヘノ感謝御礼ノ心持チデ為サレタモノガ非常ニ多イガ、勿論感謝ニハ次ノ漁ヘノ御願ガ含マレテキタ。マタ次記スル如キコトモ考ヘラレル。神ニ漁獲物ノ一部ヲ奉納スルトイフ慣習ノ中、最モ広ク行ハレタモノハ、漁期ノ最初ノ漁獲物ヲ神ニ供ヘルトイフ慣習デアッタ。然ルニコノ様ナ多クノ事例ノ中ニ、漁期ノ最初ノ漁ガ神祭ノ日ニ相当スルモノモ稀ニ存在シタ。マタ神祭ニ必要ナ魚ヲトル目的ノ「祭り漁」^{スナドリ}ガ村人ノ共同（主トシテ若者組ノ事業トシテ）デ行ハレタモノモアル。カウイウ点カラ見ルト、少クトモ漁業ノ一部ニハ祭ノ一部ヲ構成スル神聖ナ事業デアッタモノガ存在シタコトハ確カデアル。

ナホ、山ノ狩人ノ間ニハ「山言葉」ト称セラレル山デノミ使用スル言葉ガアッタト同様ニ、漁師ノ間デハ海上デノミ使用スル「沖言葉」ガアッタ。但シ「山言葉」ハ、コノ言葉ノミヲ以テ話ス事ガ出来ルホド、コノ言葉ノ全貌ヲ伝ヘタモノガ山村ノ調査ニ依ッテ発見サレテキルガ、沖言葉ハ「猿」「牛」トイフ様ナ極ク僅カノ単語ガ見出サレルノミデアル。ケレドモ、山言葉ヲ厳守スル狩人ノ間デハ、山ノ狩ハ里ノ生活トハ別個ナ神聖ナ世界ニ於ケル事業デアッタト認メラレ、神聖ナ世界ニ於ケル用語デアル故ニ、里ノ生活ノ平常ノ日ニハ使用スルコトノ出来ヌモノデアッタコトガ良ク判ル。之カラ類推スルト漁モ亦昔ハ神聖ナ世界ニ於ケル事等デアッタノデハナカラウカ。之ヲ証明スルコトハ出来ナイガ、サウイフ事モ考ヘラレル。

之ニ關聯スルコトハ、漁業ニハ非常ニ血ノ汚レヲ嫌フ信仰ノ残存ガ濃厚ニアルコトデアル。即チ婦人ノ月ノモノ、オ産ニ關スル汚ヲキラフコトデ、漁夫ノ家ニスル状態ノ婦人ガアル時ニハ漁獲ガナイト最近マデ信ジテキルモノガ多カッタ。ツマリ、恐ラク現在デモ、コノ様ナ汚リアル家ノ家族員タル漁夫ハ、ソノ汚レノ故ヲ以テ其ノ期間漁夫タルノ資格ヲ有シナカッタノデアル。

- (六) 海水、塩ハ我国デハ清浄ヲ意味シ、汚レヲ除キ去ル呪力ヲ有スルモノト考ヘラレ、之ニ基イタ種々ノ慣習ガ今日ニモ沢山ニ残ッテキルガ、マタ海ノ彼方、水平線ノカナタヲ靈魂ヤ神ノ国トシ、コノ神靈タチハ屢々種々ノ形ヲナシ海上ヲ漂流シテ此ノ世ニ現ハレルモノトモ考ヘラレテ来タ。就中、海ヲ働キ場トスル漁業者ノ間デハ之ニ基イタ信仰、迷信、呪ノ類ガ多ク保存サレテ来タ。即チ

- (A) 海ヲ流レル死体、壺ナドヲ祀ルコトニ依リ大漁ヲ獲ルトイフコトガ信ゼラレテキルコトカラ海上漂流物ヲ拾ヒ之ヲ祭ル慣習ガ広く存在シタコト。
- (B) 船幽霊、海坊主、磯女、龍燈ナドイフ妖怪精霊ノ類ガ海ニアリ、人ヲ惧レシメテキルトイフコト。
- (C) 霧トカ竜卷トカイフ自然現象ヲコノ様ナ神霊ソノモノカ、御霊ノナス仕業デアルト考へ、之等ニ対シ聖物ヲ以テ呪フ方法ガ伝ヘラレテキルコト。

サウシテ漁業者ノ目的物デアル魚ソノモノスラ、神霊視サレテ（之モ亦海ヲ漂ヒ来ルモノ故）、或ル特定時ニ特定ノ魚ヲ得ルコトガ、大キナ地方的祭典ニ於ケル確實ナ神ノ顕現ニ外ナラヌトスルモノモアッタ。

上記シタ六ツノ海ニ対スル態度ヤ信仰ノ中ニハ、主トシテ（六）ニ於ケル如ク単ニ漁業者ニ止マラズ日本全般ヲ特色付ケルモノモ存スルガ、勿論漁業者特有ノ、マタハ漁業者ニ特ニ強ク明ラカニ認メラレルモノガ大部分デアルコトハ申ス迄モナイ。ケレドモ農業ヲ兼ネル漁村ニ於テハ農業トノ組合セ如何ニ依リテ明ラカニ強弱ノ度ガアル。

ナホ、海ニ関スル信仰ハ漸次稀薄ニナリ極メテ断片的ナ一片ノ迷信トシテ残ルモノガ多クナッテキルコトハ申ス迄モナイガ、シカシ、海ノ不安危険、漁獲ノ不安定ヲ克服シ得ルホド漁業ガ技術ノ発展ヲ遂ゲタワケデハナイカラ、之等信仰ノ断片ガナホ彼等ノ中ニ支持サレル基盤ハ充分ニ存在シテキルノデアル。

二、漁業ハ季節的デアリ、ナホ完全ニ漁獲シテシマフ迄ハ漁獲ヲ予断シ難イコト

- (一) 如何ニ勤勉ニ骨ヲ居ッタカラト言ッテ、ソレニ比例シテ漁獲成績ガ挙ルコトハ望マレヌ。其処ニ運、不運ガ考ヘラレル。マタ不漁続キデ困ッテシマッテモ、明日ニモ大漁ヲナシ一挙ニ不利益ヲ挽回スルコトガ出来ルカモシレヌ。ソコデ、古クハ部落共同ノ漁業祈願大漁感謝ナドガ行ハレタガ、現在デモ個々ノ経営者ガ自分ハ虫ノ良イ大漁祈願ヤ感謝方法、マタハ不漁ガツヅクト縁起直シノ祝祭ヲナシ、ソノ他色々ノ呪ヒナドガ強ク保持サレテキル。
- (二) 漁獲ガ極ラヌ故漁業賃金ハ定額デハアリ得ナイ。其処ニ特殊ナ形ガ維持サレテキタガ、コノ形トハ過去ニ於ケル共同経営ノ漁獲収益配分ノ計算方法ヲ踏襲シテキルノデ、之ガ労資分化ニ依ル階級分化ノ意識ヲ弱メオクレサセテキルト認メラレル。ソノ上、漁業ハ季節的デ、漁夫ノ雇傭契約モ半年トカ九ヶ月トカ三ヶ月ノ短期間ノ漁期ニ限定サレテヨリ、之カ漁夫ノ立場ヲ特殊ナ日傭労働者ニ近イ立場ニ置イテキ、労働者ノ自主的ナ團結組織ヲ殆ド進展セシメ得ヌ原因ヲナシテキル。
- (三) 経営者側ニ付テミルト其浮沈ガ激シイ。殊ニ水産加工業ヲ兼ネナイ純漁業者ノ場合ニ激シイ様デアル。ケレドモ一定量ノ加工原料ヲコンスタントニ補給シ難イトイフ理由カラ漁村ノ水産加工業ハ振ハナカッタ。

(四) 漁業ハ海上デ行フノハ勿論デアルガ、各海面ノ漁期ハソレゾレ違ッテキルノデ、漁師ハ海上ノミナラズ各地ニ漁業出稼ギシ、ソノ労力ノ季節的移動ハ激シイ。マタ大キナ漁船ガ所ノ漁業ヲナルダケ長イ期間ニ亘リ持続的ニ為サウトスルト、季節ニ依リ操業海面ヲカエルノデ、自村以外ノ各地ノ漁港ヲ転々トシテ根拠地トセネバナラス。即チコノ事カラデモ漁業者ノ生活ハ村外ニ於テ行ハレルコト多ク、村外トノ交渉ガ繁カッタ。

三、漁業ハ集團の協同的ナ労働又ハ事業ヲ特ニ必要トスルコト

(一) 地域の集團ヲ生産組織トスル必要ノアッタコト

現在アル漁村ガソレゾレツ村落トシテ成立シタ頃ニハ今日ノ沖合漁業ニ相当スルモノハ殆ドナク、村ノ地先海面ヲ主タル漁場トシテキタ。当時コノ海面ニ在ル磯ヤ暗礁等ハ良イ魚ノ棲家デアリ、茲ニ常棲スル漁獲資源ハ小釣、小網漁家ヲ存立セシメタガ、当時何ト云ッテモ大キナ漁業ハ、季節的ニ洄遊スル、イワシ、カツヲ、サバ、ブリ、マグロ、サンマ、コノシロ、カマス、アジ、ニシン等ノ魚ノ大群ヲ村ノ地先海岸地形ヲ利用シ、村人大勢ノ協同労働ヲ以テ漁獲スル網漁業デアッタ。

コノ漁業ハ「魚群ガ近クニ来タゾ」トイフ魚見役ノ合図ニ依ッテ村人が集リ漁撈スルトイフのが原則デアリ、マターノ(四)ニ上記シタ様ニ、ソノ漁獲物ハ天カラ降ッテ来タ恵ミ物ノ観ガアッタノデアルカラ経営組織ノ如何ニ係ハラズ、村ノ地先ニ於ケル漁獲物ハ村人ニハ誰ニデモ分チ与へ、マタ村人モ僅カノ手伝ヲナシソレヲ貰フヲ当然ト考ヘテキルトイフ風デアッタ。

従ッテ此ノ網漁業組織ハ漁村ノ地域の集團ヲ以テ構成サレネバナラナカッタ。サウシテ之ハ或ル場合ニハーツノ漁村全体ヲソノ組織地域トスルコトモアッタシ、一漁村内部ヲ細分スル地域団ノ組織デアッタモノモアル。

地域の集團組織デアッタカラ、大体ニ於テ之ハ世襲的ニ変化スル所ノアマリナイ漁家ヲ構成単位トスル生産組織デアッタ。

而シテ此ノ網漁業ハ村人ノ地先ノ自然的条件ニ依リ大体ソノ方法、及ビ規模、数ナドニ限定ガアリ、徳川時代末期カラ明治時代ニカケテハ、其数ハ大体各沿岸ニ於テ飽和状態ニ達シテキタト思ハレルカラ、従ッテ此ノ網漁業ヲ維持シテ行ク漁家ノ数モ各漁村ニ於テ一定シ得タトイフ事が出来ル。然シ、コノ様ナ漁業ハ最小ノ労力ヲ以テ最大ノ利益ヲ挙ゲテ行カウナドトスル性質ノモノデハナク、余分ノ労力ヲ加ヘテモ同ジ漁村ニ住ム人々デアルカラ漁獲ノ恩恵ヲ共ニ享受シヨウトスル上記ノ如キ心持チヲ持ツモノデアリ、従ッテ本家ノ近隣ニ新シイ分家ガ出来タ時ニハ本家ノ所属スルコノ地域組織ニ加入スルトカ、本家ノ地域外ニソノ分家ガ出来タ時ニハソノ地域組織ニ加入スルトカ、余分ナ家ヲモ包容スルモノデアッタ。

然シナガラ之ヲ無制限ニ許容スル事ハ出来ナイ。其所々ニコノ様ナ漁業ヲ漁村ノ中心トナス漁業トシテキル場合ニハ、ソノ漁業方法及ビ規模ガ漁村ノ大キサ(戸口数)ヲ制約スル作用ヲ持ッ

テキタ。(之ハ船曳揚場ヤ網干場ナドノ広サニヨリ制約サレルコトモアツタ)

(二) 一定ノ広サヲ持ツ漁場ヲ、共同ニ使用スル漁村ノ大キサニモ制限ガアツタコト

村ノ地先海面ノ自然的条件ニ制約サレタ漁業ニ依リ漁村ノ大キサガ規制サレタノハ(一)ニ記シタ網漁業村ノミニ限ラナカッタ。海藻、貝類ヲ各漁家ガオモヒオモヒニ採取スル漁村デモ、コノ採取日ヲ一定ノ日ニ定メテ皆ガ一緒ニ採取スルトカ、各家ガ採取ニ用キル船ノ大キサヤソノ乗組員数ヲ一定数ニ定メルトカ、各家ノ採取機会、採取力ヲ平等ニシテユカウトスル操業上ノ自治的ナ統制ガ行ハレタ。之ハ勿論地先海面ヲ平等ニ使用シテ仲良ク利益ヲ享受シテ行カウトイフ明白ナ目的ヲ持ッテキタガ、之ハマタ漁村人口ガ、其ノ漁業資源ノ有スル人口包容限度ニ近イモノトナルニ及ンデ、始メテ村落社会ノ自律的ナスル慣行ガ生ジタモノト思ハレル。サウシテ此ノ様ナ漁村デモ漁村ノ漁業人口ヲ制限スル機能ヲ持ッタ相続制度ヤ分家制限若シクハ新シク出来タ分家又ハ来住者ノ漁業参加制限等ヲナスヲ目的トスル種々ノ慣行ガ存在シタ。

ト二角コノ様ニ地域のナ漁家集団ガ漁業組織ヲナシテキタノdealカラ、之ガソノ儘生活全般ニ亘ル相互扶助的ナ生活協同体デアツタノdeal。ソレ故ニ、上記シタ様ナ人口制限ニ関スル自律的ナ機能ヲモ持チ得タノdealト思フ。

(三) 漁村ニ若者組ガ活発ニ活動シテキタコト

転ジテ、再ビ(一)ニ記シタ網漁業ノ村ニ付テ見ルニ、其ノ漁業組織ハ世襲的ナ家ヲ構成単位トスル地域の集団ニ依ッテ出来テキタカラ、此ノ集団ガ偶々ノ同族集団若シクハ二、三ノ同族集団deal場合ニハ、其ノ一、二ノ同族団ノ経済的中心タルモノガ網主トナリ、コノ子方ガ漁師トナッテキル場合モ無論多カッタ。シカシ、マタ、漁業経営ニ対スル各家ノ出資責任、勤労責任ガ同等dealモノモ亦多カッタ。

故ニ或ル家ニ漁業労働適齢者ナイ場合ニハ養子ヲ迎ヘテ一家ノ責任ヲ果ストイフ慣習アリ、従ッテ漁業労働適齢期ヲ年令ニ依リ一定年限ニ定メル漁村モアツタ。即チ満十五才カラ満六十才マデノ男子ヲ、一家ヲ代表スル一人前ノ漁夫資格者ト定メル慣習ガ認メラレタ。

コノ満十五才ハ昔、元服祝ヲナシ、村生活ニ於テハ若者組ニ加入スル年令デモアツタ。満六十才ヲ越エルト、還暦祝ト称スル年祝ヲナシ、之ハ一切ノ村ノ公ノ仕事カラ隠退シテ、社会的ニ隠居スル年令デアツタト認メラレル。コノ様ナ年令階層制度ニ基キ明白ニ漁業労働適齢期ヲ規定シテキタ漁村ハドレ丈ケアツタカ。筆者ハ三、四ノ实例ヲ知ルニスギヌガ、シカシ乍ラ我国漁村恐ク全般ヲ通ジテ殆ド認ルコトノ出来タ、少年ガ満十五才カラ漁夫トシテ正式ニ乗組ムコトヲ許サレ、中ニハ此ノ時ヨリ一人前ノ漁夫トシテ漁獲収益配分ヲウケル慣行ノ存在シタコト及ビ元服祝還暦祝等ノ存在シタコトハ、曾テ之等ノ漁村ニモ広く、年令階層制度ニ基ク漁業就業年令ヲ画スル制度ガ普及シテキタ事ヲ物語ルモノデハナイカト想像シテキル。

シカシ、今ハ此ノ想像ヲ強張^(マツ)スル様ナ記述ハ省キタイ。ト二角村ノ地先ノ網漁業ニ於テ最モ働ク者ハ事実何ト云ッテモ満十五才カラ三十才乃至四十一、二才迄ノ青壮年者デアツタ。サウシテ

十五-四一才位迄ノ青壯年者ガ若者組ノ組員デアッタ。コノ若者組ハ村ニ於ケル年令階層制度ノ一階層ヲナスモノデアリ、漁村ノ若者組モ其ノ様ナ漁村内部ニ於ケル地域即チ青壯年者ノ、年令序列ヲ基本トシタ組織内部ノ団結デアッタ故、上記ノ網漁業ニ於ケル労働組織ハ若者組乃至ハ其ノ組員ヲ最モ主要部トスル組織デアッタトイフコトガ出来ル。即チ之等若者達ハ、漁村ニ於ケル最モ漁撈ニ熟練シタ長老デアアル「魚見」^{ウツミ}ノ指揮ニ依ッテ、サウシテ概ネ若者組組織ノ基本ヲ為シタ年齢序列構造ニ合致シタ職能階層組織ヲ以テ、網漁業ヲ為シタト見ラレル。故ニ漁村ノ若者組ハ、其ノ組織ガ直チニ密接ニソノ漁村ノ大切ナ漁業組織ニ結ビツイテキタ。此ノ事ガ漁村ニ最モ活動ノ若者組織ガ最近マデ残り得タ所以デアルト思フ。尤モ、之ガ同族ノ親方ヲ中心トスル親方子方ニ依ル漁業組織ノ場合ニハ、ソノ中ニ在ル若者ハ親方ノ使用人タル若者タチトイフ事ニモナルガ、地域内漁業集団ガ共同ニ経営スル漁業ノ場合ニハ、若者ハ自ラ漁業作業ノ先頭ニ立チ事業ヲ為シテユクトイフ心持カラ、若者ノ自治ノ組織タル若者組ノ機能ト生き生キトシタ密接ナ結ビツキガ出来タノデアルト思フ。

漁村ニ鰹船ナドノ大型漁船ガ段々ニ出来ル様ニナリ、之ガ親方ノ経営トナッテキル村デモ、地曳網ナドハ全ク親方ヲ中心トスル経営形態ヲトラズ、地域漁家集団ノ事業デアッタモノガアルノハ注目ニ価ヒスルト思ッテキル。マタ漁村ヲ支ヘル大親方トソノ子方トカラ成立シテキタ漁村デ、親方家ガ没落スルト、急ニ平等ノ立場ニ立ツ漁家ノ地域集団ガ出来テ、之ガ地先漁業ヲ協同ノ力デ運営シテ行ク様ニナッタ例モ数多イト思フ。ツマリ上記シタ様ナ沿岸地先ノ網漁業ニ於テハ、共ニ責任ヲ分チ合ビ、漁獲物ヲ分チ合フ事ノ出来ル地域のニ集ル漁家ガ結束シテ、運営シテユカネバナラヌ性格ヲ持ッテキタト考ヘラレル。サウシテ今日ニ於テモ一年ニ僅カニ十回カ十数回位シカ網引キスル機会ヲ持タヌ地曳網ヤ八田網ガ各地ニ在ル。コノ様ナ漁業資源ガ当分我国ノ沿岸カラナクナル筈ハナイトスルト、之ヲ漁獲スル漁業組織ハ、事業化シタ漁業ニハ求め得ズ、ヤハリ古クカラ継承サレテ来タ此様ナ地域内集団組織ニ求メルノ外ハナイ。

従ッテ此ノ組織ハ古イ組織デアリ、現在ハ衰微シタモノデハアルガ、シカシ尚今後ニモ継続スル組織タルヲ失ハヌ。コノ様ナ漁村デアル故ニ、若者組モ近年マデ活発ニ残り得タノデアッタ。

(四) ニツノ型ノ漁村ヲ対比ニ就テ

然シ、漁業ハ勿論、漁村ト一定ノ地域ノ関係ニ限定サレタ村ノ地先海面ニ閉ヂ籠ッテキタワケデハナカッタ。今日ト雖モ海藻採取、貝類採取ヲ主トスル漁村、定置漁業村ナドハ地先漁場ノ自然的条件ニ基ク漁業限定トイフ規制ヲ受ケテキルガ、之ニマタシテ、現在ニ於テハ之等ノ規制ヲウケルコトナイ自由ノ沖合ニ操業スル海村モ亦多イ。

コノ前者ト後者トヲ分ツ漁村分類即チ海ノ行使方法ノ相違ニ基ク分類ニ依ッテ、今日漁村ヲ説ク事ガ適切デアルト思フノデ、茲ニコノ分類ニ従ッテ漁村ヲニツニ分ケA地先漁業村、B沖合漁業村トシテ記述シテミヤウ。勿論漁村ハコノニツニ明白ニ区分出来ヌカモシレヌ。何故カトイフニ大部分ノ漁村ハ多カレ少ナカレ地先ト沖合ノ漁業ヲ兼ネテキルト言ヘルカラデアアルガ、然シソ

ノ程度ノ如何ニ依ッテ、AカBカノ相違ガ、村落社会構造ノ基本的全般のナ部面ニ亘ッテ認メラレル様ニ思フ。

勿論、此ノ文ノ最初ニモコトワリ書キシタ様ニ、漁村ノ調査研究ガ非常ニマヅシイ為メニ種々ノ角度カラコノ對比ヲ茲ニ示スコトハ出来ヌガ、非常ニ重要ナ相違点ヲ選ビ次記シタイト思フ。

一、 A村デハ海ノ使用ニ付テミルニ、ソノ漁業方法ノ上カラモソノ規模ノ上カラモ限度ガアルガ、B村デハ出来ルダケ優秀ナ漁船漁具ヲ整備スルコトニ依リ、殆ド制限ナイ漁業発展ヲナス事ガ出来タコト。

二、 従ッテA村ニ於テハ、激シイ人口増加ハ認メラレナカッタ^(ママ)云ヘルト思フコト、之ニ対シB型村ノ中ニハ非常ニ人口ノ激增シタ所ガアルコト。

三、 A村、殊ニ上記シタ地先ニ於ケル網漁業ガ近年迄続イタ村デハ、之等ノ漁業ヲ維持スル為メニ一定限度ノ労力(漁家)ヲ必要トシタノデアアルガ、若シ一定限度ヲ越エタ人口減少ガ起ツタ場合ニハ、コノ村成立ノ基本ヲナス漁業維持ガ、ソノ経営ノ儘デハ困難トナル為メニ、人口ノ増加ヲ制限スル相続制度ヤ分家制限、新シイ分家ノ漁業参加ヲ制限スル慣行ナドト共ニ、村内ノ漁業労力ヲ維持統制シテユク種々ノ慣行ガアッタ。之ニ反シB村デハ、漁業ノ面デハ人口制限ノ必要ハナク、船サエ持タセレバ一家ヲ成立セシメル可能性ガアッタノデ、今度ノ調査漁村^{ヒナセ}日生ノ様ニ、親ハ男子ガ一人前ノ漁師トシテ一人立チスル年令ニナルト、之ニ別世帯ヲ構ヘサセルトイフ慣習ガアリ従ッテ男ノ子ノ数ダケ家数ノ殖エル漁村モ多カッタ。之ヲ兄弟分割相続ト称シタリ、マタ親ガ結局末ノ男ノ子ノ家テ老衰死亡スルコトガ多イノデ末子相続ト称シタリシテキルガ、コノ様ナ慣行アル純粹漁村ハ小サイ家が建テツマリ屢々都市ノ貧民窟ニ近イ様相ヲ呈シ農村ニハ見ラレヌ借地借宅ガ多イカラ、子ガ親カラ分レテ別世帯スル際相続スル財産ハ、一般ノ小船以外ニハナイト云ッテモ過言デハナカッタラウ。(但シ漁撈技能トイフ無形ノ財産ハ譲リウケテキルガ)

四、 従ッテA村ニ於テハ村ノ協同・統制ガ村生活ノ広範ニ亘ッテ上記シタ様ニ認メラレ、茲ニ旧漁村ノ最モ大キイ特色ガ在ッタト思フ。然ルニB村デハ同業ノ漁業者、同一海面ヲ漁場トスル漁業者ノ間ニ「カタフネ」(片船ト書イテキルガ「カタル」トイフ仲間ニナルトイフ意ノ動詞カラ出タ言葉デアルト思フ)ト称スル、海上ニ於ケル相互扶助ノ仲間作ル慣習ガ認メラレタノミデアルト言ヘヤウ。

ケレドモ、漁業ガ地先カラ沖合ニ進展スルニ伴ッテ、A村ハ次第ニB村ニ移行スル傾向ガ著シカッタコトハ申ス迄モナイ。従ッテ鰹釣漁業ナド労働者ヲ多数必要トスル漁村ニ於テハ、入稼労働者ヲ多数求メル以前ニ於テハ、A村時代ノ漁業労力維持統制ノ慣習ヲソノ儘引キツイデキルモノガ多カッタ。

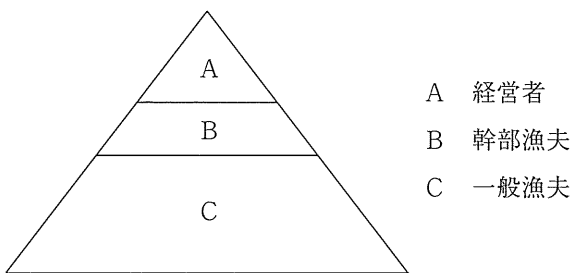
五、 マタ、A村カラB村ニ移ル過程ニ於テ、次ノ如キコトノ存シタコトモ推察出来ル。

即ち、村ト一定ノ地理的關係ニ在ル一定地域ヲ漁場トシ、大体一定ノ漁村人口ヲ包容シツツケテ行クトイフコトハ、漁家ノ維持永續トイフ立場カラ見ルト、誠ニ安定シタ平和ナ状態デアリ、可能デアレバ此ノ状態ヲ長ク保持シヤウトイフ念願ガ漁村ニアット思ハレルコトデアル。殊ニコノ固定シタ状態ガ徐々ニ破ラレテユク過程ニ於テ、之ヲ阻止シヤウトイフ努力ガ認メラレタ。例ヘバ新シイ分家ノ漁業参加ヲ拒否セズ、或ル程度ノ制限ヲ設ケル慣習ガ在ッタ等ノコトニ依リ推察出来ル。

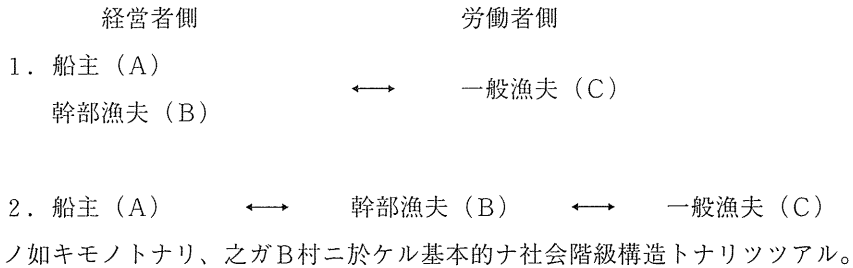
六、 B村ノ漁業デハ「カタフネ」ヲ必要トシ、マタ同業者間ノ種々ナ協定（漁場、労働賃金、魚価等ニ関スル）ガ必要デアルガ、之ハ即チ漁業競争ノ激シイコトヲ裏書スルモノニ外ナラス。茲デハ經營者ノ浮沈ガ激シイ。地域的ニ固定シタ世襲漁家ヲ構成単位トスル漁業經營ハ成立シナイ。

ソノ大キナ漁業デハ他ニ負ケヌ優秀ナ漁船漁具ヲ整ヘルコトモ經營上大切デアルガ、優レタ漁夫ト結ビツクコトガ最も大切デアル。殊ニ漁業賃銀ハ漁獲高ノ何割カヲ与ヘルトイフ歩合制度ニ依ッテキルカラ、漁獲ガ少ナケレバ賃銀モ安イ。賃銀安ケレバ優レタ漁夫モ居ナクナルトイフ風デ、短カイ一漁期漁業成績モユルガセニハ出来ヌ。従ッテ良イ漁夫ヲ得、彼ト意気投合シテ事業シテ行クコトガ、漁村ニ於ケル漁業ノ成否ヲ支配スルモノトミラレル。

茲ニ親分子分制度ノ殊ニナルダケ幹部漁夫ヲ血族ヲ以テ固メ、若シソレガ出来ヌ時ニハ幹部漁夫ヲ擬制的ナ血族ト認メラレル大切ナ子分トスル慣習ガ強ク残ルコトニナル。（茲デ、海上ニ於テハ、漁夫ニ一切ノ漁業上ノ管理ヲ委ネネバナラヌトイフ漁業經營上ノ特徴ヲ忘レルコトハ出来ヌ）サウシテ幹部漁夫ト一般漁夫トノ間ニモ、職人ノ親方ト弟子トノ關係ニ似タ繋ガリガ出来ル。カクシテB村ノ主タル漁業ハ左図ノ様ナ人的構成ガ出来テキル。



サウシテ、A、B、Cノ漁業經營上ノ立場ハ



シカシ、Aノ人的構成ハ漁業経営ノ浮沈盛衰ガ激シイ故ニ、変化スルコトガ多イ。故ニ漁業ヲ継続セシメテユク、漁業上ノ人的構造トシテハB、Cノ団結ガ極メテ重要視サレル。ナホA、BからA' Bへ移行スル際トノ様ナ変化ガ見ラレルカ、マタAB→A' Bノ際Bノ一部ガA'ニナル事ガ極メテ多イ様ニ思ハレガ、^(アア)之ガ漁村社会階級構造ヲ如何ニ流動セシメテキタカ等ニ就テハ茲ニ概説スル能力ヲ筆者ハ持タヌ。唯、B、Cノ集団ハ一漁村社会内部ニ構成サレルモノトハ限ラナイ。モット広い地域ニ亘ル職能的ナ連繋ヲ持ッテヨリ、勿論A村モ亦コノBCノ中ニ編入サレル労働者ノ有力ナ市場ヲナシテキル。

ケレドモBCノ組織ハ季節的ニ行ハレル漁業毎ニ結成サレ解除サレル故ニ、漁業ヲ継続セシメテユク人的組織デアアルニ拘ラズ、未ダーツノ労働組合モ成立シナイ状態ニ置カレテキル。

七、 以上、A村トB村トヲ対比スルトA村ハ極メテ封鎖的ナ社会ヲ構成シ、B村ハ之トハ反対ノ性格ヲ有スルモノト言ヒ得ルダラウ。但シ、BCノ集団モ結局未ダ漁村以外ノ労働者ヲ少シモ吸収ハシテキナイトイフ点デハ、労働市場ハマダ漁村ニ限定サレテヨリ、資本ト労働トノ自由ナル結合ノ域ニハ達シテキナイトイフ事ヲ付記シテヨキタイ。

八、 最後ニB村モ亦地先海岸ノ自然的条件ニ支配サレテ成立シテキル事ニ関シテ記サウ。即チA村ハ必ズシモ良イ港ヲ持タナクテモ、荒磯ヤ砂浜ニ面シテキテモ漁村トシテ成立シタガ、B村ハ良イ港ガナケレバ成立シ難イ。ツマリ旧漁村のナA村全部ガ漁業発展ニ伴ッテB村ニ移行出来タワケデハナク、移行シ得ナイ限界ガ認めラレルノデアアル。

漁村ヲ發生的ニ分類シテ考ヘル時、マヅーツニハソノ村ガ偶々海岸ニ面シテキタ故ニ自然ニ漁業ヲ取り入レル村ニナツタモノト、他方ニハ昔カラ特ニ海ニ達者デアッタ、例ヘバ^{アア}海部トイフ様ナ部族ガ、彼等ノ海ヲ利用スル立場カラ村落立地シタト思ハレルモノトガアル事ガ考ヘラレ、之ヲA村、B村ノ分類ト照シ合セテ調査ヲ進メル時、特ニ興味深イモノガアル様デアアル。

然シ、ソレハ別トシテ、B村ニ於テハ港ナル村ノ中心地域ニ集中的ニ漁業基地的施設ヲ施ス事ガ望マシク、従ッテ其処ニハ漁業ニ依存スル水産加工業、冷蔵製氷業、造船工業、給油事業ナドノ漁業以外ノ産業、職業ガ成立スル地盤ガアル。ツマリ港ヲ中心ニ扇型ノ都市ノ聚落ヲ形成スル性格ヲ有シテキル。

勿論A村ニ於テモ地域の集団ガ漁業共同施設ヲ持ツコトガ望マシイガ、漁業ニ最も積極的ナ沖合漁船ニ依リ漁業ヲ営ムB村ニ於テ之ハ最も痛切デアアル。サウシテコノ漁業基地諸施設ヲ漁業者自ラガ共同ニ持ツカ、ソレトモ漁業者以外ニ実権ヲ握ラレテキルカニ依ッテ漁村ノ経済生活ハ大キク相違シタ。

四、漁獲物ガ特ニ腐敗シ易イモノデアルコト

漁業ハ常ニ漁獲ヲ予想シ難ク、少シ誇張シテ云ヘバ思ヒカケヌ大漁ト不漁トノ連続デアアル上ニ、コノ生産物ガ極メテ腐敗シ易イ。コノ事ガ、漁獲物ノ陸揚施設ヤ販売施設ヲ漁師自ラガ持ツカ否カニ依リ漁業及ビ漁村経済上ニ重要ナ意義ヲ架スルモノデアアル。古クカラ即チ漁業組合成立ノ以前カラ漁村ニハ漁業者ノ共同販売事業ガカナリ存在シタノモ之ガ為メデアリ、漁師ヲ搾取スル商人ノ圧力ガ特ニ強クッタノモ之ガ主要ナ所以デアッタ。殊ニ、漁業ニ依ッテハ自分ノ村ニ漁獲物ヲ陸揚スルコトガ出来ズ、出漁先カラ適当ナ漁港ニ陸揚セザルヲ得ヌ割合ノ大キナモノガアリ、漁港ニ根拠スル魚商人ヤ漁業用資材ヲ取扱フ商人ヤ冷蔵製氷業者等ニ不当ニ漁利ヲ抑圧サレテ来タ。

之ガ、漁師ハ陸上生活ニハ無頼者デアルトカ、利益ヲ追求セズ漁ヲ楽シムトカ、漁獲物ヲ気前ヨク唯クレテヤルトカトイフニ上記シタ海ヤ漁ニ対スル態度ト結ビツイテ、漁師ノ多クヲ貧シイ生活ニ甘ジサセターツノ理由ヲナスト思フ。次に、漁村ハ女ノ行商ナドガ盛ンデアッタ事ニ触レテヲカウ。

之ハ元ハ自家ノ漁獲物ヲ其家ノ主婦ガ売リニ出ル事、特ニ背後ノ農村ノ正月、盆、秋ノ農作物収穫時ニ主トシテ出カケタモノノ様デアアル。所ガ之ガ次第ニ平常ノ日ノ仕事ト化シ、自家ノ漁獲物ノミデハナク、自村ノ漁獲物ヲ購入シテ農村ニ出カケル様ニ発展シタモノアリ更ニ、中ニハ、反物、瀬戸物、野菜等マデモ取扱ヒ、行商地域モ背後農村ニ限ラズ遙カニ広大ニ及ンダモノモアッタ。ケレドモ魚ヲ売ル程度ノモノハ、魚ヲ売ッテ金ニカエルヨリモ米麦味噌醤油等漁村ニハ乏シイ日用食品ト物々交換スルノガ目的デアッタト認メラレル。

コノ様ナ事ガ、漁村ニ於テハ男ヨリモ女ノ方ガ世間馴レシテキ、所帯ノ切りマワシヲナシテユク家政上ノ主導的地位ヲ占メタ所以デアッタト思フ。

尚、此ノ外ニ漁村ニハ穀類獲得ノタメ女ガ背後農村ノ農繁期ニ出稼シ、自家ノ飯米タル米麦ヲ持チカエル慣習モ広く認メラレタ。

コノ様ナ事モ漁村ノ^(ママ)解放的ナ性格ヲ示シテキルト云ヘル。

結記

以上、旧漁村ニ於テハ村地先海面ニ於テ魚群ヲ村人協同ノカデ捕ッテ行クトイフ漁業上ノ必要ニ、漁業、漁獲物ノ特殊性ガ結び付テ、漁村社会ヲ封鎖的ナ孤立的ナ、然シソノ反面ニハ内部的ナ結合ノ固イモノトシテキタ。シカシ後年漁船ノ動力化、漁業ノ沖合進出ニ伴ヒA村カラB村ニ移行スルモノガ多クナルト共ニ、之ガ漁業漁獲物ノ特殊性ト結び付テ、漁業者ノ生活ハ村外ヘ解放的ニ伸ビル反対ノ性格ガ強ク認めラレル様ニナツタケレドモ、シカシ旧漁村ノ慣行ガ種々ノ面ニ残ッテヲリ、マタA村B村ヲ通ジテ漁業ニハ協同的ニ事業シテユカネバナラヌモノモ亦認めラレル。

之ガ沖合漁業村、定置漁業村、貝類海藻採取村、養殖村等ノ相違ト村ノ交通上ノ条件（漁村ハ漁場ニ近イ所ニ立地シタノデ岬ノ突端ヤ島等交通上極メテ不便ナ所ニ多ク分布シテキル）ヤ耕地所有ノ程度ニ依ル相違等ニ依ッテ、極メテ封鎖的^(ママ)ナモノカラ解放的^(ママ)ナモノマデ種々ノ姿デ存在シテキルト云ヘル。

従ッテ、家、祖先、子供、村、漁業、船、漁獲物、食物、家計等ニ対スル漁業者ノ考ヘ方、態度モ漁村ニ依ッテ種々ノモノガ在リ、マルデ対蹠的ニ相違スルモノマデ在ルト推察スルガ、又、漁村内部ニ於テモ新シイ漁村社会階層デアル上記シタA、B、Cノ間ニハ文化的水準ニ大キナ隔タリガ新シイ世代ニアル若イ者ナドニ出来ツツ在ルモノト思フ。